

付属

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和2年7月2日
規制改革推進会議

1 はじめに

規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

| | |
|--------------------------------|-----|
| ①規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)..... | P5 |
| ②規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)..... | P24 |
| ③規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)..... | P51 |
| ④規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)..... | P63 |
| ⑤規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)..... | P65 |
| ⑥規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)..... | P68 |
| ⑦規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)..... | P72 |

※②～⑦については、平成30年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)】計70件

| ① 農林分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| ドローンの活用を阻む規制の見直し | 3 | | 1 | | |
| 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し | | | 1 | | |
| 若者の農業参入等に関する課題について | | | 1 | | |
| 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革 | 3 | | | | |
| 農協改革の着実な推進 | | | 1 | | |
| 肥料取締法に基づく規制の見直し | 1 | | 5 | | |
| 畜舎に関する規制の見直し | | | 1 | | |
| 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し | 1 | | | | |
| 小計 | 8 | 0 | 10 | 0 | 0 |

| ② 水産分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| 改正漁業法の運用について | | | 5 | | |
| 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検 | | | 1 | | |
| 海技士の乗組み基準の見直しについて | 1 | | | | |
| 魚病対策の迅速化に向けた取組について | | | 1 | | |
| 小計 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 |

| ③ 医療・介護分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| 医療等分野におけるデータ活用促進 | 1 | | 6 | | |
| 患者による医薬品情報へのアクセス改善 | 1 | | | | |
| 機能性表示食品制度の運用改善 | 2 | | | | |
| 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化 | | 1 | | | |
| 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | | | 1 | | |
| 小計 | 4 | 1 | 7 | 0 | 0 |

| ④ 保育・雇用分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|---|-----|-----|-----|-----|---|
| 放課後児童対策(いわゆる「小1の壁」の打破) | 2 | | 1 | | |
| ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討 | | | 1 | | |
| 介護離職ゼロに向けた対策の強化 | 1 | 1 | | | |
| 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備 | | | 4 | | |
| 年休の取得しやすさ向上に向けた取組 | | | 1 | | |
| 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化 | | 1 | | | |
| 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表 | 1 | | | | |
| 小計 | 4 | 2 | 7 | 0 | 0 |

| ⑤ 投資等分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| モバイル市場における適正な競争環境の整備 | 1 | | | | |
| 教育における最新技術の活用 | | | 1 | | |
| フィンテックによる多様な金融サービスの提供 | 2 | | 3 | | |
| 電力小売市場の活性化 | 3 | | 1 | | |
| 地方創生のための銀行の出資規制見直し | 1 | | | | |
| 小計 | 7 | 0 | 5 | 0 | 0 |

| ⑥ その他重要課題分野 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| 総合取引所の実現 | 2 | | | | |
| 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大 | | | 1 | | |
| 副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し | | | 2 | | |
| 日雇派遣におけるルールの見直し | | | 1 | | |
| 小計 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 |

| ⑦ 行政手続コストの削減 | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|---|
| 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減 | 1 | | | | |
| 小計 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)】計107件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|-----------|-----|-----|-----|-----|---|
| 農林分野 | 13 | | 2 | | |
| 水産分野 | 1 | 2 | 4 | | |
| 医療・介護分野 | 14 | 5 | 2 | | |
| 保育・雇用分野 | 9 | | 1 | | |
| 投資等分野 | 8 | 15 | 29 | | |
| その他重要課題分野 | 1 | 1 | | | |
| 合計 | 46 | 23 | 38 | 0 | 0 |

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】計54件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|------------|-----|-----|-----|-----|---|
| 農林水産分野 | 8 | | 1 | | |
| 人材分野 | | | 2 | | |
| 医療・介護・保育分野 | | 1 | 1 | | |
| 投資等分野 | 6 | 8 | 24 | | |
| その他重要課題分野 | 1 | 1 | 1 | | |
| 合計 | 15 | 10 | 29 | 0 | 0 |

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】計11件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|---------|-----|-----|-----|-----|---|
| 農業分野 | 4 | | | | |
| 投資促進等分野 | 2 | | 3 | | |
| 地方活性化分野 | 1 | | 1 | | |
| 合計 | 7 | 0 | 4 | 0 | 0 |

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】計10件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|---------|-----|-----|-----|-----|---|
| 健康・医療分野 | | | 1 | | |
| 雇用分野 | 1 | | | | |
| 農業分野 | 2 | | | | |
| 投資促進等分野 | 1 | | 2 | | |
| 地方活性化分野 | 1 | 1 | | | 1 |
| 合計 | 5 | 1 | 3 | 0 | 1 |

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】計18件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|----------|-----|-----|-----|-----|---|
| 医療・健康分野 | | | 1 | | |
| 創業・IT分野 | 2 | | 2 | | 1 |
| 農業分野 | 8 | | | | |
| 貿易・投資等分野 | 1 | 2 | 1 | | |
| 合計 | 11 | 2 | 4 | 0 | 1 |

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】計3件

| | 措置済 | 未措置 | 検討中 | 未検討 | — |
|------------|-----|-----|-----|-----|---|
| エネルギー・環境分野 | | 1 | 1 | | |
| 創業等分野 | 1 | | | | |
| 合計 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済 ……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中 ……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討 ……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決 ……実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー… ……現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善 ……制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

フォロー終了 ……上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | | | |
|---------------------|------|-----|-------------|---|---|---|---|---|------|------|--|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (2)ドローンの活用を阻む規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 1 | 航空法に基づく規制 | <p>a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。)を廃止し、新たに農業の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農業等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。</p> <p>b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。</p> <p>c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行いながら、当面、次の措置を講ずる。</p> <p>－ 航空安全に係る事項は、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。)、又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する</p> <p>－ 農業安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する</p> <p>－ 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする</p> <p>d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。その際、飛行経歴要件を不要とするためにいかなる講習(座学・操縦練習の実施など)を受ければよいか例示するなどして分かりやすく明らかにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。</p> <p>e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。</p> | <p>a,c:令和元年7月措置 b,d,e:令和元年度上期措置 d:国土交通省</p> | <p>a 令和元年7月30日、「技術指導指針」を廃止し、新たに農業の安全使用に関する「無人マルチローターによる農業の空中散布に係る安全ガイドライン」(元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)を策定した。</p> <p>また、農用地等における無人航空機による空中からの農薬、肥料、種子若しくは融雪剤等の散布(以下「空中散布」という。)を目的として、航空法に基づく許可及び承認を受けて無人航空機を飛行させる際に必要となる安全対策等を定めた「航空局標準マニュアル(空中散布)」を令和元年7月に策定した。</p> <p>b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨を、都道府県担当者等の関係者を参集した規制の見直しに係る説明会(各地方農政局単位で開催)で説明し、周知を図った。</p> <p>また、農水協によるオペレーター認定、機体認定を規定していた技術指導指針を廃止するとともに、これらの規制見直しの結果についてチラシ(下記アドレス)を作成し、都道府県を通じて関係者への周知を図った。</p> <p>ドローンで農業散布を行うために https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/pdf/nouyakusanpu.pdf</p> <p>c 無人ヘリコプターについては、航空安全に係る事項は審査要領又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制するため、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」(平成27年12月3日付け国土交通省航空局長・農林水産省消費・安全局長通知)を令和元年7月に改正した。</p> <p>また、令和元年7月30日、新たに農業の安全使用に関する「無人ヘリコプターによる農業の空中散布に係る安全ガイドライン」(元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知)を策定した。</p> <p>さらに報告事項は、必要最小限とし、電子メールでの報告を可能とした。</p> <p>d 飛行中に不具合が発生した際の対応を含め操作介入を必要としない十分な自動操縦に係る機能及び信頼性を有する無人航空機の要件を明確化するとともに、これを満たす機体を飛行させる場合は、飛行経歴を10時間以上ではなく、飛行のリスクに応じた機体の機能及び信頼性を勘案して、例えば製造者が十分と認める飛行訓練時間とすることができる旨を明記するため、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(平成27年11月17日 国空航第684号、国空機第923号)を令和元年11月に改正した。</p> <p>e ディーラー、メーカー等が出席する規制の見直しに係る説明会を全国の各地方農政局単位で開催し、審査要領に基づく代行申請制度の周知及びその利用の促進を図った。この結果、複数のドローンメーカー、講習団体等により、当該代行申請制度を活用し、自動操縦機能等を搭載した機体の申請が行われた。</p> | <p>b,e 今後も各種会議等において、規制見直し後の新たな仕組みについて周知を図る。</p> | 措置済 | 解決 | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 2 | 農薬取締法に基づく規制 | <p>a 農薬取締法(昭和23年法律第82号)上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。</p> <p>b 既存の(地上)散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。</p> | 措置済み | 農林水産省 | <p>「農薬の使用方法的表示及び提出を要する試験の取扱いについて」(平成31年2月22日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)を发出し、以下の内容について関係者に周知</p> <p>1. ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、農薬散布に当たり使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断に任されていること</p> <p>2. 既に登録されている農薬をドローン等により散布するため、高濃度の希釈倍数で使用する場合、変更の登録申請を行う場合、</p> <p>① 単位面積当たりの有効成分投下量が元の登録の範囲内であれば、当該申請時に作物残留試験の追加提出を要しないこと</p> <p>② 薬害試験は、薬害の有無を確認できるときは、ほ場での実施に限らないこと</p> | — | 措置済 | 解決 | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 3 | 電波法に基づく規制 | <p>a 総務省は、平成30年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和2年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるように必要な制度改正を行う。</p> <p>b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を发出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。</p> <p>c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則1か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。</p> <p>d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものとなるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。</p> | <p>a:令和2年中措置 b,c:令和元年度中期措置 d:令和元年中速やかに</p> | <p>a~c:総務省 d:総務省 農林水産省</p> | <p>a. 携帯電話をドローンに搭載して利用するにあたって、地上で使われる携帯電話や他の無線システムへ影響を与えずに運用するための技術的条件について、情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会において、検討を行ったところ、とりまとめた委員会報告に対して、令和2年3月31日に情報通信審議会から答申を得た。</p> <p>b. 高度数m以下で運用され、他の携帯電話に対して干渉を与えないように電力制御が可能な携帯電話を利用するドローンについては、柔軟かつ迅速な運用が可能となるように、運用エリア・運用時期が確定する以前から、移動範囲を「全国」とした実用化試験局の免許を、数百局単位で事前に与えた。</p> <p>c. 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会における検討結果を踏まえ、実用化試験局の申請書類に記載すべき項目の簡素化を行い、免許申請を行うために必要な事前準備期間(携帯事業者とドローン利用者間で調整する期間)の短縮を図った。</p> <p>d. 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会の下に上空利用検討作業班を設置し、農林分野から農林水産省、農業団体、機体メーカー等が参画。農業用ドローンメーカーからの携帯電話利用に関するニーズ等を踏まえつつ、これまでに計6回の作業班を開催し、実用局制度の技術的条件や運用等について議論した。</p> | <p>a. 情報通信審議会からの答申を踏まえ、ユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者にドローン利用の申請することで速やかな運用が可能となるよう、令和2年中に必要な制度改正を行う。</p> <p>d. 5G周波数での利用等、今後も必要に応じて議論を行う。</p> | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|------|-----|-----------------------|--|---|---|--|--|------------|------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 4 | 農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組 | a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画(仮称)」を農林水産省が中心となって策定する。 - 最新型ドローン導入の目標値 - 導入促進のための地方説明会の開催回数の目標値 - 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値 - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。 | 措置済み | 農林水産省 | a 農林水産省において、農業分野におけるドローンの技術の現状、農薬散布やセンシング等の分野ごとの普及目標、ドローンでの散布に適した農薬の目標登録数、農業用ドローンの普及促進のための地方説明会の開催目標値等を定めた「農業用ドローン普及計画」を策定(平成31年3月)。また、同計画において、農業用ドローンの普及拡大に向けて情報共有等を行う枠組みとして、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会の設立を定めた。 b 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を立ち上げ(平成31年3月)、令和2年3月1日時点で、メーカー等の法人161名、個人78名が会員として参画。技術情報や取組事例、制度変更情報等を随時情報発信するとともに、農業者等からの制度対応や事業活用に関する相談に対応。 | a - b 引き続き、情報の積極的な収集と発信を行う。 | 措置済 | 解決 | |
| (3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 5 | 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し | a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速15km以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法(昭和26年法律第185号)上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。 b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性からaにおいて時速15km以下で走行する必要性があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速15kmを超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。 c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和27年法律第180号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。 d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和35年法律第105号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。 e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。 f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。 g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。 h aからgの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大型化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。 | a:措置済み b~f:令和元年結論、措置 g,h:令和元年結論、結論を得次第、速やかに措置 | a~c:農林水産省 d,h:警察庁 農林水産省 国土交通省 e:農林水産省 f,g:警察庁 農林水産省 | 【警察庁】 f:農林水産省の施策に併せて、都道府県警察に通達を发出し、都道府県内の農業大学校等と連携を密にし、出張試験等に協力するとともに、運転免許試験場等においても受験者の増加や農耕車を持ち込んでの試験実施機会の増加の可能性があることを踏まえた対応を指示した(「大型特殊自動車免許の受験機会の拡大について(通達)」(令和元年9月11日付け警察庁丁運発第93号)、「牽引免許の受験機会の拡大について(通達)」(令和元年12月26日付け警察庁丁運発第195号))。 g:農機が走行する際の安全確保の観点から妥当な最大積載量の確認の仕組みを農林水産省が法令において定め、当該法令で定めた確認の仕組みに従って同省により安全な積載量の確認が行われたものについて、当該積載量までの積載を認める方向で、同省と共に検討中。 【農林水産省】 a 国土交通省が通達した、道路運送車両法に係る作業機を装着した農耕トラクタの基準緩和の内容を、令和元年3月に都道府県農機担当部局等に周知。(「農耕作業用トラレーラ等に対する基準緩和の活用について」(「作業機を装着した農耕トラクタに対する公道走行時の保安基準緩和について」(平成31年3月29日付け30生産第2462号)) b 時速15kmを超えて走行することができるトラクターと作業機の組合せについて、令和元年12月以降、日本農業機械工業会HPIにて順次周知。 c 国土交通省が作成した特殊車両通行許可申請等の事例や、車検証明書の提出が不要であること並びにワンストップで許可を取得できること等について、令和2年2月に全国で説明会を開催する等し、農業関係団体を含む関係者に周知。 d: 国土交通省の告示改正等で通達した、道路運送車両法に係る農耕作業用トラレーラの基準緩和の内容を、令和元年12月に都道府県農機担当部局等に周知。(「農耕作業用トラレーラ等に対する基準緩和の活用について」(令和元年12月25日付け元生産第1445号)) e 「農耕トラクタ等の農道走行について」(令和元年10月11日付事務連絡)において、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状として農道管理者の特段の許可を必要とされておらず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知。 f: 大型特殊免許、牽引免許の取得機会の拡大について令和元年9月及び12月に、警察庁及び各都道府県に依頼するとともに、令和元年度補正予算において都道府県等における免許取得に向けた研修会等の開催経費を支援。(「農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月9日付け元生産第857号)、「農耕車に係るけん引免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年12月25日付け元生産第857号-1)、「農耕車に係る大型特殊自動車免許の取得機会の拡大について(依頼)」(令和元年9月20日付け元生産第922号)、「農耕車に係る牽引免許の取得機会の拡大について」(令和元年12月27日付け元生産第922号-2)) g 農林水産省が農機が走行する際の安全確保の観点から妥当な最大積載量の確認の仕組みについて農林水産省の法令で定め、当該確認の仕組みにしたがって安全な積載量の確認が行われたものに限って、農林水産省が安全性を確認した積載量までの積載を認める方向で警察庁とともに検討中。 h 作業機付き農業機械の公道走行に関する検討チームにおいて検討しており、引き続き規制の洗い出しを行う。 【国土交通省】 a: 国土交通省から通達(「農作業機を装着した農耕トラクタに対する基準緩和の活用について」(平成31年3月28日、国自技第277号))を地方運輸局等関係者に发出し、一定の要件により公道走行可能であることを周知した。 b: 国土交通省から通達(「農耕トラクタに農作業機を装着した際の安定性の取扱いについて」(令和元年12月25日国自技第169号))を地方運輸局等関係者に发出し、モデル式策定結果や適合機種公表方法等について周知した。 c 自動車局からの通知を受けて、平成31年4月1日に、農機を装着することで道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの通行について、特殊車両通行許可手続が必要であることを道路管理者に周知した。 令和2年1月17日に、道路法上の特殊車両に該当することとなるトラクタの特殊車両通行許可の申請については、自動車検査証の写しに代えて、車両諸元の記載があるカタログ、小型特殊自動車標識交付証明書等とすること、国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合には、国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、道路管理者及び農林水産省を通じて農林関係者等に周知するとともに、当該特殊車両の通行許可事例に係る申請書等を参考送付した。 d: 国土交通省から告示及び通達(「道路運送車両法施行規則第二条の規定に基づき、同令別表第一大型特殊自動車の項第一号口に掲げる国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車を指定する件」(令和元年12月25日、国土交通省告示第九百四十六号))、「(道路運送車両の保安基準第五十五条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示」(令和元年12月25日、国土交通省告示第九百四十七号))、「(「大型特殊自動車又は小型特殊自動車に該当する自動車の判断基準について(依命通達)」の一部改正について」(令和元年12月25日、国自技第147号、国自整第209号))、「(「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について」(令和元年12月25日、国自技第166号))、「(「農耕作業用トラレーラ等に対する基準緩和の活用について」(令和元年12月25日、国自技第167号))を地方運輸局等関係者に发出し、制動装置の設置を始めとした既存の基準緩和を行うとともに一定の要件により公道走行可能であることを周知した。 また、自動車局からの通知を受けて、令和元年12月25日に、農機を牽引したトラクタの公道の走行が可能となり、当該トラクタが道路法上の特殊車両に該当する場合には、特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知した。 h: 検討の結果該当なし。 | 【警察庁】 g:農林水産省の検討が済み次第、その結果を踏まえ必要な措置を講じる。 【農林水産省】 a~e 引き続き周知を行う。 f 引き続き、免許の取得機会の拡大を推進する。 g 警察庁との検討が済み次第、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。 h 引き続き規制の洗い出しを行う。 【国土交通省】 関係省庁と連携して周知に取り組む。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------------------|------|-----|-------------------------|--|-------------------------------------|-------|--|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (4)若者の農業参入等に関する課題について | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 6 | 若者の農業参入等に関する課題について | a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。 b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。 c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。 | a:令和元年度検討・結論、令和2年度措置 b,c:令和元年度措置 | 農林水産省 | a 就農に向けて研修を受ける者に対し資金を交付する農業次世代人材投資事業(準備型)及び令和元年度補正予算の就職氷河期世代の新規就農促進事業の研修先について、公的研修機関、民間の先進農家等を問わず、適切な研修環境を確保できることを条件に対象研修機関として認定できるよう、認定基準の見直しを行い、令和2年1月30日に「農業次世代人材投資事業(準備型)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修機関等の認定基準について」(元経営第2510号就農・女性課長通知)を制定し、都道府県及び市町村を通じて周知。 b 令和元年10月、農地所有適格法人の資金調達等に係る課題やニーズに関するアンケート調査を実施。これに加えて、令和元年12月、農業法人及び金融機関を対象にヒアリング調査を実施。 c 農地に設置する農業用施設の実態及びその取扱いにおける課題を把握するため、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理した上で、全国の関係自治体(47都道府県、1,598市町村、1,708農業委員会)の担当者及び農業者を対象とする農業用施設の種類・規模等や制度の周知状況等についてアンケート調査(実施期間:令和元年10月3日～11月29日)等を実施し、それらの結果を踏まえ、必要な措置を講じることについて検討を行った。 | a 令和2年度の農業次世代人材投資事業実施要綱においても、先進農家等における研修を可能とする内容を盛り込み、適切に対応。 b これらの調査結果を踏まえ、課題やニーズの検討を行った上で、必要に応じて今後の対応は検討する。 c 調査結果等を踏まえて、引き続き、今後の対応を検討する。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| (5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 7 | 利用集積・集約化に係る手続の改善と体制の一体化 | a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。 b 農用地利用配分計画の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。 c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。 d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。 | a,b,c:措置済み d:令和元年度措置 | 農林水産省 | a～d 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。手続の簡素化等の規定は令和元年11月1日に施行。 具体的には、 a 農用地利用集積計画のみで借入・転貸を一括して行うことができる仕組みの創設 b 配分計画案の縦覧手続の廃止 c 利用状況報告の原則廃止 d 配分計画案の作成主体に実績のある旧円滑化団体を追加(統合一体化は令和2年4月1日施行)を措置。 | 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化の措置が令和2年4月に施行。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 8 | 地域における農業者等による協議の場の実質化 | 人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握(マップ化)、及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。 | 令和元年度措置 | 農林水産省 | 人・農地プランの実質化を推進するため、地域の話し合いに関し、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成や後継者の確保の状況等の情報を提供しよう努めるとともに、農業委員会の役割を明確化すること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。人・農地プランの実質化に係る規定は令和元年11月1日に施行。 ・上記法改正を踏まえ、人・農地プランの実質化の要件や作成上の留意事項等を市町村、都道府県、関係団体に周知するため、「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)を发出。 ・令和元年度予算において、人・農地プランの実質化に必要なアンケートや地図の作成に要する経費について支援(人・農地問題解決加速化支援事業)するとともに、農業委員会による農地の貸付意向等の調査、話し合い、農地情報公開システムの改良等への支援(機構集積支援事業)、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動への支援(農地利用最適化交付金)を措置。 ・令和元年6月14日に全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国土地改良事業団体連合会、全国農地保有合理化協会の参加の下、農地バンク、都道府県、農業委員会、JA、土地改良区が一堂に会し、今後一体となって人・農地プランを核に農地集積・集約化を推進するための機運を高めるため、農地バンク5年後見直し推進総決起大会を開催。また、都道府県段階、市町村段階で関係機関が連携して人・農地プランの実質化に取り組むよう市町村、都道府県、関係団体に要請。 | ・都道府県、市町村、関係団体と連携・協力しながら、人・農地プランの実質化を推進。 ・令和2年度予算において人・農地プランの実質化に必要な経費を措置。 ・全国各市町村の人・農地プラン実質化の取組状況を把握し、必要な助言・支援を実施。 ・農業委員・農地利用最適化推進委員による人・農地プランへの協力状況を把握する。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 9 | その他の措置 | a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。 b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数(150日以上)要件を見直し、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。 c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないよう転用許可基準を見直す。 | 令和元年度措置 | 農林水産省 | a 認定農業者制度について、従前、市町村長を認定主体としていたところ、農業者の営農区域に応じて国(農林水産大臣)又は都道府県知事が認定できる仕組みを創設することを内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布。認定農業者制度に係る改正規定は令和2年4月1日に施行。 ・上記法改正も踏まえ、国・都道府県による認定事務に係る留意事項を市町村、都道府県等に周知するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について」(令和2年3月31日付け元経営第3193号農林水産省経営局長通知)を发出。 b 役員グループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人について役員は農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みを設けること等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第12号)が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、同年11月1日に施行。 c 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係政省令とともに、令和元年11月1日に施行した。 | a 引き続き、都道府県、市町村担当者に対し、担当者会議等を通じて、法改正の趣旨を丁寧に説明し、円滑な制度運用が行われるよう努める。 b 制度の周知に努める。 c 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------|------|-----|----------------|--|--|-------|--|--|------------|------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| (6)農協改革の着実な推進 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 10 | 農協改革の着実な推進 | 農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。 | 令和元年度以降、継続的に措置 | 農林水産省 | ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表)。 ・平成30年2月から令和2年2月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組)。 ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表)等により自己改革を促している。 | 今後とも、農業者の所得向上に向けた自己改革の取組を促進する。 | 検討中 | 継続F | |
| (7)肥料取締法に基づく規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 11 | 公定規格 | a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。 b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大きくり化、簡素化を行う。 - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和 - 副産物肥料について使用できる原料の拡大 - 有害成分の最大量について大きくり化 | a:令和元年措置 b:令和3年措置 | 農林水産省 | a 肥料の規格について、海外との比較を行い、令和元年12月に相違点の分析について農林水産省HPIに公表した。 b 肥料の種類の大きくり化については、11種類の副産物肥料を統合すること等、簡素化については、複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料の主成分の最小量を一律に緩和すること等を旨として、肥料事業者等の関係者の意見を聞きながら検討を進めているところ。 | a - b 引き続き、関係者の意見を聞きながら令和3年までに検討を進める。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 12 | 肥料の混合 | 普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列挙する。 | 令和元年上期検討開始、令和3年措置 | 農林水産省 | 令和元年12月に公布された「肥料取締法の一部を改正する法律」(令和元年法律第62号)において、普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとしたところ。また、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては、腐熟が十分でない堆肥や(当分の間)汚泥肥料等を指定することを旨として、農業者、肥料生産者、消費者団体等の関係者をメンバーとする関係者会議(以下「関係者会議」という。)において関係者の意見を聞きながら(直近では令和2年2月に開催)、令和2年夏の公布を目的に検討を進めているところ。 | 普通肥料と特殊肥料の混合等を原則認めることについては、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(公布の日から一年以内で政令で定める日)に施行。 また、混合すべきでないものについても、引き続き関係者の意見を聞きながら検討を進め、令和2年夏を目途に公布し、上記と合わせて施行予定。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 13 | 保証成分量 | a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。 b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。 | 令和2年措置 | 農林水産省 | a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に、許容範囲を緩和する見直しを検討しているところ。 b 原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする旨で関係者会議での意見を聞きながら検討を進めているところ。 | a 引き続き、諸外国の運用を参考にして関係者の意見も聞きながら検討を進め、令和2年中に見直す。 b 引き続き、関係者の意見を聞きながら検討を進め、令和2年中に見直す。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 14 | 保証票 | a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。 b 原料の種類を大きくり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。 c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。 | a,c:令和2年措置 b:令和元年上期検討開始、令和2年上期方向性につき結論、令和3年上期措置 | 農林水産省 | a, b 以下の内容とする方向で関係者会議での意見などを聞きながら検討を進めているところ。 ・表示サイズについては、保証票の大きさに係る規定を文字サイズの規定に改め小さなサイズも認める。 ・原料表示の見直しについては、植物質に関する原料をひとまとめにするなど原料を大きくり化し、構成比率の低い原料について括弧内の原料表示を順不同とする等記載を簡略化する。 ・二次元コードを利用したウェブサイトでの情報提供を可能とし、生産事業場や原料の括弧内の表示をウェブ表示に代替させることができることとする。 c 保証票に記載を義務付けられている事項について、農家や肥料メーカーの意見を聞きつつ、諸外国との比較も踏まえ検討を進めているところ。この中で、牛のせき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けなければならない牛由来肥料(大臣確認肥料)を原料に使用する普通肥料については、保証票に大臣確認肥料を使用した旨を記載することが義務付けられていたが、これを不要とすることとし、令和元年12月から翌1月にかけてパブリックコメントを実施した上で、改正告示を令和2年2月に公布。 | a 引き続き、関係者の意見を聞きながら検討を進め、令和2年中には見直す。 b 引き続き、関係者の意見を聞きながら検討を進め、令和2年中には見直す(ウェブサイトの活用については、システム構築の必要があることから、令和2年度中にシステムを構築し、その後試行や研修等の準備を終え次第活用開始予定)。 c 大臣確認の旨の記載について、令和2年4月に改正告示を施行。 その他の事項について、引き続き、記載の必要性を検証し、必要に応じて見直しを検討。 | 検討中 | 継続F | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 15 | 登録・届出等の手続とその運用 | a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。 b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。 c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。 d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。 | a:令和3年上期措置 b:令和2年上期措置 c,d:令和元年措置 e:令和3年措置 | 農林水産省 | a 手続の合理化に向けて、会社住所などの都度の入力や電子署名による本人確認等を不要とすることも含め、肥料事業者等がオンライン上で各種手続を実施できるようにするためのシステムの構築を進めているところ。 b 会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とし、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知(令和元年12月)。 c 本社又は工場所在地を管轄するFAMICでも登録の申請を受け付けられることについて、FAMICにおいて、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」に明記するなど周知(令和元年12月)。 d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対して無記名アンケートを実施し、アンケート結果を農林水産省HPIに公表(令和元年12月)。 また、アンケート結果をFAMICに通知し、結果を踏まえ、肥料の種類や安全性データの提出を求める場合での指導等について、運用を統一。FAMICは、HPIに掲載されている「登録Q&A(肥料登録・届出)」を更新し、運用の明確化と統一を図った(令和元年12月)。 e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、対象となる事業者を複数の原料を混合した肥料や動植物・副産物肥料を取り扱う者に限る等、過度に制約的なものにならないものとするを旨として、関係者の意見を聞きながら検討を進めているところ。 | a 令和2年度中にシステムを構築し、その後試行や研修等の準備を終え次第活用開始予定。 b~d - e 引き続き、関係者の意見を聞きながら令和3年までに検討を進める。 | 検討中 | 継続F | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------|------|-----|--------------------|---|--------------------------------------|----------------|---|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 16 | 法律の題名 | 法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法(昭和25年法律第127号)の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。 | 令和2年上期措置 | 農林水産省 | 令和元年12月に公布された「肥料取締法の一部を改正する法律」(令和元年法律第62号)において、法律の題名を「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改めることとした。 | 肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(公布の日から一年以内で政令で定める日)に当該改正内容が施行。 | 措置済 | 解決 | | |
| (8)畜舎に関する規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 17 | 畜舎に関する規制の見直し | a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法(昭和25年法律第201号)の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。 b aでの検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。 | a:令和元年検討開始、令和2年上期までに結論 b:令和3年上期措置 | 農林水産省 国土交通省 | a「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、畜舎等の利用実態等を踏まえた畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制等について検討を行った。また、畜舎の建築基準に係る海外調査を行い、本委員会において結果を報告した。 b 検討委員会の議論を踏まえ、検討を行っている。 | a 引き続き検討委員会で検討を行い、令和2年上期までに結論を得る。 b aの結論を踏まえて、法律案を検討。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| (9)農作物栽培施設に係る立地規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 農林分野 | 18 | 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し | a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第48条の規定に基づく植土工場等の許可事例の情報提供等について」(平成31年3月28日国土交通省住宅局市街地建築課長通達)を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を发出し、その内容を周知徹底する。 - 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。 - 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を发出することができること。 b aの実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。 c bの検討の結論について周知するための技術的助言を发出する。 | a,b:令和元年中速やかに措置 c:令和元年中措置 | 国土交通省 | a「- 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。」及び「- 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を发出することができること。」について、「商業施設から農作物栽培施設へ用途変更する場合に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用等について」(令和元年7月10日付け国住街56号)を发出した。 b.日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促した。 c.bの検討を踏まえ、「新たな農業生産施設の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用等について」(令和2年1月16日付け国住街130号)を发出した。 | 引き続き国土交通省において事例の収集・分析等を行い、円滑な運用に資するよう検討を行う。 | 措置済 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| (2)改正漁業法の運用について | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 1 | 国及び都道府県の責務の明確化 | 国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことなく、透明性が高く、客観的な基準に基づいて、公平に紛争解決が行われるよう、制度運用の仕組みを定める。 | 令和2年度措置 | 農林水産省 | 左記の内容を盛り込んだ、改正漁業法に基づく漁業権制度の運用に関する都道府県知事への技術的助言である「海面利用制度等に関するガイドライン」(以下「海面利用ガイドライン」という。)を策定するべく、検討・調整を進めた。 | 令和2年度前期に海面利用ガイドラインを策定する。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 2 | 資源回復に向けたロードマップの策定 | 魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。 | 令和2年度以降順次措置 | 農林水産省 | マサバ・ゴマサバ、スケトウダラ、ホッケについて、資源評価結果に基づき、ロードマップ策定に向けた検討を先行的に開始し、マサバ・ゴマサバについては、令和2年2月にロードマップを取りまとめ、スケトウダラについては、MSYベースの資源評価に基づき、令和2年漁期のTACを令和2年3月に決定した。 | 現行TAC対象魚種については、令和3年漁期からロードマップに基づく新たな資源管理システムを実施する(マサバ・ゴマサバについては、令和2年漁期から先行して実施)。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------------|------|-----|---------------------------------|---|--|-------------------------------------|---|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 3 | 生産性の高い許可漁業の推進 | a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化する。 b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」としている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負荷軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS(Vessel Monitoring System:衛星船位測定送信機)等の備付けの義務化を行う。 | 令和2年度措置 | 農林水産省 | a 許可に係る適格性の「漁業を適格に営むに足る生産性」を判断するための基準を水産庁長官通知で定める予定としている。本基準においては、漁業を適確に営むに足る生産性の有無について、収益性の確保の状況(毎年、財務諸表等により確認)等を基準として、漁業種類・魚種ごとに定めていくこととしている。 b VMSについては、大臣許可漁業の許可船舶の約9割にVMSを設置した。漁獲報告の電子化について、特定水産資源の採捕をしたときは、原則、電子情報処理組織を使用する方法により漁獲報告を行うよう省令で定めることとした。 | a 令和2年度前期に通知を发出する。 b 大臣許可漁業の許可船舶にVMSの備付け及び常時作動を義務付けることとし、令和2年度中に全許可船舶に設置する。漁獲報告の電子化については、特定水産資源の採捕をしたときは、原則、電子情報処理組織を使用する方法により漁獲報告を行うよう省令で定め、本年中に施行する。 | 検討中 | 継続F | a:規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー b:継続フォロー | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 4 | 海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化 | a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていることと公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにする。 c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。 d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。 | a~c:e:令和2年度措置 d:令和2年度以降継続的に措置 | 農林水産省 | a 漁場マップの策定及び公開に向け、漁業権に係る情報収集を行うとともに、その表示方法について検討を行った。 b 適切かつ有効の判断基準や漁場の一部を利用していない場合の合理的な理由を明確化し、海面利用ガイドラインに記載するべく、検討・調整を進めた。 c 海区漁場計画の作成に当たって、都道府県知事が、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずること、利害関係人から聴取した意見の検討結果はインターネット等を利用して具体的に公表すること等について海面利用ガイドラインに記載するべく、検討・調整を進めた。 d 漁場マップの策定に資するため、平成30年度において、養殖等の海面の有効活用に向けた利用実態調査を実施し、その後漁場が十分に利用されていない原因分析や有効利用の可能性について整理、分析を行い、令和元年度に水産庁ホームページで結果を公表した。 e 現に漁業権が存しない水面について、都道府県知事が、関係者との調整や漁場条件の調査を行い、関係する漁業者、漁業協同組合等と協議し操業に支障がないことを確認した上で沖合を含めて新たな漁業権を設定し、水面全体が最大限に活用されるよう努力することを海面利用ガイドラインに記載するべく、検討・調整を進めた。 | a 令和2年度中に、漁業権の位置の地図情報、漁業種類等の情報を表示する漁場マップを作成し、水産庁ホームページ等に公表する。 b 令和2年度早期に海面利用ガイドラインを策定する。 c 令和2年度早期に海面利用ガイドラインを策定し、今後、これに基づく制度運用を行っていく。 d 新たに漁場として設定された事例、廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況についての調査を令和2年度以降に実施し、結果を公表する。 また、当該調査結果を踏まえて、漁場の活用に関するKPIを設定する。 e 令和2年度早期に海面利用ガイドラインを策定し、今後、これに基づく制度運用を行っていく。 | 検討中 | 継続F | 改正法の運用に関する検討状況について要フォロー | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 5 | 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化 | a 漁協の全ての収入内容(漁場行使料、協力金等)と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関するKPIを設定し、適切な政策を講ずる。 b aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく措置を講ずる。 c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。 | 令和元年度検討開始、令和2年度措置 | a,c:農林水産省 b:公正取引委員会 農林水産省 | a,b 令和元年度に、漁協の組合員数、役員数、事業別の収入・支出、事業外の収入・支出、販売取扱高、受託販売手数料等の経営状況の調査を実施した。 c 令和元年度に漁協における組合員資格審査について、都道府県が不適正と認められた組合数、その内容と要因等について調査を実施した。 | a,b 令和2年度に調査結果と合わせて漁協の経営に関するKPIを公表する。 また、独禁法上の問題が明らかになった漁協に対しては、公正取引委員会と連携して対応を行っていく。 c 令和2年度に調査結果を公表するとともに、調査結果を踏まえて漁協等向けの総合的な監督指針等の改正を行う。 | 検討中 | 継続F | 改正法の運用に関する検討状況について要フォロー | |
| (3)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 6 | 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検 | a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行う。 b 不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する、あるいは流通業者等に「取引適正化のための自主行動計画」の策定を働きかける。 c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。 d 魚類養殖業の資金調達の円滑化を図れるよう、コストの大半を占める餌費用等の事業資金に対して魚類養殖業の事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築や、養殖生産の需要家からの受託等、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進を早急に検討する。 e 輸入水産物のトレーサビリティの出发点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる。 | a~c:令和元年度措置 d,e:令和元年度検討・結論、令和2年上期措置 | a,b,d,e:農林水産省 c:公正取引委員会 農林水産省 | a 水産物について、平成30年度に産地市場の買受人を対象に、取引における不適正事例の有無について調査を実施したほか、令和元年度に漁業者を対象に同様の調査を実施した。 漁業生産資材について、平成30年度に漁船、漁網、種苗・餌の流通構造の調査を実施し、令和元年度は更に、資材コスト低減の取組や海外の漁業生産資材の流通構造等の調査を実施した。 主要養殖県(三重県、愛媛県、長崎県及び鹿児島県)のプリ・マダイ養殖業者に対して、水産物・漁業生産資材の流通に関するアンケート調査を実施した。 b,c 水産物流通については、小規模で零細な産地市場の仲買人が十全に役割を果たせるよう、「取引適正化のためのガイドライン」を策定すべく検討を行った。 漁業生産資材の流通については、産地商社による養殖用餌の取引慣行について、その具体的な取引態様によっては養殖業者の自主的な事業運営を阻害するおそれがあることから、望ましい取引のあり方を示すガイドラインを策定すべく検討を行った。 d 事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築を推進するため、事業性評価専門機関の協力を得て養殖業の事業性評価ガイドラインの作成・公表に着手。また、養殖業成長産業化推進協議会を4回開催し、対等取引による生産と販売の安定化を実現するビジネスモデルを検討。 e 令和元年9月より、有識者による「漁獲証明制度に関する検討会」を開催し、①国内で密漁等の違法漁獲が懸念される魚種に関する漁獲証明制度の創設、②IUU(違法・無報告・無規制)漁業の懸念がある輸入水産物の漁獲証明の仕組みについて検討を行った。 また、水産物の輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けて、水産物の水揚げから輸出に至る履歴情報をIT等の活用により管理する取組の実証を行った。 | a (漁業生産資材について)調査結果が取りまとめ次第、公表する。 b,c (水産物流通について)取引適正化のためのガイドラインを策定する。(漁業生産資材について)養殖業について望ましい取引のあり方を示すガイドラインを策定する。また、独禁法上問題のある実態が明らかとなった場合には、公正取引委員会と連携して是正を図る。 d 養殖業成長産業化総合戦略に基づき、生産委託などのビジネスモデルを推進する。 e 今後、検討会での最終とりまとめを経て、制度化に向けた作業を進める。漁獲から加工・流通段階までの漁獲情報等を改ざんへの耐性が高い状態で伝達する漁獲証明システムの開発・実証を行う。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------|------|-----|--------------------|--|--|----------------|--|--|------|------|-----------------------|
| | | | | | | | | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| (4)海技士の乗組み基準の見直しについて | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 7 | 海技士の乗組み基準の見直しについて | <p>a 安全の確保を前提に、併せて必要となる措置等を検討した上で、近海(100海里以内)を操業する中規模(総トン数20t以上長さ24m未満)の漁船(以下「近海中規模漁船」という。)について、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行う。</p> <p>b aの法令改正の施行までの間、近海中規模漁船について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等一定の要件の下、海技士(機関)の乗組みを省略することができることとする。</p> <p>c aの法令改正の施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等により海技士(機関)の乗組みを省略することができることとする。</p> | 令和元年度結論・措置 | 農林水産省 国土交通省 | <p>【農林水産省】 a～c 水産庁及び国土交通省の共同事務局とする船舶工学の専門家やエンジンメーカーが参加する検討会(近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会)を平成30年10月の第1回から令和元年12月まで計8回開催した。</p> <p>【国土交通省】 a 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)」により、近海中規模漁船について、小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とした。 b aの省令改正の施行までの間、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて(令和2年国海技第300号)」により、近海中規模漁船について、海技士(機関)の乗組みを省略することができることとした。 c aの省令の附則により、施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、bの海技士(機関)の乗組みを省略することができることとした。</p> | <p>【農林水産省】 a～c 本制度について漁業者に周知を行う。</p> <p>【国土交通省】 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)」を令和2年7月1日施行予定。</p> | 措置済 | 解決 | |
| (5)魚病対策の迅速化に向けた取組について | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 水産分野 | 8 | 魚病対策の迅速化に向けた取組について | <p>a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。</p> <p>b aの調査を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。)に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと(成魚・稚魚を含む。)の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。</p> <p>c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>d cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義(一定時間内に獣医師の診療を受けられる等)を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のキャリアラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。</p> <p>f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。</p> <p>g 魚病対策に関する情報の共有化や学術交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。</p> <p>h 当該協議会にてb～dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。</p> <p>i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。</p> <p>j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのキャリアラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。</p> | 令和元年度措置 b: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 c: 令和元年度措置 d～f: 令和2年度措置 g: 令和元年度措置 h: 令和2年度以降順次措置 i: 令和元年度措置 j: 令和3年度以降継続的に措置 | 農林水産省 | <p>a 都道府県の水産防疫担当部署を通じて、所管の養殖業者を対象に、水産用医薬品の使用状況や獣医師の診療実態に関するアンケート調査を行い、魚病対策促進協議会で当該調査結果について報告し、本調査の結果を踏まえ取組む項目(b,c)に対応する際の基礎資料とした。また、本調査の結果を含む魚病対策促進協議会の資料について、ホームページで公表した。</p> <p>b 魚病対策促進協議会において使用基準の見直しに当たっての基本的な考え方を整理し、aの調査結果に基づき、サケ科魚類の冷水病治療薬及びブリのペコ病治療薬の使用基準の見直し並びにマグロのイリドウイルスワクチンの開発について、今後取り組むこととした。</p> <p>c 魚病対策促進協議会において、リストの対象となる獣医師の条件を、「水産動物を対象とする診療経験のある獣医師又は今後養殖場における魚病診療に協力する意思のある獣医師」と定め、農林水産省ホームページにて公募を行い、応募のあった獣医師によるリストを作成し、各都道府県水産防疫担当に提供した。</p> <p>d かかりつけ獣医師の定義を検討するため、現在、魚病の診療を行っている獣医師、養殖業者にアンケートを実施し、診療に係る業務内容の把握を行った。</p> <p>e 獣医学生向けのインターン実施機関として、水産研究機関等2施設を確保した。また、魚病に詳しい獣医師を育成するための研修プログラムを、令和2年度に実施することとした。</p> <p>f 水産分野におけるオンライン診療の在り方等について検討するための令和2年度予算を確保した。</p> <p>g 養殖業者、製薬メーカー、研究者、都道府県、消費者団体等から構成される魚病対策促進協議会を令和元年9月に設立した(令和元年度は会議を3回実施)。</p> <p>h gで設立した魚病対策促進協議会において、協議会が当該規制改革の評価の進め方について確認した。</p> <p>i 魚病に詳しい獣医師の事業者団体の在り方や今後の課題について協議会で検討し、事業者団体の受け皿として、まずは、既存の学術研究会等の組織を活用する方向とされた。</p> | <p>令和2年度は、引き続きb及びiの取組を進めるとともに、協議会を2回以上開催し、d,e及びfについて具体的な施策を検討し、令和2年度内に措置する。</p> <p>a,c,g,i 措置済み</p> <p>b 使用基準の見直し等を支援するとともに、医薬品メーカーの申請を促し、申請があり次第、優先的に審査を実施する。</p> <p>d かかりつけ獣医師の定義の明確化に向け、協議会の委員や都道府県の水産防疫担当者との意見交換を実施する。必要な時に獣医師に連絡が取れる体制の構築に向けて、獣医師による診療を希望する養殖業者により、cのリストに掲載された獣医師の活用が促進されるよう、cのリストに掲載された獣医師や都道府県との調整を進める。</p> <p>e 魚病に詳しい獣医師の数についての現状を踏まえ、その量的拡充について数値目標を定め、獣医系大学を通じてインターンへの参加を獣医学生に働きかけるとともに、cのリストに掲載された獣医師等に研修プログラムへの参加を促す。</p> <p>f 補助事業を活用し、オンライン診療の在り方等を検討の上、検討結果に応じた取組を進める。</p> <p>h 令和2年度末に魚病対策促進協議会において、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。</p> <p>i 実施計画に記載された内容は措置済みであるが、事業者団体の設立が促されるよう、進捗状況を確認しつつ、必要な助言を行う。</p> <p>j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、追加策について継続的に検討する。</p> | 検討中 | 継続F | 獣医師リストの活用状況等について要フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------|---------|-----|---------------------------------|---|--|---|---|--|------------|--------|--|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (2)医療等分野におけるデータ利活用の促進 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 1 | 個人が自らの健康情報を活用するための環境整備 | a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。 b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。 | 令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置 | 厚生労働省 | a 第2回国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会(PHR検討会)において、健診情報等の取扱いについて必要な検討を行う上で踏まえるべき事項を整理した「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」を取りまとめた(令和元年11月)。本留意事項も踏まえ、PHR検討会の下に設置した各健(検)診関連等作業班において、PHRとしての情報提供の在り方等について検討を進めている。 b 該標準的なデータ形式や、契約条項例を示すため、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」を改正した(令和2年2月)。本指針において、健康増進事業実施者や実施機関は、健診結果等情報を提供するには別途定める標準的なデータ形式を原則用いるよう努めることを定めるとともに、受診者本人が健康診査の結果にアクセスしやすくなるよう、健康増進事業実施者と実施機関との委託契約の中で、実施機関が受診者本人の請求に基づき健康診査の結果を直接開示できることを明記する等の工夫を図るよう努めることを規定した。 | a 本年夏を目途に、健康・医療・介護情報利活用検討会において、健(検)診情報等を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、PHRの推進に向けた工程表を策定、公表する予定。 b PHRの検討と整合性を図りながら、今後、当該標準的なデータ形式や、契約条項例などについても示す予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 2 | データ利活用のための「標準規格」の確立 | a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性(様々なシステムが相互に連携可能なシステム)の特性を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。 b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。 c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定素案を策定する。 | 令和元年度検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータル」を活用したPHRサービス」に係る部分について、令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置 | a,c:厚生労働省 b:厚生労働省 内閣府 総務省 経済産業省 | a 医療分野における標準規格の基本的な在り方については、標準的医療情報システムに関する検討会(内閣官房健康・医療戦略室)において、令和元年11月29日に「技術面からみた今後の標準的医療情報システムの在り方について」をとりまとめ公表した。 運営体制の構築については、前述のとおりも踏まえ、標準規格の普及に向けた施策や今後の官民の役割分担等について官民が共に検討を行う体制として、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループを立ち上げたほか、「保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みに関わる調査事業」内において、医療機関等の関係者に幅広く参加いただき、保健医療情報を確認できる仕組みや情報連携に有用な医療情報項目、それらに必要な標準規格やその普及施策について、意見収集を行った。また、令和元年度、HL7-FHIRにかかる海外調査を行い、学識者、医療機関等の関係者、ベンダー等の参加の下議論を行い、仮にHL7-FHIRを日本で活用する場合の検討事項等について整理した。 さらに、標準規格を実装した電子カルテの普及を支援する方策として、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)において医療情報化支援基金を創設した。 b 医療等情報については、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、PHRを含めた全国の医療機関等で保健医療情報を確認できる仕組みにおけるミニマムデータセットの考え方及びこれらのデータ項目における標準規格の考え方について示した。 健診情報等については、第2回PHR検討会で取りまとめた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」に基づき、PHR検討会の下に設置した各健(検)診関連作業班や民間利活用作業班において、PHRとしての情報提供の在り方や民間事業者におけるPHRの利活用及び必要なルール等について、関係省庁と連携して検討を進めているところ。 c クラウド技術の進展等を踏まえた上で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改定素案を策定し、令和2年3月26日の健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループにおいて公表した。 | a 引き続き、健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ等において、標準規格の普及方策等について検討していく。 b 健診情報等については、各作業班において、PHRとしての情報提供の在り方や民間事業者におけるPHRの利活用及び必要なルールの在り方等を取りまとめ、本年夏を目途にPHRの推進に向けた工程表を策定、公表する予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 3 | データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備 | 医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健康情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「個人が自らの健康情報を活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。 | 令和元年検討開始、令和2年度結論 | 厚生労働省 | 国民・患者の保健医療情報を本人自身が活用して予防・健康づくり等に活用すること、保健医療情報を本人同意のもとに医療現場で役立てることについては、本年3月に立ち上げた健康・医療・介護情報利活用検討会において、一体的に検討を進めている。 なお、海外におけるPHR制度や保健医療分野の個人情報保護法制について調査を行った。 | 国民・患者の保健医療情報を本人が電子的に把握する仕組みや全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進に向け、健康・医療・介護情報利活用検討会において検討を進め、本年夏を目途に具体的な環境整備に向けた工程表を策定する予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 4 | 傷病名を含む医学用語の統一 | a 地域医療連携ネットワークにおける地域医療圏の取組等の支援に当たっては、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とする。 b 外国人医療における自動翻訳・AI問診・医学論文解析など医療分野におけるイノベーション基盤として必要となる、傷病名を含む「包括的な医学用語集」の構築に向けて、民間企業の意見も取り入れ、優先度の高い領域について検討に着手する。 | a:令和元年検討開始、令和2年結論・措置 b:令和元年検討開始 | 厚生労働省 | a 令和2年度医療介護総合確保基金(ICTを活用した地域医療情報連携 ネットワーク基盤の整備事業)の事業実施にあたり、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とすることを検討中。 b 厚生労働科学研究において、 ・救急対応、精神科診療の用途に対応する医療用語辞書の編纂 ・電子カルテの項目呼び出しと薬剤添付文書呼び出しの実用化に向けた、電子カルテ項目名称の呼称統一案の作成および薬剤名辞書の編纂 ・医療面接の自動テキスト化を目的とした辞書・言語モデル・音響モデルの改定作業や新たな構築作業 ・整形外科、皮膚科領域も部分的にカバーする形の身体所見記載用辞書の編纂を行った。 | a 検討の結果を、必要に応じて、令和2年度医療介護総合確保基金(ICTを活用した地域医療情報連携ネットワーク基盤の整備事業)の事業実施に反映する予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 5 | 地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方 | 地域医療連携ネットワークにおける個別同意の取得に係る負担軽減のため、同ネットワークにおける医療機関間の患者情報共有を目的とする患者本人の同意のあり方について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成29年4月14日個人情報保護委員会、厚生労働省)の示す、利用目的を院内掲示等で公表し患者から明示的に留保の意思表示がないことを確認するという方法を採用できるかを含めて検討し、結論を得る。 | 令和元年度検討・結論 | 厚生労働省 個人情報保護委員会 | 現行法令上可能な地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について整理を行い、「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日厚生労働省医政局総務課事務連絡)により周知を行った。 | | 措置済 | フォロー終了 | 通知において、院内掲示等による公表による患者同意が可能であることが明確化された。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------|---------|-----|-----------------------------|---|---------------------------|-------|--|--|------------|--------|---------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 6 | 健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放 | a 今国会で成立した、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号。以下「健保法等改正法」という。)によるNDBの利用目的等を定める高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号以下「高確法」という。)の改正に併せて、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえ、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。 b 健保法等改正法による高確法及び介護保険法(平成9年法律第123号)の改正に併せて、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供について、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえて、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。 | 令和元年 検討開始、令和2年度上期結論・措置 | 厚生労働省 | 令和2年10月の改正法施行に向け、医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議(令和元年11月15日)を開催し、政省令事項(データの第三者提供に係る手続き等)の考え方について議論した。 レセプト情報等の提供に関する有識者会議(令和2年3月4日)等を開催し、医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議における議論も踏まえつつ、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン等の改正内容(データの提供に係る審査基準・手続等を規定する予定)について議論を開始した。 | 医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議において了承された政省令の考え方に基づき、令和2年10月の改正法施行に向け、政省令を改正予定。 引き続き、レセプト情報等の提供に関する有識者会議等で、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン等の改正内容について議論し、ガイドラインを改正する予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 7 | 患者本人による診療録等の個人情報開示請求の適切なあり方 | 患者本人の診療録等、個人情報の開示請求に当たっては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料の額を設定することが求められるところ、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されることにならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする。 | 令和元年 度検討・結論・措置 | 厚生労働省 | 「医療機関における診療記録の開示に要する費用に関する実態調査について(協力依頼)」(令和2年1月31日付け各都道府県衛生主管部(局)長宛て厚生労働省医政局医事課長事務連絡)により、医療機関における診療録の開示に係る実態調査について、質問項目を変えて改めて実施。加えて、開示手数料を安く抑えている病院における事務コスト削減の工夫を調査するため、開示手数料を2000円以下に抑えている地域医療支援病院(10病院程度を想定)に対して、別途ヒアリング、アンケートを実施中。調査結果の分析結果に基づいて、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続について令和2年4月中に通知等で発出することを予定している。 新型コロナウイルス感染症への対応により、本件の手続き等に遅れが生じたため、現時点で結論が得られていない。 | ・調査結果の分析結果に基づいて、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続について令和2年4月中に通知等を作成し、4月20日開催予定の社会保障審議会(医療部会)において通知案を諮った後、令和2年4月中の発出を予定している。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| (3)患者による医薬品情報へのアクセス改善 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 8 | 患者による医薬品情報へのアクセス改善 | 医療用医薬品に係る客観的な情報の提供や、副作用について患者からの問い合わせを受けて回答する場合など、医療用医薬品に係る情報提供について、医療現場への影響なども考慮して広告該当性と整理も含め、Q&A等にまとめて公表する。 | 令和元年 度検討・結論・措置 | 厚生労働省 | 患者から問合せを受けて医薬品製造販売業者が医療用医薬品に係る情報を提供する場合は留意事項について、厚生労働科学研究班における患者及び医薬品製造販売業者等に対する調査結果に基づきQ&Aをとりまとめ、「患者から問合せを受けて医薬品製造販売業者が医療用医薬品に係る情報を提供する場合は留意事項について」(令和2年3月31日医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡)として発出した。 | | 措置済 | フォロー終了 | | |
| (4)機能性表示食品制度の運用改善 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 9 | 機能性表示食品に対する法執行方針の明確化 | 機能性表示食品を製造販売する事業者の事業活動を委縮させないよう、機能性を裏付ける科学的根拠について、どのような場合にその科学的根拠を欠くものとして景品表示法による処分の対象となるのか、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」(平成27年3月20日消費者庁次長、国税庁審議官、農林水産省消費・安全局長通知)も参照の上、ガイドライン等で考え方を整理・公表する。 | 令和元年 度検討・結論・措置 | 消費者庁 | ガイドライン等で考え方を整理・公表することについて、令和2年3月24日に「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制(事後チェック)の透明性の確保等に関する指針」(令和2年3月24日消費者庁次長通知。以下「事後チェック指針」という。)を策定、公表した。 | 令和2年4月1日から事後チェック指針の運用を開始する予定。 | 措置済 | フォロー終了 | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 10 | 機能性表示食品制度の運用における連携強化 | 事業者が届出の段階において販売後の関係法令上の問題点も自ら把握できるよう、機能性表示食品の届出とその事後規制に関わる規制所管課室で連携して事後チェックの透明性向上に係るガイドラインを作成・公表するとともに、事業者の自主的な表示適正化の取組を支援する。また、事後規制に関わる規制所管課室は、第三者的な役割を持つ機関あるいは組織の活用等により、透明性のある法執行の仕組みを構築する。 | 令和元年 度検討・結論・措置 | 消費者庁 | (1)事業者が届出の段階において販売後の関係法令上の問題点も自ら把握できるよう、また、事業者の自主的な表示適正化の取組を支援するため、令和2年3月24日に事後チェック指針を策定、公表した。また、令和2年3月24日に各業界団体に対し、機能性表示食品の科学的根拠に関する事項及び広告その他の表示上の考え方に関する事項について、事業者から相談を受け付ける窓口等を設置するよう協力を依頼し、事業者の取組を推進した。 (2)第三者的な役割を持つ機関あるいは組織の活用等について、事後チェック指針において、「事業者が、表示の裏付けとなる科学的根拠について、ガイドライン及び本指針第1に沿って、機能性表示食品に関する科学的知見及び客観的立場を有すると認められる機関又は組織等において妥当であるとの評価を受けるなど、適切な客観的評価により表示の裏付けとなる科学的根拠が合理性を欠いているものではないと判断されるものについては、景品表示法上問題となるものとは取り扱わない。」旨を明記した。なお、業界団体に対し、機能性表示食品の科学的根拠に関する事項について、事後チェック指針等に基づき客観的評価を行うことができる機関、組織等を設置するよう依頼した。 | 令和2年4月1日から事後チェック指針の運用を開始する予定。 | 措置済 | フォロー終了 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-------------------------------|---------|-----|----------------------------|---|---|--|---|--|------------|------|---------------------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| (5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 11 | 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化 | a 研究事業に係る各種手続について、e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。 b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。 c 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。 d 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。 | 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 | 内閣府 | a 内閣府が進めるe-Radの機能向上等の改修に協力システムの連携を進めるため、内閣府e-Rad担当と意見交換を実施するなど検討・調整等を実施しているところ。 また、e-Radの応募申請の改善に向けて、関係府省間で協議を行い、統一申請様式でのオンライン入力への移行に向けた調整を実施した。 b 令和2年度「委託研究開発契約書ひな型」改定に合わせて「再委託契約書ひな型」を新たに整備し、令和2年2月よりホームページを通じて公開を開始した。また、公開開始日にはYouTube配信による令和2年度事務処理説明会を開催し周知を行った。説明会は延べ600名以上のライブ配信への視聴を得るとともに、映像及び資料はホームページより常時閲覧可能とした。 c 研究開発参加者リストの変更届については、平成29年度に公印を廃する事務の簡素化を行ったところ。同変更届は変更があった都度または当月分をまとめて翌月10日までの提出を求めているところ、さらなる簡素化として、令和2年度からは、額の確定調査等の時期に合わせて、年2回にまとめて提出することも研究機関が選択可能とする事務の簡素化を図ることとし、令和2年度事務処理説明会を開催するとともにホームページに掲載し、周知を行った。 d 本項目については項目aと併せて検討を進める必要があることから、内閣府e-Rad担当との調整状況等を踏まえて、公募情報や実績報告書の周知・案内時期・様式・提出書類について研究機関の事務担当者や研究者の適切なニーズを把握するため、回答者の負担軽減も考慮しつつ、設問設計(質問内容、質問数、回答形式(選択式、自由記述)等)やWebフォームの体裁(事務担当者と研究者を分けて質問する等)を検討し、Webアンケート調査を令和2年度に実施することとしている。 | a 令和2年度より、開発が始まる次期e-Radにおいて応募申請の改善を含め必要な措置を講じる。 b 再委託契約書ひな型の整備を継続するとともにホームページや事務処理説明等を通じて利用拡大を図る。 c ホームページや事務処理説明等の機会を通じて周知する。 d 研究機関等への負担軽減のため、令和2年度秋に予定されている研究機関等へのアンケート調査の機会をとらえて、公募情報や実績報告書の周知・案内時期・様式・提出書類についての設問を追加して研究者等のニーズ調査を実施する予定。 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 |
| (6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 医療・介護分野 | 12 | 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | a 審査事務局におけるレセプト事務点検業務等を、全国地域に10程度設置予定の審査事務センターへ集約する計画について、その具体的な工程を明らかにし、公表する。 b コンピュータチェックルールの本部集約による「支部間の不合理な差異の解消」及びコンピュータチェックルールの公開に関する実績・効果等について、実施状況を確認し、公表する。 c 支払基金と国保中央会等の審査支払機能の効率的な在り方について、その担い手となる各都道府県の審査委員会の役割と必要性や審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の可能性に特に留意しつつ、その具体的な方針・対象業務・工程を明らかにし、公表する。 | a, b: 令和元年度検討・結論・措置、 c: 令和元年度検討・中間報告、 令和2年度結論・措置 | 厚生労働省 | a)「審査事務集約化計画工程表」 b)「各支部で設定しているコンピュータチェックルールの見直し及びコンピュータチェックルールの公開の取組状況」について、令和2年3月31日に公表。 c)審査支払機能の効率的な在り方について、「審査支払機関改革における今後の取組」を整理した。 | 審査支払機能の効率的な在り方について、方針、工程等を明らかにし令和2年度中に結論を得る。 | 検討中 | 継続F | 審査支払機能の効率的な在り方に係る検討状況について引き続きフォローを行う。 |
| (2)放課後児童対策(いわゆる「小1の壁」の打破) | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 1 | 子どもにふさわしい場所の確保 | a 放課後児童クラブについて、居住地域による極端な格差が解消されるよう、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余剰教室数、待機児童数を公表し、待機児童が存在する市区町村において余剰教室がある場合には、放課後児童クラブへの転用が促されるよう連携して支援する。 b 児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する。 c 小学校内で放課後児童クラブが実施される場合、実施主体は学校でなく、市区町村の教育委員会や福祉部局等であり、これらの部局が責任を持って管理運営に当たることが明確にする必要がある。このため、学校施設の管理運営上の責任(教育財産の取扱い、校舎の区分及び管理、学校既存施設の利用、事故等に係る責任の範囲等)の所在について、関係部局間での取決めが行われやすくなるよう、参考となるひな形を作成し、地方自治体へ通知する。 d これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。 e 放課後児童クラブを利用する家庭には、保育所等を利用する家庭に加え、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の場合も想定されるため、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出する際に、こうした家庭の児童についても、放課後児童クラブの対象児童として見込めるようにする。 f 小学校施設の徹底活用がなされている地方自治体の特徴的な取組の事例を他の地方自治体に周知する。 | a: 令和元年度措置 b: 措置済み c: 令和元年度上期措置 d: 措置済み e: 措置済み f: 令和元年度措置 | a, c, d, f: 厚生労働省 a, c, d, f: 文部科学省 b: 文部科学省 e: 厚生労働省 | a. 令和元年12月25日に「令和元年(2019年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和元年(2019年)5月1日現在)」において、放課後児童クラブを利用できなかった児童(待機児童)が一定数以上いる市町村を公表。これを踏まえ、令和2年3月31日に「放課後児童クラブの待機児童が一定数以上いる市区町村の放課後児童クラブや放課後子供教室の実施状況について」において、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余剰教室数を公表し、情報提供を行うことで、市区町村への支援を行った。 b: 今後の小・中学校施設の在り方を検討する調査研究協力者会議において取りまとめた報告書、及び、それを踏まえて改訂した小学校施設整備指針に、放課後の居場所確保の重要性について明記し、平成31年3月22日付けで学校設置者等に対して当該指針の改訂について通知を发出了。 c: 学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局で取決めの参考となるひな形を作成し、令和元年7月4日付で文部科学省及び厚生労働省の関係部局の連名で「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて(通知)」を自治体宛てに発出するとともに、ホームページにおいて周知を行っている。 d. 国庫補助を受けて整備した建物を、放課後児童クラブ等学校教育以外の用途に転用する場合は、国庫補助事業完了後10年以上経過したものの処分等について国庫納付を免除するほか、一時的に学校教育以外の用途に活用する場合においても財産処分手続は不要とする等、手続の大幅な弾力化が図られていることを踏まえ、関係部局とも連携・協力の上、学校施設が有効活用されるよう、「廃校施設等の更なる有効活用について(通知)」(平成31年3月27日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知)にて各都道府県教育委員会に対して通知を发出了。 e. 「市町村子ども・子育て支援計画」における「量の見込み」の算出の際には、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の家庭の児童も含めるよう、「第二期市町村子ども・子育て支援計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」について(平成31年4月23日付事務連絡)を发出了し周知した。 f. 学校施設を活用している事例として、一体型の放課後子供教室及び放課後児童クラブへの転用を行っている事例等をまとめたパンフレット等を作成し、文部科学省のHPで公表し周知している。また、令和2年1月頃等に、自治体の担当者向け説明会等を通じて、自治体に周知した。 | 発出した通知等を踏まえ、引き続き自治体への周知・支援に取り組む。 | 措置済 | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--|---------|-----|---|--|---|---------------------------------|---|--|------------|------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 2 | 多様な人材(担い手)の活用 | a 放課後児童支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討する。 b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数が不足している場合、受講人数及び研修回数を拡大するよう、都道府県に通知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、都道府県に周知する。 c 対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する。 d シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する。 | a:令和2年度措置 b:措置済み c:令和2年度措置 d:措置済み | 厚生労働省 | a.「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の一部改正について(令和2年3月27日付け子発0327第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)において、大学及び専門学校の卒業見込みの者等が研修を修了した場合、都道府県等が当該者が大学及び専門学校を卒業等したことを確認した後、修了証を発行することとし、令和2年4月1日から適用する。 b.「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」(令和元年10月3日付け子発1003第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)において、認定資格研修の実施に当たって、関係市町村等と十分な連携を図り、認定資格研修の受講人数枠及び研修回数等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施について依頼。 c.令和元年度に、放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究を実施。 d.「シルバー人材センター事業の更なる推進に向けて」(平成31年3月15日付け職雇高発0315第1号・子発0315第1号厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長・子ども家庭局子育て支援課長通知)において、シルバー人材センター事業の更なる推進について、全国シルバー人材センター事業協会に通知済み。 | a.b.d.発出した通知等を踏まえ、引き続き自治体への周知・支援に取り組む。 c.令和元年度に実施した調査研究の結果を踏まえて、令和2年度に対応を検討する。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 3 | 質の確保等 | a 放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する「一体型」の政府目標を達成するための工程について、平成30年度末までに工程表を策定する。 b 放課後児童クラブの運営主体が自己評価を行う際に参考となる評価項目を策定し、地方自治体に通知する。 c 放課後児童クラブの運営に当たっては、民間事業者など多様な運営主体があり得ることを周知するため、放課後児童クラブの設置・運営主体別の公表を行う。 d 「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に沿って、市区町村が運営主体から受け付ける申請書類手続の負担の軽減を行う。 | a:措置済み b:措置済み c:措置済み d:令和元年度措置 | a.厚生労働省 b.文部科学省 c.d.厚生労働省 | a.「一体型」の政府目標を達成するための工程表について、平成30年度末までに文部科学省と厚生労働省で協議し、策定した。 b.平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「放課後児童クラブの自己チェックリスト」を作成しホームページにおいて公表するとともに、地方自治体宛てに周知。 c.令和元年(2019年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を公表。 d.市町村に対して、運営主体から受け付ける申請書類手続の負担の軽減を行うよう、各自治体の担当課長会議で周知した。 | 作成した工程表等に基づき、施策を実施していく。 | 措置済み | 解決 | | |
| (3)ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 4 | ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討 | a 「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地(転勤の有無を含む。)、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面(電子書面を含む。)による確認が確実に行われるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 ・労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更(転勤)の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策 ・労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策 ・労働契約法(平成19年法律第128号)に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確実に確認できるような方策 b 無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。 c 無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。 | a:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b.c:令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始 | 厚生労働省 | b及びc 平成30年4月から本格的に無期転換申込権が発生していることが見込まれる中、令和元年度に労働政策研究・研修機構(JILPT)において、企業及び労働者を対象に「無期転換ルールへの対応状況等に関する調査」を実施した。 | a.b.c 無期転換ルールへの対応状況等について引き続き調査を実施するとともに、令和元年度に実施した「無期転換ルールへの対応状況等に関する調査」の結果等を踏まえ、必要な検討を行う。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 | |
| (4)介護離職ゼロに向けた対策の強化 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 5 | 介護休暇制度の更なる柔軟化 | 介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。 | 令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 厚生労働省 | 介護休暇の時間単位での取得を可能とすること等を内容とする育児・介護休業法施行規則等の改正(令和元年12月公布、令和3年1月1日施行)を行った。 | - | 措置済み | 解決 | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 6 | 介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底 | a 労働者が介護保険の第2号被保険者になる時点(40歳)で、両立支援制度や介護保険制度に関する周知について、医療保険者等に対し「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について」(平成30年10月1日付老介発1001第2号)を发出し、協力を依頼しているが、改めて通知を发出し、周知の徹底を図る。家族介護者の介護負担軽減のための相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知されるよう、両立支援制度関係のパンフレット等において、地域包括支援センターの記載を行う。 b ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報提供や支援を行う。 | a:令和元年度措置 b:令和2年度措置 | 厚生労働省 | a 自治体から介護保険の第2号被保険者に配布されるリーフレットの内容を更新し、地域包括支援センターが両立支援の相談にも対応している事を記載した。その上で、当該リーフレットを「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度の周知について」(令和元年12月24日付事務連絡)において、各自治体へ周知した。 b ケアマネジメントを行う介護支援専門員(ケアマネジャー)が、職場における仕事と介護の両立支援の制度や実態を学ぶことができるよう、ケアマネジャー向けの研修カリキュラムの策定等及び研修の試行実施を行う事業を令和2年度予算に盛り込んだ。 | a - b 令和2年度に予算事業で実施予定 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------------------|---------|-----|----------------------|---|---|----------------------|--|---|------------|------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 7 | 企業支援(就労のための日本語教育) | a 外国人の就労に必要な基礎レベルの日本語能力を身につけるためのモデルカリキュラムとして、「外国人就労・定着支援研修事業」の認知度を高める工夫をし、また、その研修カリキュラムの概要を、外国人を雇用する企業等へ公表する。 b 「外国人就労・定着支援研修事業」の成果を踏まえ、日本語能力の向上を必要とする外国人就労者が当該研修を受講できるよう、対象者数等の拡大を検討する。 | 令和2年度措置 | 厚生労働省 | a 令和2年度事業において事業者が開発したカリキュラムを基にモデルカリキュラムを作成・公表する予定としている。 b 「外国人就労・定着支援研修事業」については、以下のとおり実施地域及び対象者数を拡大。(令和2年度予算案) (1)定住外国人就職支援コース ・実施地域数 100地域 → 110地域(10地域増) ・対象人員 5,000人 → 5,500人(500人増) (2)外国人留学生定着支援コース ・実施地域数 4地域 → 8地域(4地域増) ・対象人員 4,000人 → 4,000人(増減なし) | a 令和2年度中にモデルカリキュラムを作成・公表予定。 b 左記のとおり実施予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 8 | 地方自治体支援(就労のための日本語教育) | a 多文化共生総合相談ワンストップセンターで外国人相談者や外国人を受け入れている企業等の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供が行われるよう促す。 b 地方自治体における多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営状況を検証し、同センターの機能充実に向けた策を講ずる。 c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていきよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の改善・充実を図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。 d 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講ずる。 | a:令和元年措置 b:令和2年度措置 c,d:令和2年度、できるだけ早期に措置 | a,b:法務省 c,d:文部科学省 | a 一元的相談窓口の運営経費の一部を支援している外国人受入環境整備交付金の交付条件の一つとして、「外国人を受け入れている機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じること」とし、併せて「一元的相談窓口において、相談者の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供を行うよう努めること」とし、促している。 b 一元的相談窓口における相談事例について、本庁において取りまとめ、定期的に横展開を実施(令和元年8月に第1回目、令和2年1月に2回目の情報提供を実施。) ・令和元年9月から外国人受入環境整備交付金の交付対象を全自治体としたことから、相談窓口の運営・体制の参考となる事例等のマニュアルを作成し、自治体に提供。 ・相談窓口が法テラスの「指定相談場所」となり得る旨の情報提供を日弁連と連携し、自治体に周知。 ・一元的相談窓口の相談員が円滑・適切に相談対応できるよう、関係省庁の協力を得てQ&Aを作成し、展開予定。 c 個別に都道府県等を訪問して事業説明や意見交換を行い、事業の募集案内の改善を図るとともに、事業説明会に合わせて個別相談会を設けるなど周知・相談対応を充実させ、令和2年度の地域日本語教育総合的な体制づくり推進事業の公募を実施した。本事業の実施団体は令和元年度の17団体から令和2年度は35団体と増加している。本事業を通じて、地域における日本語教育の重要性を周知する取組をはじめとする日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業を促進している。 d 文化庁の主催事業である日本語教育大会、都道府県市区町村等日本語教育担当者研修において本事業の優良事例の共有を行った。また、全ての都道府県・政令指定都市を対象として都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議を開催し、各団体で行う日本語教育施策に関する情報共有や地域日本語教育の総合的な体制づくり推進に関する意見交換を行うとともに、本事業の実施団体の担当者や、事業の総括を行う総括コーディネーターを対象に、先行事例や課題共有を行う情報交換会を新たに開催した。 | a 特になし b 相談事例については概ね四半期ごとに展開を行う予定。 c 引き続き、まだ本事業を実施していない都道府県等に訪問して、本事業を活用した地域日本語教育の総合的な体制づくりを働きかけるとともに、都道府県等との意見交換を踏まえて更に事業を充実していく予定である。 d 引き続き、文化庁の主催事業や本事業の意見交換会等を通じて、優良事例等の共有を図り、都道府県等に地域日本語教育の総合的な体制づくりのための情報やノウハウを提供していく予定である。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 9 | 教育に関わる人材(担い手)の育成・確保 | a 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。 b 求職者支援制度により、定年退職者等の離職者や子育てを終えた者等を含めた就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能であることを民間教育訓練機関に周知し、上記制度の積極的な活用を図る。 | a:令和2年度措置 b:令和元年措置 | a:文部科学省 b:厚生労働省 | a 平成31年3月に文化審議会国語分科会でとりまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版に示された日本語教育人材の教育内容・モデルカリキュラム等に基づき、就労者に対する日本語教師をはじめとする日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等の開発、実施、検証を行っている。 b 求職者支援訓練の認定機関であるJEEDを通して、当該訓練において就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能である旨、民間教育訓練機関に対して周知を行った。 | a 引き続き、日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等の開発を実施するとともに、令和2年度からは新たに開発したカリキュラムの優良モデルを活用して、日本語教育人材の研修を全国展開して、研修カリキュラムの普及を行い、その効果を検証する予定である。 b 積極的なコース設定に努める。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 10 | 教育内容の質の確保 | a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版CEFR)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。 b 就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。 | a:令和3年度措置 b:令和2年度措置 | a:文部科学省 b:厚生労働省 | a 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の下に「日本語教育の標準に関するワーキンググループ」を設置して審議を行い、「ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)」を参考にして日本語教育の標準に関する一次報告(案)が作成された。このワーキンググループからの報告(案)を受けて日本語教育小委員会で審議が行われている。 b ツールの作成に向け、委託事業の調達を実施した。 | a 引き続き、日本語教育の標準に関する一次報告(案)について日本語教育小委員会で審議し、国民への意見募集を行った上で、国語分科会で日本語教育の標準に関する一次報告(共通参照レベルと能力記述文を含む)を取りまとめる予定である。さらに二次報告として日本語能力の判定基準の審議を行う予定である。 b 令和2年度内のツール作成を目指す。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--|---------|-----|-------------------------------------|--|--|----------------|---|---|------------|------|---------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (6)年休の取得しやすさ向上に向けた取組 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 11 | 年休の取得しやすさ向上に向けた取組 | <p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。</p> <p>b 年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。</p> | <p>a:令和元年措置</p> <p>b:令和元年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論</p> <p>c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> | 厚生労働省 | <p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、令和元年10月、企業の導入事例を記載したリーフレットを作成し、労働局、労働基準監督署のほか、200を超える労使団体(経済団体を含む。)、都道府県に配布し、積極的に周知していただくよう依頼を実施。また、当該リーフレットを、厚生労働省ホームページ、働き方・休み方改善ポータルサイトおよび年次有給休暇取得促進特設サイトに掲載し、周知を行っているところ。</p> <p>働き方・休み方改善ポータルサイトでは、「時間単位年休」で導入企業事例を検索・閲覧することができるようになっている。</p> <p>b 年休の時間単位取得について、取得日数などの利用の実態を把握するため、令和2年1月より企業向け・労働者向けのアンケート調査を開始した。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討し、情報公表項目に労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する社内制度の概要等を追加し、その制度の1つとして年次有給休暇の時間単位取得制度を位置付けることが適当とされた。これを踏まえ、令和元年12月27日に関係省令を公布した。</p> | <p>a 引き続き、働き方・休み方改善ポータルサイトへの企業事例の掲載等により周知を行う。</p> <p>b 調査結果を得次第、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。</p> <p>c -</p> | 検討中 | 継続F | 検討結果を踏まえた措置状況につき引き続きフォロー。 | |
| (7)高校生の就職の在り方の検討と支援の強化 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 12 | 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化 | <p>a 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急に実態の分析を行う。</p> <p>b 企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、高校の現場が生徒に対する教育・指導に活用できる方策を検討する。</p> <p>c 都道府県等と協力しながら、早期離職者の対応を含め、高卒就職者の定着支援を行う仕組みを整える。</p> | <p>a:令和元年度措置</p> <p>b,c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> | 文部科学省 厚生労働省 | <p>a 高等学校就職問題検討会議ワーキングチームにおいて要因分析等を行い、2020年2月に「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」として取りまとめるとともに厚労省HPIにおいて公表した。今後、各都道府県の高等学校就職問題検討会議の場で、地域や学校の特性等に応じた採用慣行の在り方等について、積極的な検討・協議が行われることを促していくこととする予定。</p> <p>b①高卒就職情報WEB提供サービスにおける求人情報提供について職場画像情報の導入を行うなど生徒がより企業イメージを持ちやすくなるよう工夫するとともに、②高校生の企業選択に役立つような求人情報の見方を取りまとめたリーフレットを作成する予定。</p> <p>c 早期離職者等への対応を強化するため、定着支援担当の職員の拡充を図る予定。</p> | <p>a:令和元年度措置済み</p> <p>b,c:令和元年度検討済み、令和2年度に予算措置を行うとともに措置予定</p> | 未措置 | 継続F | 検討結果を踏まえた措置状況につき引き続きフォロー。 | |
| (8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 保育・雇用分野 | 13 | 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表 | <p>看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。</p> | <p>令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表</p> | 厚生労働省 | <p>看護師、福祉及び介護施設等の事業者に対するアンケート調査並びに派遣事業者に対するヒアリング調査を実施し、令和2年3月に、調査の結果を公表した。</p> | | 措置済 | 解決 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-------------------------|-------|-----|----------------------|--|--|--|---|------------------------|------------|-------------------|------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (2)モバイル市場における適正な競争環境の整備 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 1 | モバイル市場における適正な競争環境の整備 | <p>a 総務省は、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、以下d～gに掲げる措置を含め、平成30年度内に包括的な解決策の全体像を示す。ただし、これを待たずに対応が可能な措置から迅速に実施する。</p> <p>b 公正取引委員会は、これまで検討された携帯電話市場における競争政策上の課題への対応について、各国の競争政策との比較も踏まえて検証し、必要な対応を実施する。</p> <p>c 消費者庁は、携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとって分かりにくい状況を解消するため、携帯電話等に係る適正表示に関するルール整備・運用改善を行う。</p> <p>d 総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる。これらにより、通信役務及び通信役務の契約と一体となつて行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする。</p> <p>e 総務省は、接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、MNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱いの有無等について検証と必要な対応を行い、あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準、契約時の手続き時間の長さなど、MNOによるMVNOとの競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。</p> <p>f 総務省と公正取引委員会はMNOが下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき必要な是正措置を講ずる。</p> <p>g 総務省は、設備面での競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するため、設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。</p> | <p>a:措置済み b:公正取引委員会 c:消費者庁 d:総務省 e:総務省 f:総務省、公正取引委員会 g:総務省</p> | <p>a.モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行うため、2018年10月からモバイル市場の競争環境に関する研究会を開催し、2020年2月に最終報告書を取りまとめた。なお、同研究会が2019年1月にモバイル市場において早急に取り組むべき事項を整理した「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」を踏まえ、2019年3月に電気通信事業法の一部を改正する法律案を提出した(同法案は2019年5月に成立、同年10月に施行した。)</p> <p>(b)について) 公正取引委員会は、引き続き、海外における競争政策の動向を注視し、携帯電話市場の競争政策上の課題について、必要な対応を検討することとしている。</p> <p>(c)について) これまで消費者庁では、以下の通り、携帯電話に係る広告表示の適正化に向けて、景品表示法上の考え方を明らかにするとともに、関係事業者及び事業者団体に対する改善要請等を実施。 ○「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方」を公表(平成30年11月13日) ○「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について～携帯電話端末の店頭広告表示とMNPにおける違約金の問題への対応～」を公表(令和元年6月25日) ○「携帯電話端末の広告表示に関する注意喚起等について—安さを強調した広告表示に惹かれて契約した場合における想定外の不利益に御注意ください—」を公表(令和元年9月26日) ○関係事業者及び事業者団体に対し、消費者が適切な選択ができるよう、誤解を与えない分かりやすい表示に向けて、速やかに広告表示の改善に取り組むよう要請(令和元年6月及び9月) ○携帯電話に係る広告表示に特化した、景品表示法の違反被疑情報を受け付ける専用のオンライン通報窓口、「携帯電話に関する景品表示法違反被疑情報オンライン通報窓口(被疑情報提供フォーム)」を消費者庁ウェブサイト上に設置(令和元年9月) d.2019年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律により、通信料金と端末代金の完全分離を実現した。また、同法により、電気通信事業法における電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為が拡大されるとともに、販売代理店に対する届出義務が導入されたことを受け、総務省ではその詳細を定める省令やガイドラインの整備を行った。また、拘束期間全体にわたる総支払額の目安を明示するようガイドラインを改定した。</p> <p>e.接続料や卸契約の料金水準の適正化・透明化やMNOグループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱い等については、有識者会合において検証と必要な対応について検討を行っており、具体的な取組として、当該会合からの指摘を踏まえ、総務省では、2019年12月に全国BWA事業者を新たに二種指定事業者として指定するとともに、2019年1月より接続料の算定方法に将来原価方式を導入するなど、関係省令の改正やガイドラインの改定を行った。</p> <p>期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準については、2019年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律において違約金等を伴う契約期間や違約金等の額の上限を定めることにより、不当な囲い込みの是正を行った。契約時の手続き時間の長さについては、携帯電話事業者が行っている来店予約の利用促進や動画等を用いた説明分散などの時間短縮の取組について、総務省においてそれらの取組を促すとともに実施状況を確認した。</p> <p>(f)について) 総務省と公正取引委員会は、MNOが下取りした中古端末について、売却先の事業者に対し販売先の制限を行っていないかなどの観点から調査し、令和元年10月1日に「中古携帯電話端末の流通実態に関する調査の結果について」を公表した。</p> <p>g.インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの円滑な整備を推進する観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の適用関係について明確化を図るためのガイドライン(移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン)を平成30年12月に策定。</p> | <p>a.措置済み b.実施済み</p> <p>(c)について) 携帯電話に係る商品・役務に関し、消費者が自主的かつ合理的な選択ができるよう、消費者にとって分かりやすく、誤解を与えない、適切な広告表示の更なる確保に向けて、引き続き注視をしていく予定。</p> <p>d.措置済み</p> <p>e.引き続き、事業者間の競争を阻むスイッチングコストを引き下げる取組についてフォローアップしていく。</p> <p>f.実施済み</p> | 措置済み | 継続F | 引き続き対応状況について要フォロー | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | | | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|-------|-----|-----------------|---|---|--|---|---|------|------|-------------------|------|------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| (3)教育における最新技術の活用 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 2 | 教育における最新技術の活用 | <p>a 全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。そのため、以下b～fに掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえ、検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめには、第4次答申で提言した「5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じ、工程表を含む中間取りまとめを行う」内容を含むものとする。</p> <p>b パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであることを学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン（タブレット等を含む）1人1台」（BYODを含む）をはじめ、あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、aに掲げる工程表に位置付け、必要な措置を講ずる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査し、公表する（令和元年度）とともに、全国どここの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、全ての自治体にICT環境整備に係る計画策定・実施を促し、教育現場におけるICTの活用を推進する。期限までにあるべき教育基盤を実現するために、必要に応じ国による是正措置を検討する。あわせて、自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組などを推進し、学校のICT環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>c 教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>・教育現場において、公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とすることを明確にするとともに、これまで高等教育機関が利用してきた通信インフラの初等中等教育機関への開放等、ネットワーク環境の充実化を図る。</p> <p>・校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進める。</p> <p>また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定がある場合でも、教育現場において、セキュリティを備えたクラウドを導入することでオンライン結合が認められることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講ずる（令和元年度上期）とともに、必要な更なる措置を講ずる（令和元年度内）。</p> <p>d デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度を低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>・諸外国におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。</p> <p>・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる</p> <p>・デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書の媒体のあり方について検討し、必要な措置を講ずる。</p> <p>e 高等学校の全日制の課程において、通信制教育で一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知する。</p> <p>f 児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても（例えば、不登校、病気療養など）、同時双方向による遠隔教育や最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置を講ずる。</p> <p>g 最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段でもあることから、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に応じて柔軟に見直し、多様な外部人材を活用しながら、柔軟に対応できる新たな指導体制を実現することが必要である。そのため、従来の外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講ずる。</p> | <p>a:令和元年度上期措置 b:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c:令和元年度検討・結論、措置 d:令和元年度検討開始、令和3年度までに結論、結論を得次第速やかに措置 e:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置 f:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置 g:令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> | <p>a:文部科学省・総務省・経済産業省 b:文部科学省・総務省・経済産業省 c:文部科学省・総務省・経済産業省 d:文部科学省 e:文部科学省 f:文部科学省 g:文部科学省</p> | <p>a:令和元年6月に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」を取りまとめ。同年12月「雇用・人づくりワーキング・グループ」にて報告・議論。 b:令和元年度に公表した「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」から、市町村ごとに整備状況を地図で色分けすることで、学校ICT環境整備状況の更なる「見える化」を図ったところ。また、令和元年12月5日に閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、『学校における高速大容量のネットワーク環境(校内LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずること』としており、その実現に向けたロードマップを示した。 令和元年度補正予算においては、「GIGAスクール構想の実現」として、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に必要な経費を計上しており、措置にあたって、 ・「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画 ・効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画 ・現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画 等の策定を要件としたところ。 また、学校に端末が配備される環境において、一人でも多くの児童・生徒がEdTechソフトウェア・サービスに触れる機会を創出するため、令和元年度補正予算において「EdTech導入補助金」を措置した。さらに、5Gの特性を活かした学びや指導の在り方を検討するため、令和元年度補正予算において教育現場におけるローカル5Gの活用モデルの構築に必要な経費を計上した。 各自治体における安価な環境整備に向けては、 ・関連事業者への直接の働きかけ（2/14には秋生田文科大臣と事業者との意見交換会を実施、担当課にて民間事業者への働きかけを随時実施） ・端末やネットワーク工事に関する「標準仕様書」や、安価な整備モデル例の提示 等の取組を実施。 さらに、関係者の専門性を高めるため、教師による指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組に資するよう、教科等の指導におけるICT活用などを記載した「教育の情報化に関する手引」を昨年12月に改訂し、公表。 c:「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」について、令和元年12月に、教育委員会・学校が柔軟かつ効率的に環境整備を進めることができるようにガイドラインの構成を見直すとともに、クラウド利用を基本とした校務系・学習系ネットワークの構成イメージや事業者等における個人情報取扱いに関する記述の追記も含め、クラウド・バイ・デフォルトを踏まえ改訂。また、令和元年度補正予算において、「GIGAスクール構想の実現」として、高速大容量の通信ネットワークの整備等に必要な経費を計上。 d:デジタル教科書について、 ・令和元年度にデジタル教科書の効果・影響について把握するための実証研究事業を行い、年度内に報告書を取りまとめ ・中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」を踏まえデジタル教科書の今後の在り方について検討。 e:全国高等学校通信教育研究会総会並びに研究協議会等の全国の高等学校の関係者が集まる場において、関係制度に関する周知を実施。 f:令和元年度補正予算においては「GIGAスクール構想の実現」として、学校における一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に必要な経費を計上している（詳細についてはb参照）また、中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」（令和元年12月）では、新しい時代を見据えた学校教育の姿として、児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、多様な子供たちを一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを提供することが提言されている。 g:中央教育審議会に「学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための 免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方」を諮問しており、現在審議中。 【総務省】 ●bのうち、教育現場におけるICTの活用を推進することについては、総務省において、文部科学省の協力を得て、教育現場におけるクラウド環境の調達促進に向けたガイドブックを改定した。 ●cのうち、校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によりセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進める。ということについては、平成29年度から令和元年度までにスマートスクール・プラットフォーム実証事業を実施し、標準仕様を策定した。</p> | <p>a:ICTを基盤とした最適な先端技術・教育ビッグデータの効果的な活用により、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現を目指す。 b:引き続き、着実な整備に向け、必要な取組を行っていく。 c:当該ガイドラインの周知に努めるとともに、「GIGAスクール構想」の実現に向けた取組を通じて、学校教育の情報化を推進。 d:デジタル教科書について、 ・今後の在り方を検討するための有識者会議を立ちあげ、令和2年度内を目途に方向性を示す。 ・令和2年度実証研究事業において、引き続きデジタル教科書の効果・影響について検証を実施するとともに、諸外国におけるデジタル教科書・教材の活用状況について調査を行う。 ・令和3年度以降、提示した方向性を踏まえ、ガイドラインの取りまとめを含む必要な措置を講じる。 e:引き続き、関係制度の周知に努めていく。 f:引き続き、着実な整備を進め、必要な取組を行うとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現を目指す。 g:中央教育審議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー | | |
| (4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 3 | 資金移動業者の口座への資金支払 | <p>資金移動業者の口座への資金支払について、資金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているかを管理する仕組み（資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など）やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないよう留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。</p> | 令和元年度、できるだけ早期に検討・結論、措置（資金保全の仕組みの実現が前提） | 内閣府 金融庁 厚生労働省 | <p>制度導入の検討の前提となっている、「資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われるための民間保険等を活用した仕組み」について、関係省庁、業界団体等との協議・検討を進めている。現在、制度の大枠については内</p> | <p>「資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる仕組み」について引き続き検討を進めるとともに、資金保全以外の事項も含め、資金移動業者の口座への資金支払を導入する場合に必要と考えられる事項について、労働政策審議会における協議を開始し、労使等関係者の合意が得られ次第、制度化を行う。</p> | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|---------------|-------|-----|------------------------|--|--|--|--|--|------------|------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 4 | 資金移動業の送金上限 | 利用者の利便性を向上させるため、銀行を介さずにスムーズに送金を行うことができるよう、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 令和元年度検討、早期に結論・措置 | 金融庁 | 資金移動業について、現行の送金上限額(百万円)を超える高額送金を取扱可能な類型を創設するなどの内容を盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を、第201回国会に提出した。 | - | 措置済 | 解決 | 措置済 | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 5 | 前払式支払手段の払戻し | 前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行う。 | 令和元年度実施 | 金融庁 | 金融審議会における議論を踏まえ、前払式支払手段については引き続き原則として払戻しを認めないこととした。 | - | 措置済 | 解決 | 措置済 | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 6 | 中小零細企業の資金調達 の多様化 | a 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う(令和元年度前半まで)。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に答えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。 | a:令和元年度検討・結論 b:令和元年度実施 | a:金融庁 消費者庁 法務省 b:金融庁 経済産業省 | a 中小零細企業に対しアンケートを行い、短期の資金ニーズを調査した。また、諸外国における、利息と手数料の関係を含む法制度について調査した。 金融庁は、フィンテックを活用した新たな取組を行いやすくするための環境整備を進めてきたところであり、こうした取組は、中小零細企業の資金調達の多様化に資するところ、今後も継続することとされた。 b 【金融庁】 東京証券取引所は、先行投資型バイオベンチャー企業が上場に向けた準備を進めやすくするため、「上場の考え方と審査ポイント」を明確化し、 ・「過去の審査事例などを踏まえ一般的に想定される事例」 ・「先行投資型バイオベンチャーの上場についての考え方と審査ポイント」を公表した。 また、東証は、新興市場において、研究開発型の企業のように長期間にわたって売上高等が計上できない企業であっても、高い成長可能性を有することが第三者により確認できる企業については上場を維持することができるよう、規則を改正した。 【経済産業省】 東証と従前より議論を重ねた結果、創業ベンチャーの上場要件に関しては、令和元年12月に「先行投資型バイオベンチャーの上場について考え方と審査ポイント」が公表され、柔軟な上場審査の運用が期待されること。また、新興市場の上場廃止基準に関しては、令和2年2月に見直され、業績基準ではなく時価総額基準で上場維持が判断されることとなった。令和1年度には、バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会を3回開催し、バイオベンチャーの情報開示、上場時の企業価値評価等について議論し、現在最終報告書を取りまとめているところ。 | 【経済産業省】 令和元年度の研究会の議論を報告書および、バイオベンチャーの情報開示ガイドブックをとりまとめ、公表予定。令和2年度も引き続き、研究会を継続し、資金調達の環境整備を推進する。 | 検討中 | 継続F | a)については措置済。 b)については金融庁にて措置済、経産省の取組みについて要フォロー。2021年春(3-6月)を目途に経産省は最終報告書を取りまとめ予定だが、現時点で経産省から東証へ差し込む内容のものは無いため、実質的には措置済みと考えてよい。 | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 7 | 本人確認 手続の効率化 | a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講ずる。 b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者へ委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第13条第1項第1号の規定により本人確認を要さないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。 c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。 d 本人確認のみ委託が認められないとの法令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講ずる。 | a:令和元年度検討・結論・措置 b:令和元年度上期中速やかに措置 c:即時 d:令和元年内でできる限り早期 | a:警察庁 経済産業省 b,c,d: 警察庁 金融庁 | a:本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて、関係事業者団体等からヒアリングを行った上で、クレジットカード事業者による犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)上の各種義務の履行状況等を踏まえつつ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の改正も視野に入れて検討を行っている。 b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第13条第1項第1号又は第2号に規定する方法により顧客等の取引時確認を行った他の特定事業者へ委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第13条第1項第1号の規定を適用することは許容され得るとの解釈を明確化し、令和元年10月4日、警察庁ウェブサイトにおいて公表した。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。 c 警察庁・金融庁で協議の上、令和元年10月7日、金融庁ウェブサイトにおいて、「どのような委託関係があれば、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第13条第1項第1号の規定を適用し得るか」を明確にするとともに、同月、警察庁・金融庁合同で、関係する事業者団体向けに説明会を開催し、公表・周知した。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。 d 令和元年10月、警察庁・金融庁合同で、関係する事業者団体向けに説明会を開催したほか、事業者や事業者団体から個別の照会があれば、関係省庁で丁寧に対応している。なお、第2回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ(令和元年12月10日)において、当該項目についてのフォローアップが行われ、「実施計画に沿った対応が図られている」と整理された。 | a 引き続き検討を進め、早期に結論を得て速やかに措置を講ずる。 d 引き続き、事業者や事業者団体から個別の照会があれば、関係省庁で丁寧に対応していく。 | 検討中 | 継続F | a)について、引き続き検討状況について要フォロー | |
| (5)電力小売市場の活性化 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 8 | 大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給 | a 大手電力会社(旧一般電気事業者をいう。以下同じ。)が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が担うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。 b グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。 | 令和元年度措置 | 経済産業省 | (a)について) ・電力・ガス取引監視等委員会は、旧一般電気事業者の卸供給の交渉は発電部門など小売事業の利益増大を目的としない部門が行うこと等の考え方を整理した文書を作成・公表し(電力・ガス取引監視等委員会「電気の卸供給の在り方について(主に卸供給の交渉体制について)」令和元年8月7日)、旧一般電気事業者に対して、上記文書で示した考え方を踏まえた自主的な取組を求めた。 (b)について) ・電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、グロスビディングを含むスポット市場等への入札については、発電部門が自社小売部門から独立した意思決定の上で実施することが望ましい旨を示した。(第46回電力・取引監視等委員会制度設計専門会合(令和2年3月31日)資料9) | 実施済 | 措置済 | 解決 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------------|-------|-----|------------------------------------|--|------------|--------------------------|--|---|------------|------|--------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 9 | 卸電力市場の透明性の確保 | 市場価格に重大な影響を及ぼしうる発電所の稼働状況等に関する情報(燃料制約等の発電所の稼働に影響を与える情報等も含む。)について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、結論を得る。 | 令和元年度検討・結論 | 経済産業省 | ・電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において議論を行った結果、現行の適正取引ガイドラインにおいてインサイダー情報として適時公表の対象となっている、10万kW以上の発電ユニットにおける計画停止・計画外停止に加えて、設備の故障や点検、入札制約等に伴って生じる発電ユニットにおける出力の低下(10万kW以上の出力低下が24時間以上継続することが明らかに見込まれる状況)についても、市場価格に影響を及ぼしうる点を踏まえ、新たに適時公表の対象に加えるよう、電力適正取引ガイドラインの改定を行うこととした。 | 実施済 | 措置済 | 解決 | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 10 | ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設 | 大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認する。 | 令和元年度検討・結論 | 経済産業省 | 第33回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2019年7月25日)において、大手電力会社等における入札行動に係る予見可能性を高めるべく、「産業用(大量の電力を使う工場など)の小売価格」の明確化を図るため、「産業用の小売価格」として考えられる価格について提示。 | 2019年度に実施された2020年度受渡分のベースロード市場における大手電力会社等の入札行動の監視については、2020年度の電力の取引実績を踏まえ、2021年度中に電力・ガス取引監視等委員会が実施。 | 措置済 | 継続F | 引き続き、監視状況について要フォロー | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 11 | 新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築 | 非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。 | 令和元年度措置 | 経済産業省 | 第36回電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会(2019年12月6日)において、発電事業者に対して、非FIT非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくとともに、証書の販売収入をどのように用いているか、毎年7月末を目途に定期的な報告を求め、審議会において報告内容を公表することと整理。 | 報告様式等も含めて、報告内容の詳細について、制度検討作業部会で検討。 | 検討中 | 継続F | 引き続き、検討状況について要フォロー | |
| (6)地方創生のための銀行の出資規制見直し | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 投資等分野 | 12 | 地方創生のための銀行の出資規制見直し | a 事業再生会社の議決権保有については、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が策定された案件で、銀行等以外の第三者が当該計画の策定に関与しているものであれば、裁判所の関与等があるものに限定せずに銀行本体による議決権保有が可能となるよう、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に定める例外措置の要件を拡充するとともに、中小企業の議決権保有の上限期間は5年から10年に延長する。また、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)等を改定し、同様の案件について原則として公正取引委員会による認可が得られることを明確化する。 b 投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の議決権保有については、株式会社地域経済活性化支援機構が関与する案件に限定された銀行法施行規則に定める例外措置の要件を拡充し、銀行以外の第三者が当該会社の事業計画の策定に関与する案件等にかかる議決権保有を可能とする。 c 事業承継会社の議決権保有については、銀行法施行規則において、地域経済の課題となっている事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じた最大5年間、100%までの議決権保有を可能とする例外措置を新設する。 | 令和元年度措置 | a:公正取引委員会、金融庁 b,c:金融庁 | 【公正取引委員会】 a 公正取引委員会は令和元年10月15日に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)等の改定を行った。本改定により、銀行が事業再生会社の5%超の議決権を保有等することとなる場合において、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が作成されている場合であって、銀行等以外の第三者が当該計画に関与していれば、原則として3年(当該事業再生会社が中小企業であれば原則として10年)を限度として認可することとした。 【金融庁】 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府令第34号)」(令和元年10月15日施行)において、 a 事業再生会社の議決権保有については、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が策定された案件で、銀行等以外の第三者が当該計画の策定に関与しているものであれば、裁判所の関与等があるものに限定せずに銀行本体による議決権保有が可能となるよう、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に定める例外措置の要件を拡充するとともに、中小企業の議決権保有の上限期間は5年から10年に延長した。 b 投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の議決権保有については、株式会社地域経済活性化支援機構が関与する案件に限定された銀行法施行規則に定める例外措置の要件を拡充し、銀行以外の第三者が当該会社の事業計画の策定に関与する案件等に係る議決権保有を可能とした。 c 事業承継会社の議決権保有については、銀行法施行規則において、地域経済の課題となっている事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じた最大5年間、100%までの議決権保有を可能とする例外措置を新設した。 | 【公正取引委員会】 (a)について) 実施済 【金融庁】 - | 措置済 | 解決 | 措置済 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | | |
|-------------|---------|-----|-----------|---|---|---|--|---|--|--|------|----|-----|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | | |
| (2)総合取引所の実現 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 1 | 総合取引所の実現① | <p>a 東京商品取引所(TOCOM)において上場されている一部の商品デリバティブについて、日本取引所グループ(JPX)傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。</p> <p>b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、平成30年度末を目途に結論を得る。</p> <p>c 総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、平成30年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け ・信用力の強化 ・新規参入者の増加による流動性向上の確実性 ・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計 <p>d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。</p> | 措置済み | a,c:金融庁 農林水産省 経済産業省 b:農林水産省 経済産業省 d:経済産業省 | <p>(a及びc) ・平成31年3月28日、日本取引所グループ(JPX)と東京商品取引所(TOCOM)は、経営統合に関し、以下の(1)~(3)を内容とする基本合意書を締結。</p> <p>(1) JPXは、TOCOMを完全子会社とすることを目的として、TOCOMの発行済み株式を対象とした公開買付け(TOB)を実施。</p> <p>(2) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMから大阪取引所に以下を内容とする商品移管</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品をTOCOMから大阪取引所に移管すること。 ② 石油市場、中京石油市場の上場商品は当面移管しないこと。大阪取引所への石油商品の上場については、両社間で協議すること。 ③ 電力・LNGは、TOCOMにおいて上場を目指すこと。 ④ 立会休止中の上場商品、新たな上場商品等については、両社間で協議すること。 <p>(3) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMの子会社である日本商品清算機構(JCCH)を、JPXの子会社である日本証券クリアリング機構(JSCC)に統合。</p> <p>・JPXは、TOCOMの発行済み株式を対象とするTOBを実施した結果、議決権の97.15%を取得し、令和元年10月1日付けでTOCOMを連結子会社とした。また、JPXは、株式等売渡請求その他会社法に基づく一連の手続により、TOBに応募しなかったTOCOM株主から残りの株式を取得し、同年11月1日付けでTOCOMを完全子会社とした。</p> <p>・令和元年6月28日、金融庁は、農林水産省及び経済産業省と協議のうえ、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品(金、銀、白金、パラジウム、原油、くん煙シート、技術的格付けゴム、大豆、小豆、とうもろこし)を指定する金融庁長官告示「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件」を発出した。</p> <p>(b) 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」に関する運用基準について、農林水産省及び経済産業省において結論を得たうえで、平成31年3月29日付けで具体的かつ明確な運用基準案をとりまとめ、規制改革推進会議(第44回)における議論を経た上で、令和元年6月25日付けで策定した。</p> <p>(d) 平成31年3月27日付けでTOCOMから①電力先物の試験上場、②石油市場と電力市場を一つの「エネルギー市場」にすることを内容とする業務規程の変更申請があり、商品先物取引法に規定する認可基準に基づき審査をした上で、令和元年8月9日付けで認可を行った。</p> | (a及びc) 投資家の利便性の向上、デリバティブ取引市場の拡大、国際競争力の強化のため、2020年度の上期に総合取引所が実現できるよう、引き続き必要な環境整備に積極的に取り組む。 | 措置済 | 解決 | 措置済 | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 2 | 総合取引所の実現② | <p>a 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第194条の6の2の規定に基づく、金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣による同意を運用するに当たって、既に商品取引所に上場又は試験上場されている商品又はこれらと同内容の商品については、取引参加者に当事者が含まれることを要件としないこととする。また、新たに上場する商品に係る商品所管大臣の同意要件は、高い透明性を確保し、かつ、グローバルな市場参加者から見ても理解を得られる形で適用する。</p> <p>b TOCOMに上場されている貴金属等の大阪取引所への移管及び日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。</p> <p>c JPXとTOCOMの基本合意において、TOCOMでの上場を目指すこととされている電力・LNGについては、電力の発送電分離が完成する2020年度以降、電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、その実現のために必要な措置を講ずる。なお、電力の試験上場の審査は、電力システム改革の重要性に鑑み、厳格に行う。</p> <p>d JPXとTOCOMの基本合意において、TOCOMから当面移管しないとされた石油市場の商品については、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を行う。その際、商品市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界市場において我が国のエネルギー商品先物市場が目指すべき位置付け ・新規参入者の増加による流動性向上の確実性 ・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計 | a:令和元年度上期措置 b:令和2年度上期措置 c:電力の試験上場がなされた場合は2020年度(令和2年度)以降試験上場期間中に検討・結論、必要に応じて速やかに措置 d:2020年度(令和2年度)以降速やかに措置 | a:農林水産省 経済産業省 b:金融庁 農林水産省 経済産業省 c,d:金融庁 経済産業省 | <p>(a) 令和元年6月25日付けで策定した商品所管大臣の「同意」に係る運用基準では、金融商品取引所に上場しようとする商品が、商品所管大臣が「同意」する日において現に商品取引所に上場又は試験上場されている商品の場合(当該上場しようとする商品と産地等が異なる場合も該当)は、取引参加者に当事者が含まれることを要件としないこととした。</p> <p>(b)及び(d) ・平成31年3月28日、日本取引所グループ(JPX)と東京商品取引所(TOCOM)は、経営統合に関し、以下の(1)~(3)を内容とする基本合意書に締結。</p> <p>(1) JPXは、TOCOMを完全子会社とすることを目的として、TOCOMの発行済み株式を対象とした公開買付け(TOB)を実施。</p> <p>(2) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMから大阪取引所に以下を内容とする商品移管</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品をTOCOMから大阪取引所に移管すること。 ② 石油市場、中京石油市場の上場商品は当面移管しないこと。大阪取引所への石油商品の上場については、両社間で協議すること。 ③ 電力・LNGは、TOCOMにおいて上場を目指すこと。 ④ 立会休止中の上場商品、新たな上場商品等については、両社間で協議すること。 <p>(3) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMの子会社である日本商品清算機構(JCCH)を、JPXの子会社である日本証券クリアリング機構(JSCC)に統合。</p> <p>・JPXは、TOCOMの発行済み株式を対象とするTOBを実施した結果、議決権の97.15%を取得し令和元年10月1日付けでTOCOMを連結子会社とした。また、JPXは、株式等売渡請求その他会社法に基づく一連の手続により、TOBに応募しなかったTOCOM株主から残りの株式を取得し、同年11月1日付けでTOCOMを完全子会社とした。</p> <p>・令和元年6月28日、金融庁は、農林水産省及び経済産業省と協議のうえ、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品(金、銀、白金、パラジウム、原油、くん煙シート、技術的格付けゴム、大豆、小豆、とうもろこし)を指定する金融庁長官告示「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件」を発出し、当該告示の中で「原油」を指定。</p> <p>(c) 平成31年3月27日に東京商品取引所(TOCOM)から電力先物の試験上場の申請があり、電力の生産・流通への影響など、商品先物取引法に規定する認可基準に基づき審査をした上で、令和元年8月9日付けで認可を行った(同年9月17日から取引開始)。</p> | (a) 金融商品取引所に商品を上場する際に必要な金融商品取引法に基づく協議があった場合には、高い透明性を確保し、グローバルな市場参加者から見ても理解が得られるよう、策定した商品所管大臣の「同意」に係る運用基準に基づいて判断する。 | (c) 経産省は、電力・LNG市場の今後の取引量やプレイヤーの参入状況及び電力システム改革の進捗状況を踏まえつつ、試験上場期間中に今後の電力先物市場のあり方について検討の上、金融庁と協議しつつ、TOCOMでの継続と大阪取引所への移管とを比較検証して、結論を得る。 | (b,d) 総合取引所の実現(2020年7月を予定)後における貴金属等の移管商品や石油の取引量及びプレイヤーのコスト負担等を勘案しつつ、2020年度以降速やかに金融庁及び経済産業省は、JPX及びTOCOM等の関係者との協議を行う。 | 措置済 | 解決 | 措置済 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---------------------------|---------|-----|----------------------|---|---|---------------------------------|---|--|------------|------|---|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| (3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大 | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 3 | 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大 | a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。 b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、必要なシステムの改修を行うとともに、免許状の様式を定める文部科学省令の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。 c 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日)等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。 d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする。 e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。 | a,c,e:令和元年度措置 b,d:令和元年度検討開始、速やかに措置 | a,e:厚生労働省 b:文部科学省 c,d:金融庁 | a.保育士登録証について、様式に関する厚生労働省令を改正し、令和2年4月1日から旧姓併記を可能とした。介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 介護福祉士の登録証について、令和2年3月6日に公布・施行した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第27号)により、登録の申請様式等の改正を行い、旧姓併記を可能とした。 b.都道府県教育委員会と協議を行い、旧姓併記による免許状管理の方法について検討中。 c,d.保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名について、保険募集人の希望に応じて旧姓を使用できるように改正した監督指針を、令和元年9月6日から施行。 e.准看護師については、各都道府県に対し、令和元年5月下旬に開催した都道府県看護行政担当者会議において看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請した。 | b 令和2年度以降、旧姓併記による免許状管理の方法について結論を得たのち、教育職員免許法施行規則を改正。 d 令和3年3月末を目途に、保険業界及び金融庁において必要なシステム改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた保険業法施行規則等の改正を行う予定。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 |
| (4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 4 | 副業・兼業の促進 | 厚生労働省は、労働者の健康確保や企業の実務の実効性の観点に留意しつつ、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」における議論を加速化し、結論を得た上で速やかに労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。 | 令和元年に検討会で結論、結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論 | 厚生労働省 | 副業・兼業の場合の実効性のある労働時間管理や、健康確保の在り方について、令和元年8月に取りまとめられた「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」の報告書に基づき、同年秋より、労働政策審議会において議論を開始した。 | 全世代型社会保障検討会議等の議論も踏まえつつ、労働政策審議会において引き続き議論を行い、速やかに結論を得る。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 5 | テレワークの促進 | a 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施する。 b aも踏まえつつ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)で長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。 | a:令和元年度着手、令和2年度措置 b:令和2年度措置 | 厚生労働省 | (a、bについて) 令和2年度予算に「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業」(委託事業)を計上し、仕様書等を作成した上で、調達の手続きを行い、委託事業者を決定した。 | (a)について 委託事業者との契約締結後、実態調査を実施予定。 (b)について 「令和2年度テレワークの労務管理に関する総合実態調査研究事業」における調査結果等も踏まえ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)の長時間労働対策として示されている手法における表現を見直す。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 |
| (5)日雇派遣におけるルールの見直し | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | その他重要課題 | 6 | 日雇派遣におけるルールの見直し | 日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。 | 令和元年度検討開始、速やかに結論 | 厚生労働省 | 労働者派遣制度の見直しについては、令和元年6月から、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、「副業として行う場合」の日雇派遣の年収要件の見直しを含めて、平成24年・27年の改正労働者派遣法の施行状況を踏まえた議論を開始した。 | 労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、「副業として行う場合」の日雇派遣の年収要件の見直しを含めて、引き続き検討。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------------|------------|-----|-------------------------------------|---|---|---|--|--|------------|------|------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (7)住宅宿泊事業法に基づく届出手段の負担の軽減 | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年6月21日 | 行政手続コストの削減 | 6 | 住宅宿泊事業法に基づく届出手段の負担の軽減 | <p>a 民泊制度運営システムについて、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムとなるよう、法令に基づき事業者が求められる対応についてのガイドライン機能を備える等の改修措置を講ずる。</p> <p>b 民泊制度運営システムにより行われる事業届出については、電子証明書による本人確認が必要とされているが、届出制とされている趣旨にかんがみ、政府全体の方針も踏まえた上で、より簡易な方法の導入を検討する。</p> <p>c 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定施設の届出、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。</p> <p>d 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生するゴミの処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図る。</p> <p>e 上記c,dの実施に際し、観光庁は、民泊サービスの適法な遂行に必要な手続法令を所管する府省に対し、積極的に働きかけを行い、その実現を図る。</p> | <p>a:令和元年度措置</p> <p>b,c:平成30年度の検討、早期に結論</p> <p>d,e:措置済み</p> | <p>a,b,e:国土交通省</p> <p>c:国土交通省環境省</p> <p>d:環境省</p> | <p>a ガイドライン機能を備える等のシステムの改修を行い、令和2年3月30日にポータルサイトを通じ公表を行っている。</p> <p>b 電子証明書による本人確認方法に追加して、身分証明書等による本人確認方法を導入し、令和2年3月30日にポータルサイトを通じ公表を行っている。</p> <p>c 水質汚濁防止法に基づく特定施設については、環境省において住宅宿泊事業に係る排水等実態調査を実施し、その結果を基に、令和2年2月27日に中央環境審議会水環境部会において審議を行った。その結果、水質汚濁防止法施行令に定める特定施設から、住宅宿泊事業を除外することで了解が得られた。(下水道法の特定施設は、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設等としており、水質汚濁防止法施行令に定める特定施設から住宅宿泊事業が除外されれば、同様の取扱いとなる。)</p> <p>d 実施済</p> <p>e 実施済</p> | <p>c:今後、パブリックコメント等の意見も踏まえ、水質汚濁防止法施行令の改正作業を進め、R2年度内に改正政令を公布・施行できるよう努める。また、改正内容について、地方公共団体及び住宅宿泊事業関係者等への周知を図る。</p> | 措置済 | 解決 | | |
| (2)卸売市場を含めた流通構造改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 1 | 卸売市場を含めた流通構造改革 | <p>a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。</p> <p>b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握され是正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限定すること。 ・卸売市場の運営に係る実務的ルール公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。 | <p>a:措置済み</p> <p>b:平成30年度以降措置</p> | 農林水産省 | <p>a 平成30年6月、第196通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が成立し、同月公布された。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成30年法律第59号)は、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品等流通法」という。)に変更。</p> <p>b-1平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホームページに相談サイトを開設する等、食品等流通調査を開始。</p> <p>b-2 卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限定することとし、関連通知は令和2年6月の改正後の「卸売市場法」の施行に併せて廃止する予定。</p> <p>b-3 売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場法で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場合には、当該遵守事項と理由を公表。</p> <p>b-4 「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実施。</p> | 令和2年6月に、改正後の「卸売市場法」が施行。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |
| (3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 2 | 底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて | <p>a 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 <p>b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。</p> | <p>a:措置済み</p> <p>b:平成30年度以降措置</p> | 農林水産省 | <p>a 床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととすること等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。</p> <p>b 平成30年10月、施設園芸共済加入者が所有する農業用ハウスについて、過去に農地転用の許可を受けて設置されたものであるか調査を実施し、農用地域内に所在するなどの施設が38件あることを確認した。</p> | a - | 検討中 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------|------|-----|------------------------------|--|-------------------------------------|-------|---|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 3 | 相続未登記農地等の農業上の利用の促進について | a「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 ・所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、賃料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底すること など、効果のある対応策を政府全体として検討する。 | a.措置済み b.平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 | a 所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期間貸し付けることを可能とする等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 b 農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示いただいているところ。 また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題については、政府全体で検討を進めているところである。 | a - b 登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題について、引き続き政府全体で検討する。 | 検討中 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー | |
| (4)農協改革の着実な推進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 4 | 農協改革の着実な推進 | 農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。 | 平成30年度以降、継続的に措置 | 農林水産省 | ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年2月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表) 等により自己改革を促している。 | - | 措置済 | フォロー終了 | | |
| (5)農業の発展に資するその他の改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 5 | 農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革 | 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。 | 平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 | ・農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和元年5月に成立。令和元年11月に手続の簡素化等の規定が施行。 ・農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員の農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。 | 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化の措置が令和2年4月に施行。 | 措置済 | 継続F | 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化に向けて、以下の点について要フォロー ・利用集積・集約化に係る手続きの体制一体化についての運用状況 ・人・農地プランの作成状況および農地利用最適化推進委員等の参加状況 | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 6 | 新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について | a 国は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項から第14項までの規定のただし書に基づく特例許可を活用し、植物工場などの新たな農業生産施設に類似する施設を建築した事例や審査内容、許可が不要な地域に立地した既存の植物工場等の実態を調査し、その結果を踏まえ特定行政庁に対して、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す。 b 国は、法執行の円滑化等のために特定行政庁相互が情報交換等を行う場である日本建築行政会議に対して、aの調査結果や海外のICT等を活用している先進的な農業生産国の事例など、新たな農業生産施設の立地の検討に有用な情報を提供するとともに、新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、海外での立地規制における取扱いも参照しつつ、騒音、臭気、発生交通量など市街地環境への影響に関する用途規制の判断要素に立ち戻り、建築物の主要用途として「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す。 c 国は、許可の実例や海外の先進事例等から把握される新たな農業生産施設がもたらす騒音、臭気、発生交通量等の実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、その実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁に対する技術的助言として通知する。 | 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 国土交通省 | a) 以下の内容について、「建築基準法第48条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について(技術的助言)」(平成31年3月28日付国住街第432号)を发出した。 ・いわゆる植物工場も含めた農産物の生産等を行う建築物について、用途規制に係る許可を行った事例を情報提供する。 ・上記事例をもとに、周辺環境への影響が比較的小さいと考えられる場合の例(ex.鉄道高架下での建築等)を参考として整理する。 b) 平成31年3月の日本建築行政会議の担当部会において、商業地域において用途変更により小規模な植物工場を整備した際、用途規制に係る許可を不要と判断した事例を情報共有するとともに、いわゆる植物工場も含めた新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を行うよう依頼した。 c) 「新たな農業生産施設の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用等について」(令和2年1月16日付国住街130号)を发出した。 | 引き続き国土交通省において事例の収集・分析等を行い、円滑な運用に資するよう検討を行う。 | 措置済 | フォロー終了 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---|------|-----|--|---|--|---------------------------|--|--|------------|--------|-------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 7 | 小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について | 小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。 | 平成30年検討・結論、結論を得次第、速やかに措置 | 農林水産省 国土交通省 | 農林水産省において平成30年8月に検討会を設置して技術面での議論を行い、同年11月に当該検討会において、無人航空機で農業散布を行う際に、補助者を配置せずに行う場合や目視外で飛行させる場合の要件を取りまとめた。この議論の結果を踏まえ、国土交通省で目視外飛行や補助者を配置せずに空中散布を行う際の安全対策を含めた「航空局標準マニュアル(空中散布)」を令和元年7月に策定した。なお、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準については、メーカー等に意見を聞いたところ特段規制緩和の要求がなかったため、見直しは行わないこととした。 | | 措置済 | 解決 | |
| (6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 8 | 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成 | a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。 | a: 措置済み b: 平成30年度以降、継続的に実施 | 農林水産省 | a 平成30年4月18日未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議農林ワーキング・グループ合同会合、平成30年5月17日未来投資会議(第16回)において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、①集積・集約化された私有人工林の割合、②集積・集約化された私有人工林の管理等に必要路網整備量、③集積・集約化された私有人工林からの供給量、④私有人工林にかかる林業全体の付加価値額について、それぞれ今後10年後のKPIを設定し、その実現に向けた施策の工程表を示した。 b 令和元年11月22日未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第14回)で、工程表の進捗状況とともに、森林組合制度についての連携手法の多様化に向けた検討状況や、ICTや自動化機械を活用したスマート林業等(林業イノベーション)の取組を報告した。さらに、森林組合については、製材工場等の大規模化に対応するとともに、輸出の拡大に寄与するため、販売体制の強化に向けた検討を行い、事業譲渡、吸収分割及び新設分割などの組合間の連携手法の多様化等を内容とする「森林組合法の一部を改正する法律案(令和2年3月6日閣議決定)」を第201回通常国会(令和2年通常国会)に提出した。林業イノベーションについては、令和2年度予算に林業イノベーション推進総合対策として反映した。 | a,b 「森林組合法の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応し早期成立を図る。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 9 | 木材の生産流通構造改革 | 木材の生産流通構造改革を推進するために、以下に掲げる方向で検討する。 a 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する。 b ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報のサプライチェーンを通じた共有による作業効率や付加価値の抜本的向上などを促進する方策を検討、実施する。 c サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する。 d 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する。 | 既に検討開始、結論を得次第、速やかに実施 | 農林水産省 | a 効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うためのデータベースを整備するとともに、SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムを全国7地域に設置。 b 航空レーザ計測等による高精度な森林情報を活用して施業の効率化等を図るモデル地域を選定して実施。 c: 木材生産等に関する需給情報をサプライチェーンに携わる関係者が共有するためのデータベース(木材SCM支援システム)を整備。 d: サプライチェーンを構築し、流通等の合理化を実践しようとする事業者に対し、木材加工流通施設等の整備を支援するなど、生産流通構造改革の担い手に重点支援するための予算を措置。 | a SCM推進フォーラムの設置箇所を拡大。 b モデル地域が行う取組に対し、引き続き支援を実施。 c 木材SCM支援システムを拡充。 : サプライチェーンを構築し、流通等の合理化を実践しようとする事業者の取組に対して支援。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 10 | 林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革 | a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。 | a:平成30年度検討開始、結論を得次第、速やかに措置 b:平成30年度措置 | a:農林水産省 b:内閣府 農林水産省 | a 効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うためのデータベースを整備するとともに、SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムを全国7地域に設置。 b 国有林野の一定の区域において、一定期間・安定的に樹木を採取できる権利を、国有林野の有する公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる樹木採取権制度を措置した「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第31号)」が第198回通常国会(平成31年通常国会)で成立し、令和2年4月1日より施行。 | a SCM推進フォーラムの設置箇所を拡大。木材SCM支援システムを拡充し、SCM推進フォーラムにおいて川上から川下までの関係者間での需給情報等の共有・マッチングの取組を推進。 b 令和2年4月以降、国有林の資源状況や木材需要の動向を見極めつつ、全国で10箇所程度の区域をパイロット的に順次指定。マーケットサウンディング等により新規需要開拓に取り組む事業者の動向等を把握。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|----------------------|------|-----|--------------------------------|---|-------------------------|----------------|---|---|------------|--------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 11 | 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し | 以下の措置を講ずる。 ・改正建築基準法の下で整備する基準等については、木材の特性や意匠性を活かした木材の需要を拡大する上で効果的な環境を整備するため、主要構造部に対する防火規制、内装制限等について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえ、必要な合理化を進める。 ・地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく認証取得について、JAS認証の料金体系や、取得支援体制の在り方、工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保證する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。 | 平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 国土交通省 | 【国土交通省】 平成30年6月に成立した「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」において、 ・主要構造部を耐火構造等とすることを求めない木造建築物の範囲を、高さ13m以下かつ軒高9m以下から、高さ16m以下かつ3階以下へ見直し ・消火を円滑化するための措置(延焼範囲を限定する防火の壁等の設置)に応じて、柱・はり等を木材を利用した準耐火構造とすることができる設計方法の追加 ・防火地域や準防火地域において、外壁や窓の防火性能を高めることにより、内部の柱等に木材を利用できる設計方法の追加などを可能とする改正を行い、令和元年6月25日に施行した。 また、防火設備(窓)として、木製サッシについて、個別の大匠認定を受けずに使用できるよう、実験で性能が確かめられた標準的な仕様を告示に位置付けるため、「防火設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1360号)」の改正を行い、平成31年3月29日に公布・施行した。 【農林水産省】 ・木材製品単位で品質を認証する方策の拡大等について、平成30年11月から登録認証機関等へのヒアリングを行い、現在、実現可能性の検討を行っているところ。そのほか、林産物JASの格付検査について、流通事情が変化してきている中で、認証事業者の製造実態に応じて適切な検査方法を選択できるよう、検査方法のメニューを多様化し、品質を保證する仕組みの見直しを行っている。平成31年1月には、新たに制定された「接着重ね材」及び「接着合せ材」のJASにこの見直しを適用した。また、令和元年8月には「製材」、「フローリング」、「直交集成板」及び「構造用パネル」の4規格についてもこの見直しを行った。今後、林産物に係るJASについては順次この見直しを行っていく予定。 | 【農林水産省】 引き続き検討を進め、令和2年度に必要な告示の改正を行う。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| (7)新たな森林管理システムに関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 15 | 市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設 | 以下に掲げるとおり、新たな森林管理システムを構築する。 a 森林所有者の森林管理の責務を明確化する。 ・適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的利用に関する責務を明確化する。 ・その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機付けとなるような仕組みを構築する。 ・自ら責務を果たす意向を示したにもかかわらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みを構築する。 b 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化する仕組みを構築する。 ・様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みを構築する。 ・民間に委ねる生産性の高い森林については、この新システムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する。 c 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理を行う仕組みを構築する。 ・林業生産林としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める。 ・民間事業者にてできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする。 | 措置済み | 農林水産省 | 平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、 ①森林所有者に適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行うよう責務を明確化し、 ②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け ③市町村が経営管理を受託した森林について、 ア 林業経営に適した森林については、市町村が、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有する林業経営者に経営管理を再委託 イ 再委託できない又は再委託に至るまでの森林については、市町村が民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、複層林化等の方法により経営管理を行う ④自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない場合は、勧告、裁定等の手続を経て市町村が経営管理を受託できる特例を適用する等の措置を講じた。 また、平成30年度当初予算に引き続き、令和元年度予算においても、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化が見込まれる資源豊富な人工林等において、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林整備事業を活用し、林道等の路網整備や機械導入を重点的に実施。 | 「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 16 | 市町村行政の補完等のための仕組みの整備 | 民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用するよう留意しつつ、以下を実施する。 a 市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みを整備する。 b 人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組について検討する。 | 措置済み | 農林水産省 | 平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、森林経営管理法に定められた市町村の事務の一部について、都道府県が代替執行できるとしたところ。また、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」において都道府県の森林環境譲与税の用途として、人材の育成及び確保等が定められたところ。 | 「森林経営管理法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 17 | 国有林事業との連携 | 国有林事業との一層の連携を図るため、以下を実施する。 a 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携を進める。 b 意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供を行う。 | 措置済み | 農林水産省 | 平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、 ①国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努める ②国有林野事業を委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮する ③国は市町村に対し、経営管理に関し必要な情報の提供等を行うよう努めることとしたところ。 | 「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。 | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|------|-----|----------------|---|---------------------|-------|---|---|------------|--------|---|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 農林分野 | 18 | 所有者不明森林への対応強化 | 新たな森林管理システムの構築に併せ、所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるよう検討し、実施する。 | 措置済み | 農林水産省 | 平成31年4月1日に施行された「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、共有者の一部を確知できない森林について、市町村は、探索・公告等の一定の手続きを経て、経営管理に必要な権利を取得できることとしたところ。 | 「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。 | 措置済み | フォロー終了 | |
| (2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 1 | 新たな資源管理システムの構築 | <p>以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。</p> <p>a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。</p> <p>b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。</p> <p>c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。</p> <p>d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。</p> <p>e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。</p> <p>f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっての割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。</p> <p>g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。</p> <p>h IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。</p> <p>i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。 ・逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。</p> <p>j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。</p> <p>k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。</p> <p>l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。</p> | 早期の関連法案提出を含め、速やかに措置 | 農林水産省 | <p>aからkについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。</p> <p>lについて 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第33条において、政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営の及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされ、それらの内容について検討しているところ。</p> | <p>aからkについて 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。</p> <p>lについて 引き続き、漁業収入安定対策の機能強化及び法制化に向けて検討を進める。</p> | 検討中 | 継続F | a~k: 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー l: 継続フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--|------|-----|-----------------------|---|--|---|---|---|------------|--------|--|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 2 | 栽培漁業の在り方の見直し | a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。 | 令和元年度措置 | 農林水産省 | aについて 令和元年度から、種苗放流等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、種苗放流等による資源造成の目的を達成したものや効果が認められないものについては、国の支援対象外とすることとなった。 bについて 資源造成効果が高い手法や魚種を対象とした事業に重点化を図ることとし、効果のある広域魚種については、必要な技術開発・実証を行うこととなった。 | aについて 令和元年度以降も、引き続き最新の資源評価等を踏まえ、資源造成効果を検証し、支援対象魚種の見直しを進める。 bについて ・資源管理に取り組んでいるものの、種苗生産・放流技術の確立に至っていない魚種について、国が技術開発を進めるとともに、国の事業で得られた知見等について、都道府県に提供する。 ・共同種苗生産・放流体制の構築・高度化の取組について、国が支援する。 | 未措置 | 継続F | 法令改正方向について要フォロー | |
| (3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 3 | 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革 | a マーケットインの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。 ・物流の効率化(加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等) ・ICT等の活用(取引の電子化、AI・ICTを活用した選別・加工技術の導入等) ・品質・衛生管理の強化(新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)対応等) ・国内外の需要への対応(輸出の戦略的拡大等) b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。 c 資源管理の徹底、IUU(Illegal Unreported Unregulated:違法・無報告・無規制)漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、ICT等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。 d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。 | 早期の関連法案提出を含め、速やかに措置 | 農林水産省 | a及びbについて 平成30年度補正予算によって「水産物輸出拡大連携推進事業」を措置し、戦略的に輸出に取り組む生産者、加工・流通業者、輸出業者により構成されるグループの支援を行った。 また、令和元年度から「水産バリューチェーン事業」、「産地市場統合・機能強化促進事業」、「水産物集出荷機能集約・強化事業」を創設し、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革に必要な予算を措置した。 cについて 令和元年9月より、有識者による「漁獲証明制度に関する検討会」を開催し、①国内で密漁等の違法漁獲が懸念される魚種に関する漁獲証明制度の創設、②IUU(違法・無報告・無規制)漁業の懸念がある輸入水産物の漁獲証明の仕組みについて検討を行った。 また、水産物の輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けて、水産物の水揚げから輸出に至る履歴情報をIT等の活用により管理する取組の実証を行った。 dについて 平成30年度に漁船、漁網、種苗・餌の流通構造の調査を実施し、令和元年度は更に、資材コスト低減の取組や海外の漁業生産資材の流通構造等の調査を実施した。 | cについて 今後、検討会での最終とりまとめを経て、制度化に向けた作業を進める。(P) 漁獲から加工・流通段階までの漁獲情報等を改ざんへの耐性が高い状態で伝達する漁獲証明システムの開発・実証を行う。 dについて 調査結果が取りまとめ次第公表し、当該調査結果に基づくコスト低減対策の実施を促進する。 | 未措置 | 継続F | a、b: フォロー終了 c: 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー d: 継続フォロー | |
| (4)漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 4 | 生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し | a TAC対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理するとともに、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の導入を促す。 b IQ導入等の条件が整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。なお、IQだけではカバーできない資源管理上の規制(操業区域、操業期間、体長制限など)は、必要に応じ活用する。 c 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にIQも移転することとする。 d 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。 e 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告、許可の取消しを行う。 f 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可(それぞれ期限を設定)を行う制度とし、一斉更新制度(一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度)は廃止する。 g 漁獲報告の迅速化と、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・VMS(Vessel Monitoring System)の備付けを義務化する。 h 海技士制度について、以下の検討を進める。 ・船舶職員養成施設の入学要件の見直しによる早期受験資格の取得、e-ラーニング教材の活用拡大などの免許取得方法の多様化、科目合格の有効期間延長等受験機会の拡大により、海技資格の取得を促す環境を整備する。 ・近海(100海里以内)を操業する中規模(総トン数20トン以上長さ24m未満)の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。 | a,b,c,d,e,f,g:早期の関連法案提出を含め、速やかに措置 h:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに実施 | a,b,c,d,e,f,g:農林水産省 h:農林水産省 国土交通省 | 【農林水産省】 aからgについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。 hについて ・水産庁及び国土交通省の共同事務局とする船舶工学の専門家やエンジンメーカーが参加する検討会(近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会)を平成30年10月の第1回から令和元年12月まで計8回開催した。 【国土交通省】 hについて ・次のとおり制度を整備し、海技資格の取得を促進するための環境を整備した。 ①海技試験を早期に受験できるように、「登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第96号)」により、従来、5年以上の乗船履歴を要した登録船舶職員養成施設の入学要件を3年以上へと短縮。 ②多様な方法で資格を取得できるように、e-ラーニング教材を活用して船舶の運航や機関の運転に関する知識及び能力を習得するための電子講習課程を認定(平成30年国海技第414号)。 ③海技試験の受験機会が増えるように、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(平成30年国土交通省令第46号)」により、海技試験の科目合格の有効期間を2年から3年へと延長。 ・海技資格のあり方を検討し、次のとおり制度を見直し。 a「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)」により、近海中規模漁船について、小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とした。 b aの省令改正の施行までの間、「船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に係る事務の取扱いについて(令和2年国海技第300号)」により、近海中規模漁船について、海技士(機関)の乗組みを省略することができることとした。 c aの省令の附則により、施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることのできるることとし、その場合において、bの海技士(機関)の乗組みを省略することができることとした。 | 【農林水産省】 aからgについて 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。 hについて 本制度について漁業者に周知を行う。 【国土交通省】 hの海技資格のあり方について 「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第26号)」を令和2年7月1日施行予定。 | 検討中 | フォロー終了 | a~g: 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー h: フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|------|-----|---------------------------|---|--|---|----------------------------|------------------------|---|------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 5 | 養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し | <p>a 養殖・沿岸漁業に係る制度については、以下の考え方に基づき再構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖・沿岸漁業は限定された水域(漁場)を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ・その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与のプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 ・加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。 <p>b 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年又は10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権(定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類)の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。また、必要に応じ、随時改定を行う。</p> <p>c 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるように留意し、可能な場合は、養殖のための新区画の設定を積極的に推進する。</p> <p>d 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。</p> <p>e 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。</p> <p>f 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。</p> <p>g 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体(漁協)に付与する。</p> <p>h 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体(漁協)に付与する。</p> <p>i 個別漁業者に付与する漁業権(個別漁業権)は、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする。</p> <p>j 漁業者団体に付与する漁業権(団体漁業権)については、漁業者団体がそのメンバーたる個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整(費用の徴収等を含む。)を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則はメンバー以外には及ばない。</p> <p>k 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。</p> <p>l 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画を策定するものとする。</p> <p>m 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として以下の事項を法定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の漁業権を受けた者(以下「漁業権者」という。)が、水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。 ・上記以外の場合は、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。 <p>n 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取消しを行う。</p> <p>o 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。</p> <p>p 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の用途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その用途に関する収支状況を公表するものとする。</p> | <p>aからpについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。</p> <p>qについて 国内外の需要を見据えた戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を内容とする養殖業成長産業化総合戦略(仮称)を検討しているところ。また、養殖業発展に向け、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、技術開発、養殖適地の開発、輸出促進のための環境整備等の支援等に必要予算を計上した。</p> | <p>aからpについて 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。</p> <p>qについて 養殖業成長産業化総合戦略(仮称)について、上記新漁業法の施行に向けて検討を進めるとともに、養殖発展のための環境整備に必要な支援等を行う。</p> | 検討中 | 継続F | a~p:規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー q:継続フォロー | | |

次ページへ続く

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------------|---------|-----|-----------------------|---|-----------------------|------------------------------------|---|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | | | <p>q 養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 ・技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ・国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ・静穏水域が少ない我が国において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港(水域及び陸域)の有効活用を積極的に進める。 ・拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。 | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 6 | 魚類の防疫に関する事項 | <p>a 魚類の防疫に関する体系的な知識とそれを身に着けるための研修等の蓄積を基礎に、養殖業の発展を担う民間の養殖業関係者が魚類の防疫に関する知識を修得できる環境を整備することとし、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への開放を含めた必要な方策を検討し、結論を得て、実行する。</p> <p>b 水産用ワクチンを始めとする魚病に関わる薬剤の承認審査期間を更に短縮するため、承認審査手続の一層の効率化、海外で承認されている薬剤に関し、海外での各種基礎データや利用実績等に関する情報の活用等を通じた審査方法の簡素化について検討し、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上で成し、実行する。</p> | 平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | a:農林水産省 b:内閣府 厚生労働省 農林水産省 | <p>a 農林水産省の委託事業で実施している養殖衛生管理技術者養成研修及び、(公社)日本水産資源保護協会が実施する魚類防疫士の資格取得試験について、民間の養殖業関係者でも受講・受験可能とし、令和元年度は4名の民間養殖業関係者が研修を受講し、1名が魚類防疫士資格を取得した。</p> <p>b. ワクチン等水産用医薬品の承認審査期間の短縮を実現するため、具体的な目標を決めたロードマップを作成した上で、農林水産省における審査を複数機関で分担する体制の構築、養殖業者のニーズが特に強い水産用医薬品を優先的に審査するルールの設定、海外の残留試験データの活用等により、承認審査手続の効率化を図った。また、海外で開発された医薬品試験データの受入れを拡大するため、水産用医薬品の残留試験に関する国際的なガイドラインを作成し、動物医薬品検査所長通知として施行した。 なお、承認審査期間改善の契機とするために、審査期間の実績をHPで公表する体制を構築したが、現時点で承認まで至った薬剤がないため審査期間は公表不可。</p> | 引き続き、令和2年度の養殖衛生管理技術者養成研修及び魚類防疫士試験についても、同様に民間養殖業関係者の参加を可能として実施する。 | 措置済 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| 平成30年6月15日 | 水産分野 | 7 | 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し | <p>漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて、以下に掲げる見直しを行う。</p> <p>a 漁協を、団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置付けることとし、以下の点を法定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の事業として、(4)No.5o及びpの漁場管理業務を行えることとする。 ・団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。 ・漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ・団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を漁協の中に常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ・全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。 <p>b 漁協の組織・事業体制を強化するために、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協の目的として、漁業者の所得向上を図ることを法律で明記する。 ・漁協の役員の中に販売のプロ等を入れることを法律で明記する。 ・信用事業を行う信用漁業協同組合連合会等に対して、全漁連による監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ・漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ・国は、産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。 | 早期の関連法案提出を含め、速やかに措置 | 農林水産省 | <p>規制改革の内容に沿って、水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度を見直す水産業協同組合法の一部改正を盛り込んだ漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が第197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。</p> | 引き続き、施行に向けて、政省令その他の制度運用の検討を行う。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー | |
| (2)オンライン医療の普及促進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 8 | 患者が服薬指導を受ける場所の見直し | <p>患者がオンライン診療を受診した場所(職場等)で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)の見直しを検討し、措置をする。</p> | 平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置 | 厚生労働省 | <p>厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会とりまとめ(平成30年12月25日公表)において「服薬指導及び調剤の一部を行う場所について、一定の条件の下で、職場等、医療が提供可能な場を含めるような取扱いとすべき」とされ、結論を得た。 これを受け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)に基づくオンライン服薬指導の施行と併せて、薬剤師が、薬局・患者の居宅のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所(職場など)において医師が交付した処方箋により、一定の調剤業務(処方内容の照会、減薬など)を行うことができることとする省令改正を令和2年3月に行った。</p> | 改正法の施行日は令和2年9月1日。 | 措置済 | フォロー終了 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-------------------------------|---------|-----|---|--|------------------------|-------|--|---|------------|--------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 9 | オンライン診療に係るデータ収集の推進 | オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。 | 平成30年度検討・結論 | 厚生労働省 | 平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成30年度調査)及び各診療領域におけるICT活用に関する学会アンケート(厚生労働省保険局医療課・医政局医事課・医政局研究開発振興課において実施)を実施。(ともに平成31年3月とりまとめ) | — | 措置済 | 継続F | データ・事例の収集方法や、収集されたデータの活用の在り方などについて引き続きフォローを行う。 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 10 | 次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討 | ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。 | 令和元年度検討・結論 | 厚生労働省 | 令和2年度診療報酬改定において、オンライン診療料の要件のうち、事前の対面診療の期間を6月から3月に見直すとともに、オンライン診療料の対象疾患に慢性頭痛の患者等を追加する等の見直しを行った。 | | 検討中 | 継続F | 令和2年度診療報酬改定後の状況を踏まえつつ、引き続き次期診療報酬改定に向けた検討状況についてフォローを行う。 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 11 | オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現 | オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせて行うことについて検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置 | 厚生労働省 | 遠隔診療の状況を踏まえ、テレビ電話等による場合であって薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合に、オンライン服薬指導を行うことができることとする内容を盛り込んだ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を第198回通常国会に提出し、同法案が第200回臨時国会において成立、令和元年12月に公布された。 改正法の施行に向け、オンライン服薬指導の具体的な要件を定める省令等のパブリックコメントを実施し、令和2年3月に当該省令を公布した。 | 改正法の施行日は令和2年9月1日。 | 措置済 | 継続F | 改正法施行後の運用状況について要フォロー |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 12 | 電子処方箋実務の完全電子化 | オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せん運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。 | 平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置 | 厚生労働省 | 平成30年度に電子処方箋の運用に関する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、新たな工程表を作成し、公表した。令和元年9月に「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」において「電子処方せんの運用ガイドライン」の改定に向けた検討を行い、当該ガイドラインの改定案について、現在パブリックコメントを募集中(令和2年4月5日まで)。 | パブリックコメント終了後速やかにガイドラインを改定し、改定したガイドラインの周知及び電子処方箋の普及のために必要な方策を実施。 | 措置済 | 継続F | ガイドラインの改定内容及び改定後ガイドラインに基づく運用状況についてフォローを行う。 |
| (4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 16 | 電子化の推進 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の新医薬品の審査プロセスについて、承認申請資料の電子媒体に併せて紙媒体での提出を求める運用を改めるなど、電子化の更なる促進に向けて、工程表を策定し、公表する。 | 平成30年度検討・措置 | 厚生労働省 | 平成30年10月より順次、審査員の使用する電子機器端末をノート型パソコンに変更し、会議等での承認申請資料の電子的閲覧を可能とした結果、平成31年4月から審査員用の紙媒体での提出を求めないこととした。また、平成31年1月に、電子化のさらなる促進に向けた工程表を策定し、公表した。 なお、この工程表に基づき、令和元年度から3年計画で実施する申請・届出オンライン化事業により、申請書等のオンラインでの提出を可能にすべく作業を行っているところである。 | | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 18 | 再審査申請資料の効率化 | 再審査において提出が必要とされている各種の申請資料について、内容の重複の有無等を点検し、再審査申請資料の効率化を図る。 | 平成30年度検討、令和元年度結論・措置 | 厚生労働省 | 平成29年11月に、再審査申請資料の内容を合理化した厚生労働省課長通知を発出したが、さらなる合理化に向けて、平成30年11月より、業界、厚生労働省、PMDAの三者で協議を開始し、令和2年3月25日には、他に定期的な提出を求めている各種報告書を再審査申請資料として活用することを可能とする通知「新医療用医薬品の再審査申請に際し添付すべき資料について」の一部改正について(令和2年3月25日薬生薬審発0325第10号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)を発出した。 | | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 19 | 海外の規制との整合性確保 | 我が国においても国際共同治験に関するガイドラインの策定を踏まえ、承認申請が世界に対して遅れることのないよう、安全性を保持しつつ、日本人データの要求の考え方を整理し、公表する。 | 平成30年度検討、令和2年度措置 | 厚生労働省 | 平成30年6月、国際共同治験に関するガイドライン(ICH E17)について、業界と意見交換会を実施し、同年10月より、新たに、業界とPMDAで構成されるワーキンググループ(国際共同治験WG)を立ち上げて、国際共同治験に関連する事項について4回検討した。令和元年12月には当該ガイドラインについての理解を深めるため、業界団体とPMDA共催で、国際共同治験に関するワークショップを開催(参加者:700名余り)し、日本人データの要求の考え方を公表した(資料についてはPMDAのホームページで公表している)。 | | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------------------|---------|-----|------------------------|--|-----------------------|-------|---|---|------------|--------|----------------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 20 | 英文資料の受入れ | 製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料について、原文での提出も可能とするための課題・方策について整理する。 | 令和元年度検討、令和2年度措置 | 厚生労働省 | 平成29年11月に、再審査申請資料の内容を合理化した厚生労働省課長通知を発出したが、さらなる合理化に向けて、平成30年11月より、業界、厚生労働省、PMDAの三者で協議を開始し、令和2年3月25日には、他に定期的な提出を求めている各種報告書を再審査申請資料として活用することを可能とする通知「新医療用医薬品の再審査申請に際し添付すべき資料について」の一部改正について(令和2年3月25日薬生薬審発0325第10号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)を発出した。 | | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 21 | 医薬品添付文書の電子化 | 医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | 厚生労働省 | 本内容を含む医薬品医療機器等法改正案医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を第198回通常国会に提出し、同法案が第200回臨時国会において成立、令和元年12月に公布された。 | 令和3年8月からの施行に向けて、業界も含めて検討する。 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 22 | GMP査察結果の相互受入れ | MRA (Mutual Recognition Agreement) 対象国の製造所についても、PMDAによるGMP (Good Manufacturing Practice) 調査に係る製造販売業者の負担が軽減されるよう、平成29年度末現在で発効しているMRAの対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めるための所要の手続を早期に進める。また、我が国におけるGMP調査の質を確保してMRA及びMOU (Memorandum of Understanding) を安定的に実施していくために、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備を図る。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | 厚生労働省 | 日・欧州共同体相互承認協定に基づき、医薬品GMPに関する相互承認について、平成30年7月17日、日本とEUの代表で構成する合同委員会の決定文書の署名交換が行われたことにより、医薬品GMPの相互承認(平成29年度末現在で発効しているMRA)の対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めた。また、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備については、令和元年度予算において増額を計上したGMP査察体制強化費(都道府県が行うGMP調査においてPMDA職員等の専門家が技術的助言等を行う、PMDAが行うGMP調査にブロック内の他都道府県が同行する、等の費用)を活用して、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備を図った。 | 引き続き、GMP査察体制強化費を活用して、我が国におけるGMP調査の質を確保し、MRA及びMOU (Memorandum of Understanding) を安定的に実施していく。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 23 | 海外機関のGCP査察結果の活用 | 海外規制当局(米国及びEU)がGCP (Good Clinical Practice) 適合として承認した新医薬品について、当該医薬品が我が国で承認申請された際の海外治験施設に係るGCP適合性調査については、これらの規制当局の査察結果を活用して効率化することを検討する。 | 平成30年度検討 | 厚生労働省 | 欧米のGCP関係の協働枠組みであるGCP initiative にパイロット参加していたが、平成31年1月より本格参加することとなり、海外規制当局による治験施設の査察結果等、査察に関する詳細な情報の継続的な入手が可能となった。引き続きGCP initiativeに参加し、海外規制当局による査察情報を継続的に入手している。 | | 未措置 | 継続F | 規制当局の査察結果を活用した効率化についての措置状況をフォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 24 | カルタヘナ法の運用改善 | PMDAが審査を行うカルタヘナ法の大任承認・確認手続に関して、平成28年7月に行われた運用見直しを踏まえ、所要審査日数を計測するとともに、その結果を踏まえて更なる運用見直しの必要性を検討し、所要の措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | 厚生労働省 | 所要の審査日数を計測し、公表を行った。また、新たにカルタヘナ法の対応にかかる申請前の相談枠を平成31年4月にPMDAに新設するとともに、申請資料のひな形・記載要領を作成して令和元年10月に公表した。 | | 措置済 | フォロー終了 | |
| (5)食薬区分(昭和46年通知)の運用改善 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 26 | 食薬区分に関する相談・申請についての体制整備 | 事業者が新規成分本質に関して食薬区分上の判断を求めるときの資料を都道府県の薬務担当課が確認したことを条件に、事業者と厚生労働省の双方の効率化に資するものについては、当該事業者が厚生労働省に直接照会することを可能とする体制を整備する。また、その旨をQ&A等に反映して周知する。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置 | 厚生労働省 | 厚生労働省において、事業者が食薬区分上の判断を求めるときの資料を都道府県の薬務担当課が確認した後に、事業者からの相談を直接受けるための体制を国立医薬品食品衛生研究所に整備するための費用を令和元年度予算に計上した。当該相談体制(以下「相談窓口」という。)については、令和元年9月末から運用を開始した。相談窓口設置に当たっては、「新規成分本質(原材料)の判断等に関する相談窓口の設置について」(令和元年9月30日医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)により周知を行った。また、相談窓口の運用に関するQ&Aを取りまとめ、令和2年2月4日に事務連絡として発出した。(「新規成分本質(原材料)の判断等に関する相談窓口の設置について」に関するQ&Aについて)(令和2年2月4日医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長事務連絡) | | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|------------------------|---------|-----|-------------------------------------|---|---|---------------|---|---|------------|------|---------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (7)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 29 | 新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携 | 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a 以下の要件が新システムで実現されているか確認するため、今後の開発プロセス(基本設計、開発、総合試験)の各段階において、内閣情報通信政策監(政府CIO)と連携しながら推進する。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入カミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに設置されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。また、最適な情報技術を有効活用し、審査の効率化を推進すること。 ・新システムの維持費用は、できる限り効率化を図るとともにセキュリティ対策を強化すること。 b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。 | a:基本設計については成30年措置、開発については令和元年度までに措置、総合試験については令和2年秋までに措置 b:令和2年度までに措置 | 内閣官房 厚生労働省 | 【内閣官房】 支払基金からは、必要に応じて情報連携並びに相談を受けており、入札仕様書完成時点や業者決定時点、外部への報告時点においてIT室に対しても報告を受けている。 また、新システム実現に向けて入札仕様書作成に関するアドバイスやチェック、入札における技術評価委員をIT室から出すなどの具体的な連携も行ってきている。 aの具体的な要件に関しては、モジュール化、適切なインターフェース、コンピュータチェックの充実、外部連携にも適したデータの標準化、使いやすいインターフェース、支部サーバーの一元化、セキュリティ強化について、それぞれ具体的な措置を支払基金と共に検討し、入札仕様書にまとめてきている。 さらには、システム構築能力の向上のために、支払基金のCIO設置、セキュリティ専門家のアドバイス体制の構築など、組織的な能力向上を促してきている。 bのレセプト形式の見直しおよび標準規格への準拠については、厚生労働省と歩調を合わせつつ検討を進めてきている。 【厚生労働省】 a) 政府CIOと連携し、規制改革の指摘を踏まえたシステムを開発するため、機能毎に分類したシステムの分離調達を実施 ・一部再調達による調達の遅れが発生したため、関係機関等の了解を得た上で、システムの稼働開始時期を令和3年9月に見直し、令和元年度は、受付領域、振分・コンピュータチェック領域、審査委員会機能領域、請求支払システム領域、工程管理支援(後期)等について事業者を決定し、順次開発している。 b) 平成30年度の診療報酬改定において、レセプトの一部の摘要欄にコメントが必要な請求について選択方式を採用し、令和2年度の診療報酬改定において、摘要欄にコメントが必要な617項目のうち、587項目(95.1%)が選択方式として採用されたと。今後の改定時に拡充していく予定 ・また、病名については、現在もコード化を行っているところ、引き続き、国際的な規格に準拠しつつ、更なるコード化を進める | 【内閣官房】 令和元年度夏頃までに、振り分け・コンピュータチェック、審査、請求・支払の主要モジュールを含めた入札を終えて具体的なシステム構築に進む。 【厚生労働省】 令和2年度は、システム総合試験等を実施。引き続き、令和3年9月の新システム稼働に向け、政府CIOと連携し開発を進める。 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 30 | 新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示 | 新コンピュータシステムに係る投資対効果について、試算を国民に分かりやすく開示する。 | 平成30年措置 | 厚生労働省 | 規制改革会議医療・介護WG等において、新システム稼働後のシステム開発経費等の軽減効果(クラウドの採用による開発経費減等)について説明。 また、「審査事務集約化計画工程表」において、IT化推進経費積立預金等を試算し令和2年3月31日に公表。 | | 措置済 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 31 | 支部の最大限の集約化・統合化の実現 | 今年度実施するモデル(実証)事業においては、支部の最大限の集約化・統合化を前提に、集約化の在り方(集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等)を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。 | 平成30年検討・結論、令和元年措置 | 厚生労働省 | 平成31年通常国会に組織の見直し等に係る社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を提出し、令和元年5月15日に成立。 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査委員会事務局(仮称)を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項:令和4年10月以降~] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県に設置[基金内部規程事項] ※審査委員の審査補助業務は47の審査委員会事務局(仮称)で実施 | 支払基金において、業務フローや組織の見直しの具体化等を審査事務集約化計画工程表に基づき検討。 令和6年度末時点で800人程度の定員を削減 | 措置済 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|----------------------|---------|-----|-------------------|---|--|-------|--|---|------------|--------|---------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 32 | 審査の一元化に向けた体制の整備 | 審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について、引き続き検討を進め、結論を得る。 a 各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、具体的な差異の内容を把握するとともに、作業完了までの具体的な工程表を示す。 b 「データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する」仕組みについて具体的に検討し、結論を得る。 c 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」(以下「計画工程表」という。)の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス ・審査委員会の三者構成の役割と必要性 d 「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方 ・各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性 | a:平成30年度上期 結論・措置 b,c:平成30年度検討 結論 d:平成30年度検討開始、令和元年度中間報告、令和2年度までに結論 | 厚生労働省 | a) 各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、本部チェックルールへの移行、廃止等に向けて見直し作業を実施し、新システム稼働時に作業を完了 b) 支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化する見直しを行う社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出し、令和元年5月15日に成立したところ[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・新システム稼働時に導入する自動的なレポーティング機能を差異の解消に活用。 c) 社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査委員会事務局(仮称)を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項:令和4年10月以降~] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項:令和3年4月1日施行] ※地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県に設置[基金内部規程事項] ※審査委員の審査補助業務は47の審査委員会事務局(仮称)で実施 ④審査委員は三者構成とし、審査委員の機動的確保を可能とするため、現行の同数規定を診療担当者代表と保険者代表のみ同数とするよう改正した。 d) 社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、支払基金と国保連との有機的な連携の推進について、法律上に規定した。 ・今後、審査支払機関の在り方や審査委員会の役割と必要性等について、検討予定。 | 審査支払機能の効率的な在り方について、方針、工程等を明らかにし令和2年度中に結論を得る。 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 33 | 手数料体系の見直し | 手数料体系の見直しについて、新システムの導入による事務コストの軽減、審査プロセスの見直し、保険者自身によるシステムの利用及び審査プロセスの外部事業者への委託等を踏まえ、法改正を含めて検討し、結論を得る。あわせて、検討結果を踏まえた所要の措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論、令和元年度までに措置 | 厚生労働省 | ・現行手数料においては「レセプトの枚数」を基準に設定していたものを、レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定出来るように改正する社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出し、令和元年5月15日に成立。 | 新たな手数料設定方法等について検討し、保険者と協議 | 未措置 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 | |
| (8)患者申出療養制度の普及に向けた対応 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 34 | 制度の趣旨に沿った運用改善策の検討 | 患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論を得次第措置 | 厚生労働省 | ・患者が新たな治療を希望した場合に、制度を迅速に利用できるよう、今後申請がなされる可能性が高いがん遺伝子パネル検査後に想定される患者申出療養については、国立がん研究センター中央病院において、臨床研究計画書等を予め作成し、治療開始までの期間短縮を図り、10月1日から患者申出療養が適用開始となった。 ・患者からの申出に係る相談に対する質の高い相談体制を構築するため、医療機関の相談員に対する研修会の実施や医療機関間で効果的に情報共有するための患者申出療養相談窓口ネットワークを構築した。 ・制度の運用改善につなげるため、臨床研究中核病院からのヒアリングを実施した。 ・未承認薬や適応外の薬剤を用いる患者申出療養を実施する際に、医薬品手配に係る医療機関の負担を軽減するため、製薬企業に薬剤の提供を相談しやすくする仕組みを構築した。 | ・今後患者申出療養として申請がなされる可能性が高い技術については、これまでの取組と同様に、治療開始までの期間短縮を図る方法を検討する。 ・相談員研修や臨床研究中核病院へのヒアリングについては、必要に応じて、今後も実施していく予定。 ・薬剤に係る新たな仕組みについては利用実態等を確認しながら適切に運用していく。 | 検討中 | 継続F | 今後の取組状況について、継続フォロー | |
| 平成30年6月15日 | 医療・介護分野 | 35 | 制度の周知及び医療機関に向けた支援 | 困難な病氣と闘う患者がこれを克服しようとする場合に、選択肢として患者申出療養が適切に認知されるよう、周知方法を検討し、所要の措置を講ずる。 また、従来の評価療養との違いを明確にする観点から、患者が制度を容易に利用できるよう、以下の内容を含めた医療機関に対する具体的な負担軽減策について検討し、所要の措置を講ずる。 ・医療機関に向けたQ&Aを策定し、公表する。 ・臨床研究計画書等の、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、医療機関の負担軽減を図る。 ・そのため、医療機関の参考となるよう、既に実施された患者申出療養及び既存の先進医療の臨床研究計画書を可能な範囲で提供する等の対応を行う。 | 平成30年度措置 | 厚生労働省 | ・制度の普及啓発として、患者、医療従事者の理解をより深めるため、制度の説明パンフレット及び説明用ホームページの改定を行い、ポスターも新たに作成し、説明パンフレット及びポスターを特定機能病院等に配布した。 ・医療機関の負担軽減策として、医療機関にむけたQ&Aを策定し、また、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、既存の先進医療の申請書類を活用できることとした。 | | 措置済 | フォロー終了 | | |
| (2)日本で学ぶ留学生の就職率向上 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 1 | 在留資格の変更手続の透明化・簡素化 | a 在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査及び分析し、留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドラインの許可・不許可事例の充実を図り、周知を徹底する。 b 在留申請が許可されない場合、処分の理由及びその根拠となる事実を通知書に、より具体的かつ適正に記載することを、地方入国管理官署に徹底する。 c 地方入国管理官署の窓口混雑緩和のため、オンライン申請手続の一部を開始する。 d 採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、一定の条件を満たす場合(例:在留資格変更手続を行う「留学生就職促進プログラム」での修了生の就職する企業が、当該プログラムにおいて参画企業として3年度にわたり積極的に活動している場合)は、在留資格変更手続を行う際、規模が大きい企業と同様の、提出書類の添付義務の緩和を受けられるようにする。 | a,b,c:平成30年度措置 d:令和元年度措置 | 法務省 | a.平成30年12月に「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」の改訂を行い、地方入国管理官署へ発出するとともに法務省ホームページに掲載し、周知を図ったところ、その内容については、随時、充実を図っている。 b.「在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更許可申請に係る不許可処分の通知について(通達)」(法務省管第1693号)を平成31年3月13日に地方入国管理官署へ発出し、徹底を図った。 c.令和元年7月25日からオンラインでの在留期間更新許可申請等の受付を開始した。加えて、令和2年3月24日には、在留資格「特定技能」を対象に加えたほか、オンラインでの在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請等の受付も開始した。 d.中小企業等の提出書類の簡素化について、当該中小企業等が満たすべき一定の条件を、厚生労働省が実施する「ユースエール認定制度」において、厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定を受けているものとする旨の「中小企業等に就職する留学生からの在留資格変更許可申請における提出資料の簡素化について(通知)」(法務省管第2145号)を平成31年3月29日に地方入国管理官署へ発出し、措置した。 | a.特になし b.特になし c.引き続き、在留申請手続のオンライン化の対象の更なる拡大を検討する。 d.特になし | 措置済 | 解決 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------|---------|-----|----------------------------------|---|--|--------------------------------------|--|---|------------|------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 3 | 起業要件の見直し | a「経営・管理」の在留資格を取得するために必要な資本金又は出資金500万円のうち、地方自治体が申請人の代わりに負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮する特例について、起業支援を行う大学が負担する場合についても特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 b 国と地方自治体の適正な管理・支援の下で行う起業活動に新たな在留資格を与える特例について、大学が支援する場合も特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 | a:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b:特例の実施状況を踏まえて検討開始、結論 | 法務省 | a.b.起業要件の見直しについて、規制改革実施計画に盛り込まれた方向性に沿って検討を進めていたところ、大学の対象の範囲及び特例で考慮する費用の計上方法等に係る具体例について調査した際に、大学が申請人に代わって最大で年間200万円相当の起業支援を行う事例がほとんどなかったため、現実的ではないと考えられたことから、別途検討している「留学生による我が国の起業の円滑化」をもって、本規制改革事項である起業要件の見直しにも対応することとした。 | a.b.特になし | 措置済 | 解決 | | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 5 | 就労のための日本語能力の強化 | a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。 | a:平成30年度検討、令和元年度結論、結論を得次第速やかに措置 b.c:平成30年度検討・結論、令和元年度措置 | a,b:文部科学省 c:厚生労働省 | a 日本語教師の資格については、平成31年3月に文化審議会国語分科会でとりまとめられた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」改定版を踏まえて、文化審議会国語分科会において審議を行い、令和2年3月に「日本語教師の資格の在り方について(報告)」が取りまとめられた。 b 留学生就職促進プログラムに取り組む中で、実施大学から得られた成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、シンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。 c 令和元年度において、我が国で就職する外国人留学生を対象とした「外国人留学生定着支援コース」を新設・実施した。 | a 文化審議会国語分科会の「日本語教師の資格の在り方について(報告)」を踏まえて、日本語教師の資格制度創設に向けて、文化庁において令和2年度に詳細を検討する予定である。 b 措置済 c 措置済み(令和2年度においても、引き続き「外国人留学生定着支援コース」を実施する。) | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 | |
| (3)保育分野の規制改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 7 | 関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置 | a 待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国は「待機児童緊急対策地域」(仮称。以下「緊急対策地域」という。)に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出する。 b 緊急対策地域に指定された都道府県は、現行の都道府県による市区町村の取組の支援(都道府県子ども子育て支援事業支援計画)をより実効的なものとするため、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会(仮称。以下「協議会」という。)を設置する。協議会には、都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者の他、必要に応じて関係府省が参加する。協議会参加者は、地域の実情に応じて以下のNo.8~12等について協議を行い、各項目について適切なKPI(達成すべき成果目標)を定める。都道府県は、定めたKPIと時期を都道府県子ども子育て支援事業支援計画に反映させ、PDCAサイクルを回すことで、目標達成に向けた進捗管理を徹底する。 | a:措置済み b:平成29年検討開始、結論を得次第速やかに実施 | a,b:内閣府 厚生労働省 | a:市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県が関係市区町村等との協議会を組織できるものとするのと同時に、国が市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする「子ども子育て支援法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出した。(平成30年3月30日成立、同年4月1日施行) b:協議会については、平成31年3月31日現在、15都道府県において設置されており、必要に応じて関係府省の職員が参加。また、「子ども子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、具体的なKPIをお示しするとともに、PDCAサイクルを回す方法について周知している。 | a:予定なし b引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 8 | 保育に関わる情報の共有化 | a 企業主導型保育所の設置情報を市区町村に提供する。 b 急速な量の拡大に応じた質を確保するため、都道府県と市区町村の間で監査情報が共有され、重複の見られる監査事項については双方の調整により、一方の監査事項から省略する等、効果的・効率的に監査を実施するべきであることを、都道府県と市区町村に対して周知する。 c 市区町村が利用者支援事業を活用して保育コンシェルジュを設置する際に、入園希望者への申請前段階からの相談支援や、休日・夜間などの時間外相談を実施するように事業設計を改善する。 d 保育利用者が必要とする情報を的確に把握し地方自治体ごとと比較ができるよう、認可外保育所も含めた保育所ごとの空き状況やマッピング等の「見える化」について協議会において関係市区町村等と協議し、「見える化」を図るべき項目を決定の上、各地方自治体は「見える化」を徹底する。 | a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:協議会が設置され次第速やかに検討開始 | a,b:内閣府 c:厚生労働省 d:内閣府 厚生労働省 | a:企業主導型保育事業の実務を担う公益財団法人児童育成協会から、都道府県を通じて市町村に対し、助成決定した施設の住所、定員、開所予定日、地域枠の設定の有無等についての情報提供を、定期的に行っている。 b:「『子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について』の一部改正について」(平成30年3月7日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)を发出し、都道府県と市区町村で調整の上、重複する監査項目については一方の監査項目から省略するなど、効率化や事務負担の軽減を図るよう、各地方自治体へ周知を行った。 c:利用者支援事業(保育コンシェルジュ)による保護者への「寄り添う支援」を行う市町村を支援するため、「『利用者支援事業の実施について』の一部改正について」(平成28年6月27日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、時間外相談の実施するよう夜間・休日加算を創設した。また、「『利用者支援事業の実施について』の一部改正について」(平成30年6月27日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)において、申請前相談が集中する時期などに重点的に出張相談等が実施可能となるよう補助要件を見直すなど、段階的に事業の拡充を行っている。 d:「子ども子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として、「空き定員の有効活用のための保育所ごとの空き状況等の保育利用者が必要とする情報の把握及び「見える化」の徹底」をお示している。 | 【内閣府】 a,b:予定なし 【厚生労働省】 c,d引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|---------|-----|------------------------|--|--|--|--|---|------------|------|------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 9 | 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保 | a「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。 b 地方自治体向けに公表している「公定価格に関するFAQ」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方を追記し、地方自治体に周知する。 c 保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。 d 協議会において関係市区町村等と協議し、管内市区町村ごとの必要保育士数と確保数、キャリアアップのための研修等の人材確保策を策定する等、必要数を確保できる見込みがない市区町村に対して支援を行う。 e 協議会において関係市区町村等と協議し、保育士等の子供の保育所等の優先利用について調整する。 | a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:協議会が設置され次第速やかに検討開始、 e:協議会が設置され次第速やかに検討開始 | a,c:厚生労働省 b:内閣府 d,e:内閣府 厚生労働省 | a:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、短時間勤務保育士の活用に努めることを地方自治体に周知。 b:公定価格FAQのNO.9にある通り、短時間勤務職員を含め、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨記載している。併せて、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方として、配置基準等の定数の一部に充てる場合の常勤職員数への換算方法をお示している。 c:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育士・保育所支援センターの設置・活用により、保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等い取り組みことを地方公共団体に周知。 d:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「市区町村での受け皿の整備予定等を踏まえた必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策の検討」をお示している。 e:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「保育士の子どもの優先入所の横展開」及び「保育士の子どもの優先入所について、勤務地と子どもの入所する保育所の所在地の自治体異なる場合の取扱いの協議」をお示している。 | 【内閣府】 b:予定なし 【厚生労働省】 引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 10 | 広域連携の促進 | 居住地や勤務地にかかわらず希望する保育所が利用できるように以下のaを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてbを実施する。 a 企業主導型保育事業の従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受入れを可能とする。 b 協議会において関係市区町村等と、市区町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等について調整を図るとともに、広域利用のための協定の締結を支援する。 | a:措置済み、b:協議会が設置され次第速やかに検討開始 | a:内閣府 b:内閣府 厚生労働省 | a:平成30年3月から、①市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること、②原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること、③施設の利用定員の全てを地域枠対象者とし、 の全ての要件を満たした場合に、地域枠50%の上限を超えて地域枠対象者(従業員以外の地域住民の子供)を受け入れることを可能としている。 b:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「広域的な保育所等の利用が進むための保育の利用申し込みに係るシステムや書類の様式、利用調整に係る基準、保育料等の市区町村間の差異の調整」をお示している。 | 【内閣府】 a:予定なし 【厚生労働省】 引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 11 | 上乗せ基準の見直し | 上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点から上乗せ基準を検証する。 | 協議会が設置され次第速やかに検討開始 | 内閣府 厚生労働省 | 「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙において、協議会の協議事項として「市区町村が独自で定める人員配置基準等の上乗せ基準について、保育利用者や学識経験者等の多様な視点からの検証」をお示している。 | 引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 12 | 多様な保育所の参入促進 | 多様な主体の参入を促し、必要な保育の受け皿が常時確保され、かつ多様なサービスに対するニーズに応えられるよう、以下のaからdまでを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてe及びfを実施する。 a 多様な保育所の設置状況について市区町村単位で毎年調査を行い、結果を公表する。 b 市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。 c 保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。 d 平成29年に実施した学校の余裕教室の活用状況調査結果を踏まえ、保育所への転用状況を公表する。また、余裕教室がある場合には保育所への転用が促されるよう、文部科学省及び厚生労働省は、地方自治体に対して再度周知する。 e aの調査結果を踏まえ、協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すとともに、市区町村の保育所整備計画を精査する。 f 協議会の場で、内閣府が様式例として示している子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書の活用を市区町村に促す。 | a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:平成29年度公表、平成30年度通知発 出、e:協議会が設置され次第速やかに検討開始、f:協議会が設置され次第速やかに検討開始 | a,b,c:厚生労働省 d:文部科学省 e,f:内閣府 厚生労働省 | a:多様な主体の保育所の設置状況については、厚生労働省ホームページにて公表している。 b:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、各市町村において、このような子どもの優先利用を行うための点数付けの実施について検討するよう要請。 c:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で実施することは可能である旨を周知。 d:「保育所等の設置における小学校の余裕教室等の活用について(協力依頼)」(平成31年2月6日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地方自治体に対し、保育所等の設置における余裕教室等の活用について検討を要請。 e:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「多様な保育所等の事業主体の参入促進」及び「市区町村お保育提供区域ごとの保育所等の整備計画の精査」をお示している。 f:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「就労証明書等事業者が発行する書類の共通様式化」をお示している。 | 引き続き、関係通知の周知に努めていく。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成30年6月15日 | 保育・雇用分野 | 14 | 大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し | 駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる。 | 平成30年度検討開始、令和元年度中に結論、論を得次第速やかに措置 | 警察庁 | 道路交通法の一部を改正する法律(令和元年法律第20号)の一部の施行に伴い、小児用の車の車体の大きさ等の基準を定めること等を内容とした道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第31号)を制定し、令和元年12月1日から施行した。 | | 措置済 | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|------------|-------|-----|------------------------|--|---|------|---|--|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (2)電波制度改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 1 | 公共部門の割当状況の「見える化」 | 公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。 | 既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施 | 総務省 | 公共業務用無線局の公表項目等については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、利用状況をより迅速に把握するための調査周期の短縮(3区分・3年周期から2区分・2年周期)、利用状況をより正確に把握する必要があると認める周波数帯に対する重点調査及び発射状況調査の実施等を可能とするため、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)及び関係告示の改正を行う(令和2年4月1日施行予定)。 | 関係免許人との公表内容等の調整を踏まえ、令和元年度中に制度整備(省令等の改正)及びシステム改修を行い、令和2年度から実施する予定である。 | 未措置 | 継続F | 引き続き実施状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 2 | 効果的な利用状況調査の実施 | 電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。 | 既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施 | 総務省 | 電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、利用状況をより迅速に把握するための調査周期の短縮(3区分・3年周期から2区分・2年周期)、利用状況をより正確に把握する必要があると認める周波数帯に対する重点調査及び発射状況調査の実施等を可能とするため、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)及び関係告示の改正を行う(令和2年4月1日施行予定)。 | 令和2年度の調査から制度見直しを反映した調査を実施予定。 | 未措置 | 継続F | 引き続き実施状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 3 | 周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築 | 電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上等の仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上等の仕組み | 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 | 総務省 | a 携帯電話事業者に既に割り当てられた既存周波数の有効利用を促進するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 携帯電話事業者以外の周波数の返上等の仕組みについては、電波の利用状況調査等の方法による利用実態を把握した上で、周波数再編アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行う。 | b 令和2年度より制度見直しを行った電波の利用状況調査等の方法により利用実態を把握した上で周波数再編アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行う。 | 未措置 | 継続F | 引き続き実施状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 6 | 共同利用型の公共安全LTEの創設 | 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる「公共安全LTE」について、令和2年までの実現可能性を含め、関係省庁・関係機関が参画した検討の場を総務省に設ける。 | 既に検討開始、結論を得次第順次実施 | 総務省 | 電波有効利用成長戦略懇談会における検討結果(平成30年8月)を踏まえ、関係省庁・関係機関の参画により「公共安全LTE」の実現に向けた検討を行う体制を整備し、公共安全LTEに具備すべき機能要件の整理や通信エリアの容易な拡大に資する技術の検討等を行い、今後の取組の方向性について一定の結論を得た。 | 令和元年度に得られた成果を踏まえ、引き続き関係省庁・関係機関の協力を得ながら、実フィールド上で公共安全LTE実証システムを構築しサービス提供を行うシステムとしての妥当性や動作性、具備する機能の実装方法等を含めた技術的な各種検証を実施するとともに、社会実装を見据えた運用面からの課題の整理及び対応方針の検討を行う予定。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 7 | 公共部門間の周波数やシステムの共有化 | 公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの共有化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。 | 平成30年夏までに検討・結論 | 総務省 | ●マイクロ回線、テレメータ、テレコントロールなどの周波数等の共有化 無線システムの共有化の関係者やメーカー等が参加する会合の場を令和元年2月から6月までの期間に設け、共用事例の共有を図るとともに、新たな技術によるデータ伝送システムの意見交換を図った。 上記会合でとりまとめた資料については、周波数やシステムの共有化に資するため、総合通信局を通じて管内の自治体・公益事業者等に配布し、紹介事例の周知を図ってきた。 ●公共ブロードバンド移動通信システム関連周波数等の共有化 公共ブロードバンド移動通信システムの利用促進を図るため、メーカーやユーザから要望や意見を聴取し、PS-LTEとの相互補完による災害時の迅速かつ安定的な通信の確保に向けて、技術的検証及び制度的検討を進めている。 | PS-LTEとの相互補完、PS-LTEネットワークの整備方法の技術的課題の整理に向け、令和元年度から2カ年で調査検討及び実証試験を実施予定であり、その中で検討する予定。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 9 | 割当手法の抜本的見直し | 新たな周波数の割当について、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額(周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。)を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目(人口カバー率、技術的能力等)を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式を導入する(平成30年度中に法案提出して法整備)こととし、そのための検討の場を設ける。 b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。 | a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討 | 総務省 | 従来と比較審査項目に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に評価する割当方式を導入するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 | 諸外国における最近のオークション結果及び今後予定されているオークションの実施スキームについて整理中。引き続き、諸外国の実施状況の精査を進める。 | 検討中 | 継続F | a)については、規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 b)については、引き続きフォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 10 | 新たな割当手法により生じる収入の用途 | No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の用途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。 | No.9aと同時期に検討・結論 | 総務省 | No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入をSociety 5.0の実現等のために活用するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 | | 未措置 | 継続F | 改正電波法の施行を注視する。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|-------|-----|-------------------|--|---|------|---|--|------------|--------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 11 | 提案募集型の用途決定 | 十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続きを進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。 | 早期に準備が整い次第実施 | 総務省 | 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。 なお、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。 | 措置済 | 未措置 | 継続F | 引き続き継続的に要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 12 | 二次取引の在り方の検討 | No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。 | 平成30年夏までに検討・結論 | 総務省 | ○平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、「現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極的かつ具体的意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一層の促進により、実現しうると考えられる。…(中略)…二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、周波数の割当てにおいて、MVNOの利用を促進する施策を実施。 ○具体的には、周波数の割当てを受けた事業者以外の者による周波数の有効利用を促進する観点から、5G導入のための周波数の割当方針を示す開設指針(2019年1月告示)において、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)及び競願時審査基準としてMVNOの利用促進に関する評価項目を設定するとともに、競願時審査の配点について、他の評価項目に比べて重み付けを実施し、当該開設指針等に基づき平成31年4月に各携帯電話事業者に対して周波数割当てを行った。 ○また、当該開設指針には、5G導入の開設計画におけるMVNOの利用促進に関する項目の進捗状況等の実績を、今回の周波数割当ての際に、評価項目等とする旨を規定している。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 13 | 共用を前提とした割当て | 周波数共有を機動的に行う仕組みを検討し、結論を得る。 | 既に検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、令和2年度結論 | 総務省 | 様々な無線システムの電波利用状況をリアルタイムに把握し、時間や場所毎に電波の空きを見つけ出し、5G等で利用可能とする研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、令和元年度においてはデータベース等を活用したダイナミックな周波数共用・干渉回避技術等の研究開発及び既存無線システムと新規無線システムとの運用調整ルール等について検討を行った。 | 令和2年度までにダイナミック周波数共用システムを構築するとともに、所要の制度整備を行い令和3年度の実現を目指す予定。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 15 | 電波の利用に関する負担の適正化 | 電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。 | a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討 | 総務省 | a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 b 無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、今回の見直しで電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえる必要がある旨提言されたことを受けて、同制度の施行後の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視している。 | b 引き続き、当該制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する。 | 検討中 | 継続F | 改正電波法の施行を注視するとともに、引き続き検討状況について要フォロー |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 16 | 公共用無線局からの電波利用料の徴収 | 電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。 | 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 | 総務省 | 周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた公共用無線局を使い続けている免許人からは、電波利用料を徴収することができることとするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 | 制度の対象とする公共用無線局については、徴収対象を判断するため実施している電波の利用状況調査の結果等を踏まえ、引き続き検討。 | 未措置 | 継続F | 改正電波法の施行を注視する。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 17 | 電波利用料の使途の見直し | 電波利用料の使途について、電波の利用状況調査(発射状況調査を含む。)、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。 | 平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 | 総務省 | 規制改革実施計画や電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、IoT時代の課題に対応するために、5Gの導入に向けた利用状況調査、異システム間の周波数共用技術の高度化及びICTインフラの構築支援、並びに安心安全な電波利用環境の整備などの周波数の有効利用に資する取組を推進するための施策を令和元年度予算に計上。 また、電波利用料の新たな使途として、電波伝搬異常の発生の把握と予測を行うための電波伝搬の観測・分析及び大規模な自然災害発生時にも放送の継続性を確保するための地上基幹放送等に関する耐災害性強化の支援を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出。同法案については、令和元年5月に成立・公布され、電波利用料の使途に係る規定については、同月に施行済み。 | | 未措置 | 継続F | 改正電波法の施行を注視する。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | | | |
|-------------------------------------|-------|-----|--|---|---|---------------------------------|--|---|------|--------|---|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (3)放送を巡る規制改革(通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築) | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 18 | インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に合わせたプラットフォーム・配信基盤の構築 | インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。 a NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。 b NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。 c 同時配信の著作権等処理の円滑化(No.26b)に後掲) d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官(放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等)が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。 e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。 f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。 | a:平成30年度中に措置 b:引き続き検討を進め、早期に結論を得る c:No.26bに後掲 d:平成30年度中に開始 e:平成30年度検討開始、令和元年度までに結論 f:平成30年度中に検討・結論 | a,b,d,e,f:総務省 c:総務省 文部科学省 | (a)について 平成30年10月、インターネット配信しやすい環境整備や配信基盤の構築がなされるよう、放送事業者(NHK・民放)、通信事業者、両事業者の関係団体、有識者等から構成される検討の場「放送コンテンツ配信連絡協議会」を設置。 (b)について NHKの常時同時配信を可能とする「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、NHK関連規定が令和2年1月に施行。それを踏まえてNHKは同時配信を令和2年3月に試行的に開始した。(同年4月より本格的に開始予定。) (c)について 【総務省】 「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。 なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の根本的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出し、文化審議会における検討を求めた。 【文部科学省】 総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題が取りまとめられ、令和元年11月15日に文化庁に提出されたことを受け、文化審議会著作権分科会において、関係団体(放送事業者及び権利者団体の計6団体)からのヒアリング等を行い、本課題について具体的な検討を進めるに当たっての基本的な考え方について議論を行った。その結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信に係る権利処理の円滑化(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)として、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理された。その中で、法整備を含め早急に具体的な検討を行い、結論を得ることとされた。 (d)について 平成30年10月に設置された「放送コンテンツ配信連絡協議会」において、産学官が、新たな成長戦略を描くための連携・検討を進めている。また、平成30年6月以降、関係事業者等が、新たな配信基盤の構築に向けた技術実証を実施。 (e)について 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用することや、V-High帯域について、全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえ、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 (f)について 「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討を実施した。 | (a)について 措置済 (b)について 措置済 (c)について 【総務省】 措置済 【文部科学省】 整理された基本的な考え方に沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、文化審議会でもより具体的な検討を行い、可能なものから早急に結論を得て、法整備を行う。 (d)について 措置済 (e)について 措置済 (f)について 措置済 | 検討中 | フォロー終了 | c 同時配信の著作権等処理の円滑化(No.26b)に後掲)については、規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 19 | 新規参入の促進 | 放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。 | a,b:令和元年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論 | 総務省 | (a)について 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。 (b)について 衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効活用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)」が令和元年5月に成立し、衛星基幹放送関連規定が令和2年3月に施行。 (c)について 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年4月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を策定したところ、それを踏まえ、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図るため、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置付け、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備した。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | a. について、「放送大学の地上放送跡地を当面の間技術的な実験・実証フィールドとして活用すること等の方向性を示した「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針」を令和2年1月にとりまとめた。」とのことだが、経済的価値を有する周波数の割当て可能性があることを鑑み、継続的にフォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 20 | ローカル局の経営基盤の在り方の検討 | 通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。 | 平成30年度中に検討開始、令和元年度中に中間的とりまとめ、令和元年度中に結論 | 総務省 | 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下の「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」においてローカル局の経営基盤の在り方について検討を行い、令和元年7月に「放送事業の基盤強化に関する検討分科会 中間取りまとめ」を行った上で、「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」を行うべく調整中。 | 速やかに取りまとめ案の意見募集を実施する予定。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|----------------------------------|-------|-----|------------------|--|--|--|--|---|------------|------|-----------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 21 | 放送事業者の経営ガバナンスの確保 | 放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。 | 平成30年度中に検討・結論・措置 | 総務省 | 「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、放送事業者の経営ガバナンスに関する現状把握を行うとともに、ベストプラクティス等を放送事業者に対し共有することにより、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、経営のガバナンスの向上が図られるようにした。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | 継続的にフォロー。 |
| (4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用) | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 23 | 放送コンテンツの海外展開の支援 | 放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当部局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーチサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。 | a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施、 d:令和元年通常国会までに法案提出、 e:平成30年度早期に措置 | a:総務省 b:総務省 c:経済産業省 d:文部科学省 e:経済産業省 f:文部科学省 g:総務省 外務省 | (a)について 放送コンテンツ海外展開強化事業として48件の放送コンテンツの国際共同制作事業を支援。 国際コンテンツ見本市において、ローカル局等の出展を支援し、海外バイヤーとのネットワーキングやマッチングのイベント等を実施。 放送コンテンツの海外展開に関するセミナーや全国11か所地方説明会を実施する等、自治体等と連携した海外向け情報発信、海外バイヤーとの交渉、国際共同制作等に関するノウハウや成果事例を共有。 (b)について 【総務省】 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有等を図るため、平成31年4月及び令和2年1月に日・ASEANのワークショップを開催。 【経済産業省】 令和元年度予算として、インターネット上の海賊版コンテンツに対する削除要請等が民間において自主的に行われるような仕組みを構築し、削除実務を行う人員体制を強化。 (c)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナム等ASEAN諸国の著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 (d)について 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、ダウンロード違法化の対象範囲の拡大について、法案の提出期限まで時間がなく、国民の十分な御理解を得られる見通しが立たなかったことから、今国会への法案提出を見送り。その後、パブリックコメントなどを実施し、関係者や国民の声を丁寧に伺いつつ、有識者検討会における検討結果や、与党からの提言を踏まえ、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを取った法案を作成し、国会へ提出。 (e)について 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った(平成30年6月～10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会」において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー案を示し、議論を行った(平成31年3月、4月、令和元年7月)。これらを受け、令和元年10月18日に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」をとりまとめ、公表した。この総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、政府一丸となって引き続き対策に取り組むこととしている。 (f)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナムの著作権当局との間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 (g)について (1)日本の映画コンテンツの中国進出にも繋がる「日中映画共同製作協定」(2018年5月締結、発効)について、更なる活用を進めるべく、中国政府及び関係機関との対話を実施した。 (2)中国政府との対話を通じて、外国の映像作品に対する規制緩和を要請した。 (3)日中文化交流政府間協議(2018年4月)や日中経済パートナーシップ協議(2019年4月)においては、コンテンツ分野での交流について、著作権保護を含め、引き続き両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (4)日中韓文化大臣会合に伴う日韓二国間会合(2018年8月)及び規制に係るパブリックコメント(2018年10月)等の場において、日本番組規制の撤廃について申し入れを実施。 (5)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに約120か国・地域、約1,600番組を放送。事業実施の過程で、各国・地域のテレビ放送、番組等に関する制約・規制等を把握し、必要に応じて、日本国内コンテンツホルダーに対し情報提供を行った。 | (a)について 令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 (b)について 【総務省】 引き続き違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施する予定。 【経済産業省】 オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施。 (c)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続きエンフォースメントを実施。 (d)について 今通常国会における、法案成立に向けた取組を実施。 (e)について 知的財産推進計画2020においてインターネット上の海賊版対策について今後の計画を記載予定。 (f)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 (g)について (1)「日中映画共同製作協定」の更なる活用を図るべく、中国政府及び関係機関との対話を継続。 (2)中国政府との対話を通じて、引き続き外国の映像作品に対する規制緩和を要請していく。 (3)、(4)、(5) 引き続き、政府間協議の機会を捉えて働きかけを実施する。 また、各国・地域において事業を実施する過程においてテレビ放送、番組等に関する制約・規制等を把握し、必要に応じて、日本国内コンテンツホルダーに対し情報提供を行う。 | 検討中 | 継続F | 継続的にフォロー。 |

| 開議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------------------------------|-------|-----|---------------------------|--|--|---|--|--|------------|--------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 24 | NHKアーカイブの活用 | 一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。 | 平成30年度中に設置し、令和元年度中に結論を得る | 総務省 | 「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHK及び放送番組センターからヒアリングを行うとともに、利用者の視点から(一社)全日本テレビ番組製作社連盟において行われたアンケート調査結果を共有し、NHKアーカイブの活用促進について検討を行い、その結果をNHKに伝達した。 | 措置済 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 |
| (5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備) | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 25 | 制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善 | 制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。 a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査(「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第5版。平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査)を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情(外注に際しての価格交渉の実情を含む。)を明らかにする。 b 制作現場での働き方について、実態調査(メディア業界へのアンケート調査による実態調査)を行う。 c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。 d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(受発注双方の業界団体等で構成)で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備(苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。)の必要性を検討する。 e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。 f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。 g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。 | a:平成30年度早期に措置 b:平成30年度中に実施 c,d:平成30年度中に検討を開始し、令和元年度上期に結論 e,f:平成30年上半期以降継続的に実施 g:全般的な検討は平成30年度以降。 放送制作現場に係る整理・分析・検討は令和元年度上期までに結論 | a.f:公正取引委員会 総務省 経済産業省 厚生労働省 c.d:総務省 e:公正取引委員会 総務省 厚生労働省 経済産業省 g:総務省 厚生労働省 | (a)について 総務省は、公正取引委員会及び中小企業庁と協力し、平成30年6月から11月にかけて、番組制作に関わる取引について、番組製作会社及び放送事業者計32社に対してヒアリングによる実態調査を実施した。総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)を開催しているが、上記実態調査の結果を同会議に報告し、平成30年12月に公表した「論点整理」等において、受注側と発注側の認識の差異の要因等を明らかにした。また、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査については、令和元年度も実施した。 (b)について 平成30年10月～11月にアンケート調査を実施した。 (c)について 「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)において、フォローアップ調査の結果等を踏まえた議論を行い、令和元年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする改訂ガイドライン(第6版)を公表した。また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出した。 (d)について 「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)での議論等を踏まえ、放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度予算3千万円)を実施し、放送事業者と番組製作会社の間などにおける放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を令和元年11月から令和2年2月までの3か月間において試行的に開設した。 (e)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処している。厚生労働省では、都道府県労働局において、労働関係法令につき、厳正な運用を行った。また、公正取引委員会、中小企業庁及び総務省は、日本民間放送連盟が平成31年3月に開催した「下請法等責任者会議」に職員を講師として派遣し、放送事業者に対して法令の遵守に関する周知を行った。厚生労働省では、都道府県労働局において、放送コンテンツ制作会社等を対象にした労務管理に関する説明会等を実施した。 中小企業庁は、総務省との共催により、平成31年2月～3月にかけて、東京・大阪・福岡の3都市で、番組製作会社・放送事業者双方に対して「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の講習会を計10回、令和元年10月～令和2年2月にかけては全国11都市で計29回実施した。また、放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンヒアリングを平成30年6月から令和2年3月までに148社実施し、その結果を関係省庁に共有している。 (f)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処している。 総務省では、改訂ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組製作会社に対し、公正取引委員会及び中小企業庁とも連携してヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行っている。 (g)について 「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、放送制作現場における働き方に係る実態調査やヒアリング等を踏まえ、雇用類似の働き方の保護等の在り方について検討を行っている。 同検討会中間整理において、放送制作現場における当面の必要な措置として、労働者性の有無に関する情報提供の充実を図るとともに、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うこととする結論を得た。 | (a)について 措置済 (b)について 令和元年度に公表。 (c)について 措置済 (d)について 令和2年度も放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業を実施予定。 (e)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、今後とも、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法違反行為の疑いが認められる事案がある場合には調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正に対処するとともに、放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、積極的な周知を行う予定。厚生労働省は、都道府県労働局において、引き続き労働関係法令につき、厳正な運用を行うとともに、放送事業者や放送コンテンツ制作会社等の事業場が集積している局署において、これらを対象とした説明会等を実施する。引き続き、総務省はこれら関係省庁の周知に協力する。 (f)について 今後とも、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法違反行為の疑いが認められる事案がある場合には調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正に対処。 総務省は、改訂ガイドラインの遵守状況について、引き続き公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実態把握を進め、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う。 (g)について 措置済 | 検討中 | フォロー終了 | 「c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。」については、規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------------|-------|-----|--------------------|--|---|---|---|---|------------|------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 26 | コンテンツ流通の推進 | コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。 a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。 b 同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。 | a:平成30年度中に検討開始し、令和元年度結論・措置 b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは令和元年度措置 | a:総務省 文部科学省 経済産業省 b:総務省 文部科学省 | (a)について 【総務省、経済産業省】 平成30年12月から開催している、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、既に試行的に同時配信等に取り組んでいる放送事業者に対しヒアリングを実施し、当該放送事業者の意見として課題を整理した。その上で、整理した課題については、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」として、令和元年11月15日に文化庁に提出し、文化審議会における検討を求めた。 なお、本勉強会には、文化庁及び経済産業省が関係省庁としてオブザーバ参加をしている。 【文部科学省】 平成29年度より、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続が煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽の分野について、管理事業者等の有する権利情報やクリエイターが自己管理している権利情報を集約し、一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を行っている。 平成30年度では、前年度までの実証結果を踏まえ、基本データベースへの権利情報の更なる集約と、一括検索機能の充実等を行った。また、本事業のプラットフォームに権利処理機能の実装や新しい技術を活用することの可能性について、検討を開始した。 令和元年度では、実証事業で構築する音楽の権利情報データベースにインディーズレーベルや個人クリエイターの楽曲をできる限り集約してきた。ブロックチェーン技術等の活用については、総務省や経産省における取組を参照しつつ、文化庁においても更なる研究や制度の運用改善として取り組むため、次年度の予算事業として予算措置した。 (b)について 【総務省】 「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」における検討結果を踏まえ、平成30年12月から、「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、同時配信における円滑な権利処理の在り方について議論した。 なお、同時配信等の権利処理手続において発生している課題の根本的な解決に当たっては、著作権制度の改正が必要であることから、令和元年11月15日に、「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ(総情作第56号令和元年11月15日総務省情報流通行政局長通知)」を文化庁に提出し、文化審議会における検討を求めた。 【文部科学省】 総務省において同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題が取りまとめられ、令和元年11月15日に文化庁に提出されたことを受け、文化審議会著作権分科会において、関係団体(放送事業者及び権利者団体の計6団体)からのヒアリング等を行い、本課題について具体的な検討を進めるに当たっての基本的な考え方について議論を行った。その結果、「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方(審議経過報告)として、①検討の射程・優先順位、②対象とするサービスの範囲、③権利処理の円滑化のための手法、④権利者の利益保護への配慮の4項目について考え方が整理された。その中で、法整備を含め早急に具体的な検討を行い、結論を得ることとされた。 | (a)について 【総務省】 措置済。運用面については、平成30年度及び令和元年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、令和2年度当初予算において実証実験を行う予定である。 【文部科学省】 令和2年度予算案において「オープン化防止対策事業」(29万円)を計上し、これまでの実証事業で構築したデータベースに個人クリエイター等の楽曲を集約する方策について、ブロックチェーン技術等の活用も視野に入れつつ調査研究を行う予定。 (b)について 【総務省】 措置済 【文部科学省】 整理された基本的な考え方に沿って、関係者の意向を十分に踏まえつつ、文化審議会でもより具体的な検討を行うい、可能なものから早急に結論を得て、法整備を行う。 | 検討中 | 継続F | a)については、継続的にフォロー。 b)については、規制改革推進に関する答申(令和2年7月公表)の実施事項に基づき継続的にフォロー。 | |
| (6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他) | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 27 | 電波の有効活用 | 放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。 | 平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ | 総務省 | 総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめを公表した。 | 措置済 (検討分科会の第二次取りまとめを踏まえ、令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等を実施中。) | 未措置 | 継続F | 令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等を実施中であることから、引き続き検討状況についてフォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 28 | 新たなCAS機能の今後の在り方の検討 | 通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。 a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。 b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。 | a:平成30年度上期速やかに実施 b:平成30年内速やかに実施 | 総務省 | (a)について 総務省を含めた関係者において、平成30年12月より開始した新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会を通じて新CAS機能(ACASチップ)に関する周知を実施した。(総務省では平成30年6月より「4K放送・8K放送情報サイト」のなかで新CAS機能に関する情報を掲載、(一社)新CAS協議会では随時HPの情報を充実させるとともにコールセンターを平成30年12月より開設し消費者からの問合せ等に対応、放送事業者では新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し平成30年9月より受信機メーカーと連携して新4K8K衛星放送対応受信機に同梱するなど、各方面から消費者に対するきめ細やかな情報提供を実施済み。) (b)について 総務省では、平成30年12月より「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置した「新たなCAS機能に関する検討分科会」において、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | b)について、継続的にフォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---------------------------------|-------|-----|--|--|--|-------|---|---|------------|------|----------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 29 | その他 | 総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで会議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。 | 令和元年内に実施 | 総務省 | 放送政策の在り方を総合的に点検を行うものとして、「放送を巡る諸課題に関する検討会」における検討状況を確認し、議論を行った。その結果、同検討会において「通信・放送融合時代における放送政策」、「これからの公共放送の在り方」及び「災害時における放送の確保の在り方」を今後検討することとなった。 | 措置済 | 検討中 | 継続F | 継続的にフォロー。 |
| (7)エネルギー分野の規制改革(電力先物市場の在り方) | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 30 | 電力先物市場の在り方の再検討 | 公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取引以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。 | 直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置 | 経済産業省 | 電力先物市場の創設については、規制改革実施計画(令和元年6月21日閣議決定)において、総合取引所の実現と同時並行的に進めることとされており、平成31年3月28日に、日本取引所グループと東京商品取引所間で経営統合に関する基本合意が締結され、総合取引所の実現(令和2年7月を予定)に向けた準備が進められている。 ・平成31年3月27日付けで東京商品取引所から電力先物の試験上場の申請があり、商品先物取引法に規定する認可基準に基づき審査をした上で、令和元年8月9日付けで認可を行った(同年9月17日から取引開始)。 ・電力先物に係る不正取引への対策について、有識者や東京商品取引所と議論を行い、当該議論を踏まえた市場監視を同取引所及び経済産業省において実施している。 | — | 措置済 | 解決 | |
| (8)エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進) | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 31 | ガス小売市場における競争促進(現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行) | 現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。 | 直ちに検討開始、令和元年度までに調査・論点整理の上、令和2年度結論を目指す | 経済産業省 | ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、これまで計7回検討を重ねている。 ・熱量バンド制の導入を検討するに当たり、議論の前提となる熱量バンド制を導入した場合のガス機器等への影響調査、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査を実施するとともに、熱量バンド制を導入した場合の効果や費用等について検討を行った。 | 論点の中間整理を実施した上で、引き続き、ガス機器等への追加影響調査(経年機器等)と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の各種調査を実施し、その結果も踏まえて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループで具体的な検討を進め、令和2年度の結論を目指す。 | 検討中 | 継続F | 検討状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 32 | ガス小売市場における競争促進(一括受ガスによる小売間競争の促進) | 一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。 | 平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置 | 経済産業省 | ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計6回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、「需要家の代理人を通じた一括営業」により実現可能であり、同時にガス事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢も確保できると整理された。 ・整理を踏まえ、適切な活用方法等をガイドラインへ明確化することとされたため、ガスの小売営業に関する指針を改正し、令和元年9月30日に公表した。 ・また、同WGでは新規参入者から、現存する不適切な契約の是正を期限を区切って行うよう提案があった。 ・提案も踏まえ、事業者及び需要家向けの是正依頼文を平成31年3月29日付けで発出し、平成31年度中と期限を区切って対応を求めた。 ・不適切な契約の是正進捗状況を管理するため、20190422資第35号、20190926資第5号、20200203資第19号の3度にわたって、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者宛に報告徴収を発出し、それぞれ平成31年年4月30日時点、令和元年9月30日時点、令和元年1月31日時点の是正進捗状況の確認を行った。 | ・令和元年度中に、不適切な契約の是正に係る対応が完了したかどうか、令和元年度末時点の不適切な契約の是正に係る進捗状況を確認する。 | 検討中 | 継続F | 検討状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 33 | ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進) | ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置 | 経済産業省 | ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計5回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした。 ・卸元事業者において、令和元年7月中に上記取組専用の窓口を設置済であり、複数事業者において令和2年4月1日からの卸供給の開始を予定している。 | ・取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等についてフォローアップを行う。 | 未措置 | 継続F | 措置状況について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|---------------------|-------|-----|------------------------------------|---|--|-------|--|--|------------|------|-----------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 34 | ガス小売市場における競争促進(ガス託送料金の適正化) | 小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。 | 平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置 | 経済産業省 | 【平成30年度】 ・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス導管事業者の平成29年度託送収支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、6社については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過していた。これら事業者については、期日までに託送料金の改定を行う予定であることを確認した。 【令和元年度】 ・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス導管事業者の平成30年度託送収支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、8社については、平成30年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過していた。これら事業者及び平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準を超過した事業者から、期日までに託送料金の改定の届出が行われたことを確認した。 | ・令和2年度中に、令和元年度託送収支の事後評価を行う。 | 未措置 | 継続F | 措置状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 35 | ガス小売市場における競争促進(内管保安・工事における競争環境の整備) | 内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。 | 平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置 | 経済産業省 | ○電力・ガス取引監視等委員会において、各一般ガス導管事業者の内管工事の費用について分析・評価を行い、その結果を踏まえ、以下の対応を行った。 ・内管工事の利益率が大きく、かつ直近で見積単価表の改定が行われていない事業者に対し、改定の見通しを聴取 ・特殊工事について、その工事金額をその工事に要する費用に基づき算出した個別の設計見積金額とするよう周知徹底 ・ルールに基づき内管工事の収支を適切に管理するよう周知徹底 ・内管工事の標準モデルに基づく参考見積額をHP等に公表すること ○産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月開催)において、内管保安・工事に係る一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化について検討を実施した。審議会で結論を得た基本方針を基に、令和元年10月、日本ガス協会に対して内管保安・内管工事を委託する際の要件等の基本的事項を示したガイドラインを作成し、当該ガイドラインをもとに、各一般ガス導管事業者において新規参入の手引きを作成の上、情報開示の仕組みを整備し、委託要件の透明化を図ることを周知することを要請した。 | | 措置済 | 解決 | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 36 | ガス小売市場における競争促進(LNG基地の第三者利用の促進) | LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。 | a:平成30年度検討開始、令和元年度結論 b:平成30年度検討・結論・措置 c:平成30年度措置 | 経済産業省 | (a) ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、計3回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGにおいて、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、一部事業者は利用に興味を有しているものの、これまで具体的な利用の申出あるいは利用の問合せが行われた事例がないことが確認された。 (b) ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)では、製造設備の余力判定等の在り方の具体化については平成30年度に検討・結論・措置、あっせん・仲裁の活用促進については平成30年度措置とされた。 ・製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、①製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方、②ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方等の項目について適正なガス取引についての指針(以下、適取GLという。)に明記する改定を行うとともに、その他の項目についても審議会を通じたガス製造事業者への要請等必要な措置を講じた。 (c) ・LNG基地の第三者利用に係るあっせん・仲裁の活用を促進する目的から、審議の際にあっせん・仲裁制度の広報を実施するとともに、適取GLにおいても、あっせん・仲裁が利用可能であることを明記した。 | (a) ・具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、「適正なガス取引についての指針」以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討する。 (b, c) ・必要な措置を講じたため、今後の予定は特になし。 | 検討中 | 継続F | (a)の検討状況について要フォロー | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 37 | ガス小売市場における競争促進(ガス保安規制の整合化) | 事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法(昭和29年法律第51号)と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。 | 平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置 | 経済産業省 | ・産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月、令和元年11月開催)及び液化石油ガス小委員会(平成31年3月開催)において、保安規制の整合化について検討を実施し、設備実態、規制の現状、業界ニーズ等を踏まえ、「火気取扱設備との離隔距離」及び「バルク貯槽(3t未満)」について整合化を行い、令和2年3月、ガス工作物技術基準解釈例を改正した。 | | 措置済 | 継続F | 改正・施行状況について要フォロー。 | |
| (9)官民データ活用と電子政府化の徹底 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 38 | 地方自治体の保有するデータの活用 | 地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。 | 工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。令和元年度措置 | 総務省 | ○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催し、検討を進めてきたところ。 ○具体的には、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。 ○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいい難いことや、地方公共団体とのデータ受渡し等にどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。 ○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指摘が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であるとされたところ。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。 | | 検討中 | 継続F | 措置状況について、引き続きフォローしていく | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|-------|-----|-------------------------------|---|---|---|--|--|------------|--|----------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 40 | マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(周知活動) | マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナポータルの意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。 | 平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置 | 内閣府 | <p>マイナンバー広報の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開 ○マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開 ○引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナポータルの利活用促進について広報を展開に基づき、以下を実施済み。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月、マイナポータルから就労証明書を電子的に作成できることのPR動画を作成しHPに掲載。 ・平成30年10月、世論調査を実施。 ・平成30年10月～11月、「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」を全国8か所で開催。 ・平成30年11月～平成31年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・平成30年12月、リーフレット「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を作成し、3月に300万部印刷。 ・総務省と連携し、平成31年1月版の総務省広報誌に周知広報記事を掲載。 ・平成31年3月、マイナンバー制度に係るホームページの刷新案を作成。 ・平成31年3月、政府広報により、新聞記事下広告、テレビCM、WEB広告、ラジオ放送、政府広報オンライン特設ページ設置を実施。 ・通年で、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報の実施。 ・令和元年7月、10月「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を地方公共団体等、関係団体へ300万部発送。 ・令和元年8月～令和2年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体等を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・令和元年8月～12月、「マイナンバー制度、マイナンバーカードに関するリーフレット及びポスター」を用途、訴求対象等ごとに9種類作成。 ・令和元年9月～10月、WEBサイト記事(3誌)に周知広報記事を掲載。 ・令和元年10月～令和2年1月、雑誌(3誌)に周知広報記事を掲載。 ・令和元年10月、11月、約1,750か所の大型商業施設・医療機関・薬局等においてサイネージを活用した広報動画を放映。 ・令和元年10月～令和2年3月、ポスター「これからは手放せない！ マイナンバーカード」を地方公共団体等、関係団体へ80万部配布。 ・令和2年3月、リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります」、「こんなときあってよかった！ マイナンバーカード」及び「持ち歩いて大丈夫！ マイナンバーカードの安全性」計500万部を地方公共団体へ配布。 ・総務省と連携し、令和2年3月版の総務省広報誌に周知広報記事を掲載。 ・令和2年3月、約28,500か所大型商業施設等においてサイネージ等を活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、JR東日本9路線のトレインチャンネルを活用した広報動画を放映。 ・令和2年3月、Yahoo！リスティング広告及びYahoo！ブランドパネル広告を実施。 ・令和2年3月、約3,000か所の大型商業施設等に広報用ポスター設置。 ・令和2年3月、約31,000か所大型商業施設等に広報用リーフレットを設置。 ・令和2年3月、ホームページ掲載用マイナンバー制度説明用実写動画を制作。 | <p>今後も基本方針についてはこれまでと同様とし、具体的には以下を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設等においてサイネージ等を活用した広報動画を放映。 ・Yahoo！リスティング広告及びYahoo！ブランドパネル広告を実施。 ・大型商業施設等に広報用ポスター設置。 ・大型商業施設等に広報用リーフレットを設置。 ・マイナンバーカードの利活用機会の拡大等を図るため、サイネージを活用した広報動画の放映及びWEBサイト・雑誌への周知広報記事の掲載。 ・「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」の実施。 ・制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体を支援するための広報グッズの作成・配布の継続実施。 ・通年でツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。 | 未措置 | 継続F | 引き続き取り組み状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 41 | マイナンバー制度の利活用促進(ロードマップの策定) | 国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表する。 | 令和2年結論・措置 | 内閣官房 | 国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表済み。 | 今後もロードマップの更新を随時行う。 | 未措置 | 継続F | 引き続き取り組み状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 42 | マイナンバー制度の利活用促進(利活用促進のための個別措置) | <p>a 「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目的に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。</p> <p>b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。</p> <p>c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン(Android端末・iOS端末)での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。</p> | <p>a:平成30年度結論 b:平成30年度検討開始、令和元年度結論 c:令和元年結論・措置</p> <p>a:内閣官房 金融庁 総務省 財務省 財務省 b:内閣官房 総務省 法務省 c:総務省</p> | <p>a.2019年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とすること、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とすること等のマイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携の拡大について、関連法案が成立したことを踏まえ、所要のシステム整備等を実施している。</p> <p>b.平成31年4月に取りまとめた引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの実現に向けた方策を踏まえた取組を実施。 引越しについては、令和元年度に実サービス検証を行い、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、引越しに伴う電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始した。 死亡・相続については、令和元年度に自治体が必要に応じて遺族に支援する仕組みとして、自治体窓口にて民間手続も含めて手続を案内できるツールを作成した。金融機関等の民間事業者への手続については、手続主体が相続人であることを電子的に認証する方法等の課題について令和2年度も継続して検討を行い、サービス創発に向けた環境整備を推進する。</p> <p>c. 公的個人認証サービスの利活用拡大を積極的に推進すべく、大規模イベントでのボランティア管理への活用等、官民の様々なユースケースにおいて、利活用の可能性を検討・検証した。 スマートフォンを使ったマイナンバーカードの読み取りについて、業界への働きかけの結果、令和元年10月からiPhoneも対応が可能となり、Android端末と合わせてAndroid端末と合わせて133機種まで増えてきている。</p> | <p>a.2023年度の戸籍関係情報の情報連携開始に向け、引き続き所要のシステム整備等を図る。</p> <p>b.方策とりまとめを踏まえ、各ワンストップサービスの具体化に向けた検討を継続し、順次サービスを開始・拡充する。</p> <p>c.引き続き、公的個人認証サービスについて利活用拡大を推進し、国民の利便性の向上を図っていく。</p> | 検討中 | 継続F | <p>a.結論済、措置予定。</p> <p>b.検討状況を要フォロー。</p> <p>c.措置済</p> | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|-------|-----|--------------------------|--|--|-----------------------------|--|---|------------|------|----------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 43 | 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進 | 規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者(保険会社、雇用者等)の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される令和2年10月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う。 | 平成30年度措置 | 財務省 | <p>団体扱特約保険の支払情報については、生命保険協会などで標準的なデータ形式の設定を行っており、契約先企業(雇用者)からのニーズを受け、約7割の契約については当該データ形式により発行されている。</p> <p>現在紙で発行している残りの3割については、契約先企業(雇用者)が望めばすぐにでもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなどの理由により、電子発行のニーズがない。このため、給与システムのベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行った。</p> <p>上記のとおり、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応は実施済と認識。</p> <p>(注)生命保険協会等に対し、データ発行の割合の向上に向けた関係する事業者間の連携を進めるため、国税庁として対応すべきものがあれば申し出るよう伝えたとあるが、現時点で特段の要望は上がっていない。</p> | 引き続き、生命保険協会やシステムベンダーと接触する機会があった際に、団体扱特約分の年末調整関係手続の電子化・簡便化に係る要望があれば聴取する。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 44 | 住民税の特別徴収税額通知の電子化等 | <p>a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</p> <p>b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</p> | <p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度検討・結論を得次第速やかに措置</p> | 総務省 | <p>a 電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼。</p> <p>b 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、地方団体及び企業の担当者とその実現に向け協議を実施。</p> | <p>a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼。</p> <p>b 電子的通知の実現に向けて、解決すべき課題があることから、引き続き地方団体及び企業の実務担当者との協議を継続。</p> | 検討中 | 継続F | 検討状況を要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 45 | 所得税の確定申告手続の電子化の推進 | 医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。 | 平成30年度以降順次検討、令和2年度までに結論、結論を得次第速やかに措置 | 内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省 | <p>【総務省】</p> <p>ふるさと納税に係る仕組みについては、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応に向けて関係省庁と協議を実施。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」(以下「作成コーナー」という。)においては、現在、下記の機能を提供しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険者から交付された医療費通知データを読み込み、医療費控除の明細書に自動転記する機能(平成30年1月以降) 寄附金控除の控除証明書データを読み込み、所得控除の入力画面に自動転記するとともに、添付書類データとして申告書等と併せてe-Tax送信する機能(平成31年1月以降) <p>作成コーナーとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し作成コーナーへの自動入力を行う仕組みの開発に着手した。</p> <p>なお、規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けては、電子発行された情報がマイナポータルへ通知されることが前提となることから、医療費通知やふるさと納税の制度所管官庁である厚生労働省や総務省等とともに以下のとおり協議を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費通知については、令和4年1月からの連携を目指して協議を実施。 ふるさと納税については、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結した一定の事業者が発行する特定寄附金の額等を証する書類(電磁的記録を含む。)も確定申告書の添付書類として可能となるよう制度的な対応に向けて協議を実施。 <p>【厚生労働省】</p> <p>「マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組み」について、令和2年度税制改正大綱において「措置を講ずる」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)が令和2年3月31日に公布されたところ。令和4年1月からの連携を目指して関係省庁と協議を行っている。</p> | <p>【総務省】</p> <p>規制改革実施計画に掲げられたふるさと納税の情報がマイナポータルへ通知されるよう、引き続き、関係省庁及び事業者と協議を実施。</p> <p>【財務省】</p> <p>まず、作成コーナーについて令和3年1月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから一括取得し、そのデータを自動入力して申告書等を作成可能とする。</p> <p>さらに、規制改革実施計画に掲げられた仕組みの実現に向けて、医療費通知が令和4年1月からマイナポータルと連携されるよう、引き続き関係省庁との協議を実施する他、ふるさと納税の情報がマイナポータルへ通知されるよう、引き続き関係省庁及び事業者との協議を実施。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>規制改革実施計画に掲げられた医療費控除に係る仕組みの実現に向けて、引き続き関係省庁との協議を実施。</p> | 検討中 | 継続F | 検討状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 46 | 所得税の扶養は正事務における国・地方の連携強化等 | 扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 総務省 財務省 | <p>【総務省】</p> <p>扶養は正情報等のデータ連携をより一層の推進いただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や「eLTAXの利用促進に向けた取組等について(依頼)」(令和2年1月15日付け自治税務局電子化推進室事務連絡)をはじめとする通知において依頼。</p> <p>【財務省】</p> <p>雇用者が従業員に対して是正内容をより簡便に伝えられるよう、従業員別には是正内容を記載した個票を税務署から雇用者に送付する仕組みを構築することとした。</p> | <p>【総務省】</p> <p>引き続き、地方団体に対して説明会や通知によってデータ連携の推進を依頼。</p> <p>【財務省】</p> <p>左記の施策の実施に当たっては、国税当局のシステム改修が必要であり、平成31年4月からシステム改修を実施し、令和2年4月頃のシステムリリースを予定しており、令和2年秋以降の是正通知から対応可能となる見込みである。</p> | 未措置 | 継続F | 引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | | | |
|---------------------|-------|-----|--------------------------------------|--|---|---|---|---|------|------|----------------------------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| (10)金融・資金調達に関する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 47 | 譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知 | 中小企業等の資金調達の円滑化を図った民法(明治29年法律第89号)の債権関係の改正(以下「改正債権法」という。)の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。 ・譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。 ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。 | 改正債権法施行まで継続的に措置 | 法務省 経済産業省 国土交通省 | 【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられない」、「少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならない。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること等を記載した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 【国土交通省】 中央建設業審議会の勧告を踏まえ、公共発注者及び民間発注者に通知を行うとともにHPで譲渡制限特約の考え方を示すなど、周知を行った。 | 【経済産業省】 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。 | 措置済 | 継続F | 引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 48 | 資金調達目的での債権譲渡を許容する実務債行形成に関する取組 | a 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款(公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに建設工事標準下請契約約款)に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打ち切り等の原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。 b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務債行の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。 ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。 ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。 c 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(昭和46年通商産業省告示第82号)において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていること等を周知する。 d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと、さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、ABL(Asset Based Lending)の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめか、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。 | b:平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置 b:平成30年検討・結論、改正債権法施行まで継続的に措置 c:改正債権法施行まで継続的に措置 d:平成30年度検討開始、改正債権法施行まで継続的に措置 | a:国土交通省 b:法務省 経済産業省 国土交通省 c,d:経済産業省 | a. 中央建設業審議会の勧告において、請負代金債権の譲渡を行うことを可能とする条文を工事の特性を踏まえて選択して利用できるとされ、譲渡制限特約の取扱いが示された。 b. 【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること」を明記した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 【国土交通省】 中央建設業審議会の勧告を踏まえ、公共発注者及び民間発注者に通知を行うとともに、HPで譲渡制限特約の考え方を示すなど、周知を行った。 c. 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準については、人手不足が深刻化し、更なる生産性の向上が求められる下請中小企業の振興を目的に、令和2年1月31日付けで改正したところ。同改正においては、本事項に関する努力義務規定の改正は行わなかったが、当該規定を含む改正振興基準全文については、改めて中小企業庁HPや業所管省庁を通じて親事業者・下請事業者へ周知を行った。 d. 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること」を明記した周知紙を作成し、流通団体や関係団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(117か所、3001名に配布)。 | b. 【経済産業省】 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。 c. 振興基準については、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として、事業者に対する周知の徹底等の方法により、本基準に基づく取引の実施を引き続き懲慥していく。 d. 左記の点に関し、必要に応じて継続的に実施。 | 措置済 | 継続F | 引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 49 | 譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組 | a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が抱き得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受けること、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをすることについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。 b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。 | 改正債権法施行までに検討・結論・措置 | 金融庁 | a.令和2年3月31日時点では、金融機関から具体的な懸念点の提示や照会は受けていない。 b.令和元年12月18日、金融検査マニュアルを廃止。同日公表した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」において、「動産担保や債権担保に関しては、担保管理の状況、担保の処分方法、担保に関する法的な瑕疵の有無、第三債務者の信用状態等を総合的に勘案して実質的な回収可能見込額が算出されているか否かに着目する。例えば、債権担保に関しては、現行民法下では、譲渡禁止特約が付されていることが法的な瑕疵となり得るが、改正民法の施行後は、その改正の趣旨をも踏まえた実質的な回収可能額を算出すべきであり、一律に一般担保として認められないわけではない。」と記載。 | 引き続き、金融機関から示される具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表するなど、適切に対応していく。 | 検討中 | 継続F | 引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー |
| (11)確定拠出年金に関する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 52 | 個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ | 個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げるについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。 | 平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論 | 厚生労働省 | 個人型確定拠出年金の年齢要件を撤廃して、国民年金被保険者であれば加入可能とする「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出。 | 法案提出中であり、国会審議等に適切に対応する。 | 検討中 | 継続F | 検討状況を要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|-------|-----|-----------------------------|--|---|-------|---|---|------------|------|--------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 53 | 企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し | 企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。 | 平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論 | 厚生労働省 | 企業型確定拠出年金の年齢要件と同一事業所要要件を撤廃して、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入可能とする「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出。 | 法案提出中であり、国会審議等に適切に対応する。 | 検討中 | 継続F | 検討状況を要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 56 | 私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討 | 私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。 | 平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論 | 厚生労働省 | 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大や、企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出。 | 法案提出中であり、国会審議等に適切に対応する。 | 検討中 | 継続F | 検討状況を要フォロー。 |
| (12)その他民間事業者等の要望に応える規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 57 | 高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備 | 著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。 | a:速やかに措置 b:改正法の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る c:改正法施行後、速やかに措置 | 文部科学省 | a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、「改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間」(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)による改正後の著作権法第104条の12において、第35条第2項の規定により付与される著作物の公衆送信に係る補償金請求の行使主体として、全国を通じて1個に限り文化庁長官が同意を得て指定管理団体を指定することを規定していることから、平成31年2月15日付で一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を指定管理団体として文化庁長官が指定した。 令和元年度は、教育関係団体、権利者団体及び有識者が集まる「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」を開催し、改正著作権法第35条を運用する上でのガイドラインの整備に向けた議論を行ってきたと共に、指定管理団体であるSARTRASにおいて、補償金の認可申請に向けての教育現場のニーズや実態調査を行ってきた。 b 補償金に係る制度設計等に係る検討状況を踏まえつつ、検討を行っているところ。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備は未施行であるが、施行後、運用状況も踏まえて検討する予定。 (※)新型コロナウイルス感染症対策に伴う「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行について、4月上旬には、施行期日を定める政令を制定することを検討している。 | a 今後は、指定管理団体が文化庁長官に対して、補償金額の認可申請を行うこととなるが、文化庁が認可を行う際には、認可に係る審査基準に則り、その金額が「適正な額」であるかどうかを審議した上で認可することとなっている。 b 必要な検討を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備の施行後、運用状況も踏まえて検討。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 58 | 技適未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和 | 海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 b 電波法(昭和25年法律第131号)に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。 | 平成30年度検討・結論・措置 | 総務省 | 技術基準適合証明等未取得していないWi-Fi、Bluetooth、ZigBee、LTE等の機器について、届出により最長180日間、実験、試験又は調査を可能とするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出し、令和元年5月10日に成立、17日に公布された(令和元年法律第6号)。 | | 未措置 | 継続F | 改正電波法の施行を注視する。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|----------------------------|---------|-----|---|--|---|------------|--|---|------------|------|----------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 60 | 廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外 | 産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者における発行済株式総額の5%を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の届出義務の対象に係る、資金の運用管理を目的とする法人株主の取扱いについて、以下を実施する。 a 上場企業である産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、信託銀行が株主となっている場合を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。 b a以外の資金の運用管理のみを目的とした法人株主を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。 | a:平成30年度検討・結論、結論に応じて速やかに措置 b:平成30年度検討開始、令和2年度結論、結論に応じて速やかに措置 | 環境省 | 規制改革の対応に向けた課題の整理のため、学識経験者等にヒアリングを行うとともに、実態把握のために要望提出企業へのヒアリングを行い、検討を実施した。その結果、産業廃棄物処理業者に係る株式の5%以上を保有する法人が外国人である場合における届出書の添付書類について、地方自治体により異なる運用がなされていることが課題であるとの結論を得た。ヒアリングを踏まえたこれらの検討の結果について、年度内に産業廃棄物処理業等に関する許可事務についての通知を発出した。 | 左記に同じ。 | 措置済 | 解決 | 措置済 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 62 | 犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和 | 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討開始、令和元年度結論 | 警察庁 金融庁 | 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討を行い、当該義務を緩和することは可能との結論を得た。 | 結論を踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)の改正に向けた手続を進める。 | 未措置 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 64 | 金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和 | 金融商品取引業者等による広告等について、当該広告等に係る業務を所管する加入協会を記載することで足りることとすることを検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 金融庁 | 金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業務の内容に関連する協会の名称の記載のみを義務付け対象とするため、「金融商品取引業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第9号)」の改正を行い、令和元年6月5日に公布・施行した。 | - | 措置済 | 解決 | 措置済 | |
| 平成30年6月15日 | 投資等分野 | 70 | 行政書士が発行する領収書の様式の見直し | 行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 総務省 | 領収書には必要な項目が記載されていればよいとする他仕業の例もあるため、日本行政書士連合会の意見を聞きながら、行政書士が発行する請求書の改正を検討中 ※行政書士法施行規則(第10条)の改正が必要 | 日本行政書士連合会と調整し、どの項目が必要なのか、次年度以降も引き続き検討する。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| (2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成30年6月15日 | その他重要課題 | 1 | 多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現 | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し導入を目指す。安全性の確保を前提にしつつ、利用者のニーズや地域交通機関の課題を整理し、ICTを積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討し、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめる。 | 平成30年度検討開始・令和元年度結論 | 国土交通省 | 2019年秋以降、「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会」において、5回にわたり、持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けて、新たなタクシーサービスの在り方を含め、総合的な検討を行った。その検討を踏まえ、2020年1月29日に「交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会中間とりまとめ」が公表され、乗合タクシーの導入円滑化に向けた環境整備や交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設を講じるとともに、過疎地域等において移動手段が十分でない場合の移動ニーズに対応するための制度の柔軟化や事前確定運賃や定額タクシーなど潜在需要の活性化につながる取組を進めるといった結論が取りまとめられた。 | なし | 措置済 | 解決 | | |
| 平成30年6月15日 | その他重要課題 | 2 | 救援タクシー事業の明確化 | a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれることがないように留意して行う。 | a:平成30年度検討開始・平成30年度結論 b:平成30年度検討開始・令和元年度結論 | 国土交通省 | a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成31年3月28日付け国自旅第306号))。 b 関係者の意見を踏まえ、貨物自動車運送事業法の許可を受けること、トランク内に積載可能な範囲の荷物・荷量に限ること、等の要件を前提に、タクシー車両を使用した貨物運送を可能とする方向で制度の検討を行うことについて、結論を得た。 | a - b 令和2年度中に措置予定。 | 未措置 | 継続F | bについては措置の状況について要フォロー | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-------------------------------|--------|-----|--------------------------------------|---|--|----------------|---|--|------------|--------|------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| ①生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 1 | 良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化 | a 平成28年11月に策定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業競争力強化支援法案を提出する。 b 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)施行後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。 ・農業資材事業及び農産物流通等事業に係る事業環境の整備が着実に行われること。 ・農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編又は事業参加の促進が適切に図られること。 ・農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講じられること。 ・農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な評価のための具体的施策が講じられること。 | a:措置済み b:平成29年度措置 | 農林水産省 経済産業省 | a 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)(以下「支援法」)が第193回通常国会において成立し、平成29年8月に施行。 b-1 事業再編又は事業参加を促進するため、支援法に基づく支援措置を広く周知するとともに、事業者からの相談に積極的に対応。 その結果、施行後から令和2年3月末までに、農業資材事業分野において6件、農産物流通等事業分野において17件の事業再編計画及び農業資材事業分野において1件の事業参加計画を認定。 b-2 価格等の情報の入手の円滑化や農産物の直接販売等を促進するため、平成29年6月に農業資材比較ウェブサイト「AGMIRU(アグミル)」、農林水産業・流通業のマッチングナビ「agreach(アグリーチ)」の運用を開始し、様々な機会を捉えて利用拡大に向けたPRを実施。 b-3 平成30年4月に施行した改正JAS法に基づき、農産物の品質等の適切な評価につながる手段として活用されるよう「有機料理提供飲食店の管理方法」、「障害者が生産行程に携わった食品」及び「青果市場の低温管理」のJASを制定するとともに、その認証体制を整備したことにより、JAS認証事業者がJASを用いて消費者・実需者に客観的な説明・証明が容易となった。 等 | a 引き続き、関係省庁が連携して、農業資材事業者・農産物流通等事業者、関係団体等に支援法について広く周知するとともに、支援法に基づく支援措置の活用を促進。 b-1 引き続き、関係省庁が連携して、農業資材事業者・農産物流通等事業者、関係団体等に支援法に基づく支援措置を広く周知するとともに、事業者からの相談に対しきめ細かく対応し、その活用を促進。 b-2 アグミル・アグリーチについて、引き続き、利用拡大に向けたPRを実施するとともに、機能の改善や改善後の運用状況について、運営法人に対するフォローアップを実施。 b-3 平成30年4月に施行した改正JAS法に基づき、農産物の品質等の適切な評価につながる手段として活用されるよう、新たな枠組みについて事業者等に広く周知するとともに、事業者からの規格化の相談・提案に順次対応し、その活用を促進。 等 | 措置済み | フォロー終了 | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 2 | 農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検 | a 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討する。 b 農業取締法(昭和23年法律第82号)等各種法制度や法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含めたあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかに行い、必要な措置を講ずる。 c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年法律第35号)を抜本的に見直し、合理的理由のなくなった規制は廃止すべく、平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。 d 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)及び主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)を廃止する法律案を提出する。 | a:平成30年度上期までに調査を実施、これを踏まえた施策について令和元年度上期までに検討、結論を得次第速やかに措置 b:令和元年度上期措置 c:平成29年検討・結論 d:措置済み | 農林水産省 経済産業省 | a 国内外の農業資材の価格や農産物流通等の状況に関する調査を実施し、令和2年9月までに公表。また、支援法第16条第2項に基づき、施行後2年目見直しを行い、以下の事業分野を事業再編及び事業参加の支援対象事業として追加(令和2年度から施行予定)。 (事業再編支援対象事業) ・農業資材(肥料・農薬・農業機械・飼料)の卸売・小売事業 (事業参加支援対象事業) ・農業用ソフトウェア作成事業 ・農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進に資する事業 b 農業の安全性の一層の向上と規制の合理化を進めるための「農業取締法の一部を改正する法律」(平成30年法律第53号)が第196回通常国会において成立し、農業の再評価の実施等に係る改正について平成30年12月に施行(農業使用者等への影響評価の充実に係る改正については令和2年4月1日に施行)。 c 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくため、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立する観点から、平成29年12月8日に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の一環として、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」を農林水産業・地域の活力創造本部にて決定。 これに即し、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が第196回通常国会において成立し、平成30年10月に関係政省令を一括公布(改正卸売市場法の施行日は令和2年6月21日)。 d-1 農業現場のニーズを的確に踏まえた農業機械の開発に向け、「農業機械化促進法を廃止する等の法律」(平成29年法律第19号)が第193回通常国会において成立。 d-2 官民の総力を挙げた種子供給体制の構築に向け、「主要農作物種子法を廃止する法律」(平成29年法律第20号)が第193回通常国会において成立。 | a 引き続き、関係省庁と連携して、令和2年度から新たに加わる対象事業を含め、農業資材事業者・農産物流通等事業者、関係団体等に支援法について広く周知するとともに、支援法に基づく支援措置の活用を促進。 b 農業の安全性を一層向上させるため、農業の再評価の実施、農業使用者等への影響評価の充実等、新制度を適切に運用する。 c 令和2年6月に、改正後の「卸売市場法」が施行。 | 検討中 | フォロー終了 | |
| ②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 3 | 加工原料乳生産者補給金制度の改革 | a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする、部分委託の場当たりの利用を認めないルールとすること等に留意する。 | a:措置済み b:平成29年度措置 | 農林水産省 | a 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193回通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 b-1 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 b-2 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分。加工原料乳について生産者補給金等を交付。 b-4 令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。 b-5 令和2年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を令和2年12月12日に決定。 | 引き続き、新制度を適切に運用する。 | 措置済み | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---|--------|-----|------------------------------|--|-------------------------------|-------|---|---|------------|--------|------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 4 | 条件不利地域への対応 | 条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。 | 平成29年度措置 | 農林水産省 | 1)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4)平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、10事業者を指定事業者として指定し、集送乳調整金を交付。条件不利地域における集送乳を今後も安定的かつ確実にを行う体制を整備。 5)令和元年度の集送乳調整金単価を平成30年12月13日に決定。 6)令和2年度の集送乳丁背金単価を令和元年度12月12日に決定。 | 引き続き、新制度を適切に運用する。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー |
| ③農協改革の着実な推進 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 5 | 農協改革の着実な推進 | a 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にあるJAグループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買い方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実かつ計画的に履行されるよう促す b 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないなど、平成27年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するなど、自己改革を促す。 c 上記のほか、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。 | 平成29年度以降、継続的に措置 | 農林水産省 | ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年2月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表)等により自己改革を促している。 | — | 措置済 | フォロー終了 | |
| ④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 6 | 農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進 | 農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。 | 平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 | 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が第198回国会(平成31年通常国会)において成立し、令和元年5月24日に公布、同年11月1日に施行。 | 「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。 | 措置済 | 継続F | 実際の検討状況について要フォロー |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 7 | 農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制 | 過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。 | 平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 | 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号)の施行により、農地転用の不許可要件として、担い手への農地の利用の集積に支障を生ずるおそれがあると認められる場合を追加し、関係政省令とともに、令和元年11月1日に施行した。 | 農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、引き続き、研修等において制度の周知徹底を図る。 | 措置済 | 継続F | 実際の検討状況について要フォロー |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 8 | 農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進 | 農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。 | 平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 農林水産省 | 床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととすること等を内容とする「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)」が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 | — | 措置済 | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-------------------------|--------|-----|------------------------|--|---|-------|---|---|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ⑤林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 農林水産分野 | 9 | 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進 | 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実効を担保する財源を含めた枠組みについて、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。 | 平成29年度検討・結論。結論を得次第、速やかに措置 | 農林水産省 | 意欲と能力のある林業経営者への経営の集積・集約化と市町村による公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する「森林経営管理法」を、平成30年3月に、第196回国会(平成30年通常国会)に提出。平成30年5月に可決され、「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」が成立。 また、平成30年度税制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)においては、この法案を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することとされたところ。平成31年2月に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が第198回国会(平成31年通常国会)に提出され、同年3月に可決・成立。 | 「森林経営管理法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」が平成31年4月1日施行。新制度を適切に運用する。 | 措置済 | 解決 | | |
| ①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 人材分野 | 1 | ジョブ型正社員の雇用ルールの確立 | 平成29年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討開始、結論を得次第、速やかに措置 | 厚生労働省 | 労働契約法の解釈、「雇用管理上の留意事項」、モデル就業規則等の周知により、多様な正社員の普及・拡大を図ってきた。 ジョブ型正社員の雇用ルールの確立については、平成28年度に労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施した「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」の結果、何らかの限定正社員制度を設けている企業の割合は全体の26.8%にとどまっている。また、平成30年度「雇用均等基本調査」によると、多様な正社員制度を導入している事業所の割合は23.0%であり、現時点において十分に普及しているとは言えない状況であることを踏まえ、令和元年度においては、多様な正社員の普及・拡大を図っていくために、「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」に企業の取組事例を掲載するとともに、企業向けのシンポジウムを開催し、雇用管理上の留意事項や企業の取組事例の紹介を行った。 | 令和2年度においても、引き続き多様な正社員制度の導入事例の収集・「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」への掲載やセミナーの開催等の予算を計上しており、無期転換ルールへの対応としての多様な正社員の導入を含め、普及・拡大を図っていく。 その先の制度的な対応の検討に当たっては、平成30年4月から申込権が本格的に発生している有期契約労働者の無期転換ルールの運用において、この多様な正社員の活用状況が大きく変化することが考えられることから、その状況も踏まえた上で、検討する必要があると考えている。 | 検討中 | フォロー終了 | 今後は令和元年度規制改革実施計画においてフォロー | |
| ②転職して不利にならない仕組みづくり | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 人材分野 | 3 | 法定休暇付与の早期化 | 「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。 | 指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第、速やかに措置。 改正指針の施行後、2年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論 | 厚生労働省 | 閣議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレット(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html)を作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報誌、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月以降に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、都道府県労働局に指示して、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、平成29年4月時点、平成30年9月時点の状況を把握した(委託事業による調査)。 なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査については、平成30年10月1日時点の状況を把握した(厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査」)。 | 労働時間等設定改善指針及び子の養育又は家族の介護又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針については、改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。 また、休暇の早期付与の状況に関する実態調査について、すでに実施済みの調査に加え、施行から2年を経過した後時点の実態調査を今年度も行う等のさらなる調査を予定しており、これらの調査結果を踏まえつつ、関係法令の改正を含む必要となる方策につき検討予定。 | 検討中 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-------------------------|------------|-----|-------------------------|---|---|---------------|--|---|------------|--------|---|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 医療・介護・保育分野 | 23 | 機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築 | 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a「支払基金業務効率化計画・工程表」に、支払基金の次期コンピュータシステムにおいて、支払基金が担っている業務を機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位(以下「モジュール」という。)を標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式(以下「モジュール化」という。)を採用するとともに、以下の要件を満たすことを盛り込む。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査結果の受付、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。 ・コンピュータシステムの構築に当たっては、府省横断的にITシステムの企画立案に関する政府CIOと連携し、その評価を受けながら推進すること。 bコンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。 | a:平成29年上期結論 b:平成29年度検討開始、結論を得次第措置、令和2年度までに実施 | 厚生労働省 | 厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金の連名で「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」(以下「計画・工程表」という。)を公表。 計画・工程表において、新たなシステム構築については、 ・新システムは2年度に移働させること ・受付・審査・支払のそれぞれの業務単位で「モジュール化」すること ・支部業務サーバの本部への一元化すること ・エビデンスに依拠した追加的な対応を柔軟に行うことができる、スケーラブルなシステムとすること ・定性的な記載項目については、電子レセプト上で医療機関等が選択できる方式の導入すること ・コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しすること ・傷病名について、引き続き国際的な規格への準拠を進めること ・医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組みを導入すること ・新システム構築は、府省横断的にITシステムの企画立案に関する政府CIO等と連携しながら進めること等について取組むこととした。 上記の目的の下、平成30年度取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度取組の実施状況」「平成30年度取組事項」に分けて整理した。 ・政府CIOと連携し、規制改革の指摘を踏まえたシステムを開発するため、機能毎に分類したシステムの分離調達を実施。 ・一部再調達による調達の遅れが発生したため、関係機関等の了解を得た上で、システムの稼働開始時期を令和3年9月に見直した。 | 令和3年9月の新システム稼働に向け、引き続き、政府CIOと連携し開発を進める。 | 未措置 | フォロー終了 | | |
| ⑦機能性表示食品制度の改善 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 医療・介護・保育分野 | 31 | 生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進 | 農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討・結論、平成30年度措置 | 消費者庁 農林水産省 | 1)機能性成分含有量の定量試験について、信頼性の高い試験法のJAS制定を推進し、届出の円滑化及び品質管理を支援した。 2)機能性表示食品届出指導員養成講座を平成30年度で終了したため、事業成果状況を確認するとともに、これら成果について農水省ホームページでの発信等により横展開を図った。こうした取組を通じ、引き続き、機能性表示食品の届出の推進を図った。 3)平成30年度に実施した3成分の研究レビューを平成31年4月に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構のウェブサイト公表した。 | | 措置済 | フォロー終了 | | |
| ①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 1 | 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進 | ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 ・雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 ・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。 | 平成29年度検討・結論 | 財務省 | 平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び残高証明書(以下「控除証明書等」という。)について、電磁的な方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に電磁的に提出することを支援するアプリケーション(以下「年調ソフト」という。)を開発中である。(令和2年10月提供予定) 団体扱特約保険の支払情報については、生命保険協会などで標準的なデータ形式の設定を行っており、契約先企業(雇用者)からのニーズを受け、約7割の契約については当該データ形式により発行されている。 現在紙で発行している残りの3割については、契約先企業(雇用者)が望めばすぐにもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなどの理由により、電子発行のニーズがない。このため、給与システムのベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行った。 年調ソフトとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書など、申告に必要な情報を一括取得し、同ソフトウェアへの自動入力を行う仕組みの開発に着手した。 | 年調ソフトは、令和2年10月のリリースを予定。 年調ソフトについて、令和2年10月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから一括取得し、そのデータを自動入力して申告書等を作成可能とする。 | 検討中 | 継続F | 規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------|-------|-----|---------------------------------|--|--|-------|---|--|------------|------|---|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 2 | 住民税の特別徴収税額通知の電子化等 | a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者が電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。 | a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置 | 総務省 | a 全地方団体に対して、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「正本」の電子的通知を推進いただくよう記載した通知を発出するとともに、説明会でも電子的通知の推進について依頼。 b 令和2年度税制改正大綱において、「地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保したうえで、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。」とされたことを踏まえ、地方団体及び企業の担当者とその実現に向け協議を継続的に実施。 | a 引き続き、通知や説明会で電子的通知の推進を依頼。 b 電子的通知の実現に向けて、解決すべき課題があることから、引き続き地方団体及び企業の実務担当者との協議を継続。 | 未措置 | 継続F | 規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 3 | 社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善) | a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。 b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。 c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。 | a:平成29年上期に工程表を策定 b:平成29年以降継続的に措置 c:平成29年度検討・結論 | 厚生労働省 | a. 平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。 また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子的申請の義務化については、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収法施行規則」という。)、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「石綿法施行規則」という。)を改正し、令和2年4月から、大法人の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。 【義務化する対象手続】 <健康保険・厚生年金保険> ・被保険者報酬月額算定基礎届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条) ・被保険者標準報酬月額変更届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条) ・被保険者賞与支払届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5) <労働保険> ・概算保険料申告書(徴収法施行規則第24条) ・増加概算保険料申告書(徴収法施行規則第25条) ・確定保険料申告書(徴収法施行規則第33条) ・一般拠出金申告書(石綿法施行規則第2条の2) <雇用保険> ・雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条) ・雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条) ・雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条) ・高齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の5) ・育児休業給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の30) なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施している。 b. <各保険共通> ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を実施 ・ホームページや関連団体機関誌等の他、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を実施 ・コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施中。 <厚生年金保険> ・年金事務所に対し、電子申請の利用促進に係る取組方針を示し、利用勧奨の実施を指示。 ・電子申請の利用促進の動画を作成し、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映。 ・電子申請の利用勧奨用のリーフレットを作成し、算定基礎届説明会や事業所調査において配布 ・保険料告知に係る送付文書への同封を行った。 ・電子申請の利用促進に必要な知識を習得するため、日本年金機構の電子申請担当者に対するテレビ会議による研修を実施 ・令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、GビズID(法人共通認証基盤)を活用したIDパスワード方式による電子申請の開始に向けて、厚生年金保険の適用事業所(約230万事業所)へチラシを送付する等の周知を実施 ・GビズIDを利用し、簡単に電子申請ができるようにするため、「届書作成プログラム」の改修を行った。 | a. 「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の利用率等の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。 なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施する予定。 b. <各保険共通> 引き続き、以下のような組織を挙げた利用勧奨を行う予定。 ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を行う。 ・TwitterやFacebook等による周知広報を行う。 ・電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。 ・電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。 <厚生年金保険> ・電子申請による届出が義務化される資本金1億円超の大法人等の事業所及び被保険者数101人以上の事業所のうち紙または電子媒体による届出を行っている事業所に対し、以下の電子申請移行促進の取組を集中的に行う予定。 ① GビズIDを利用し、簡単に電子申請ができるよう機能改善を行った「届書作成プログラム」を日本年金機構HP上に公開するとともに、そのGビズIDを利用した電子申請の利用勧奨や周知広報を実施。 ② 全国社会保険労務士会連合会等との協力連携により電子申請への移行を推進。・厚生年金保険の適用事業所(約230万事業所)に対し、事業所調査等の機会を捉えた効率的な利用勧奨を実施するとともに、電子申請に係る分かりやすいパンフレット等を活用し普及啓発に取り組む。 ・令和2年4月より、資格取得届等の一部の手続について、GビズIDを活用したIDパスワード方式による社会保険手続の電子申請を開始。 | 未措置 | 継続F | cについては検討中であり、未措置のため、取組状況について引き続き要フォロー。 |

次ページへ続く

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------|-------|-----|------------------------------------|---|---|--------------|---|---|------------|------|--------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| | | | | | | | <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用勧奨の徹底を指示(社労士会等への利用勧奨や窓口でのパンフレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等) 窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成・事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書を同封 監督署への来客者向けに電子申請体験コーナーを設置 監督署への来署者に電子申請利用を勧奨する電子申請利用促進相談員を設置 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を改めて指示 制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&Aを充実させた。 令和2年度以降開始となる電子申請の義務化、GビズID(法人認証基盤)を活用したID/パスワード方式による電子申請の開始に向けて、雇用保険の適用事業所(約220万事業所)へハガキを送付する等の周知を実施 <p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのマニュアルを策定した。 電子申請に係る処理時間を短縮するため、業務フローの見直し(※)について検討を行い、システム改修を実施した。 <p>※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上でいき、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする。</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険については、これまで電子申請環境が存在せず、本年度の検討の結果、マイナポータルによる電子申請環境の整備を進めることが決まったところであり、本取組は今後検討を実施することとしている。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討し、業務フローの見直しやシステム改修を実施した。 平成31年度に新たに9労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計46労働局において設置) | <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。 <p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 改修後のシステムでの電子申請処理開始により事務処理を改善し効率化を図る。 電子申請による届出の増加に対応できるよう、事務センター内の人員配置の適正化を図る。 <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルによる電子申請環境の整備の検討と併行して業務フローの可視化、電子申請環境の利用を前提とした最適化の検討を開始する。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き利用率向上及び処理時間短縮に向け、以下の方策を実施する予定 電子申請の初期設定代行サービス事業の実施 行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、雇用保険電子申請事務センターの新規設置を進め、令和2年度末までに全47労働局に設置する。 | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 4 | 社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し) | <p>a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。</p> <p>b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。</p> <p>c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。</p> <p>d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。</p> | a:平成29年度検討・結論 b:平成29年措置 c:平成29年度検討・結論・措置 d:平成29年度検討・結論 | 総務省 厚生労働省 | <p>a. 電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、令和2年1月より、厚生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※2)の届出様式を統一化し、事業主の届出負担の軽減を図った。</p> <p>※1 健保組合を除く</p> <p>※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届</p> <p>また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括し、受け付けを開始した。</p> <p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議については、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に沿って年6回以上(2019年度は7回)実施し、協議を踏まえた結果作成した電子申請APIの仕様をe-Govのホームページにおいて公表を行ったところである。</p> <p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(9種類)のうち、(ア)事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある次の2種類の届出 □育児休業等終了時報酬月額変更届 □産前産後休業終了時報酬月額変更届書 <p>(イ)内閣官房が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)におけるリスク評価を踏まえた検討を行う必要がある郵送通知物の宛先情報の変更となる次の2種類の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> □被保険者住所変更届 □被保険者氏名変更届 <p>を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とした(平成31年3月)。</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(健康保険:7種類)のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある次の2種類の届出 □育児休業等終了時報酬月額変更届 □産前産後休業終了時報酬月額変更届書 <p>を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とした(令和元年8月)。</p> <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(4種類)のうち離職証明書を除き、一定の要件を満たした場合には本人の押印署名の省略を可能とした(平成30年10月)。 <p>d.</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健康保険組合への電子申請の導入を図る。 | b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議について、引き続き年6回以上の頻度で実施するとともに、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける予定。また、引き続き、対応した結果について公表を行う予定。 | 未措置 | 継続F | 取組状況について引き続き要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | | 規制改革推進会議評価 | |
|-----------|-------|-----|----------------------|--|---|--------------------------------------|--|--|------|------------|------------------------|
| | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ②官民データ活用 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 5 | 地方自治体等の保有するデータの活用 | a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。 b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。 c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。 d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報(匿名加工情報)の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。 | a:意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論 b:立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論 c,d:平成29年度上期措置 | 個人情報保護委員会 総務省 | 【総務省】 ○「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会を実施。 その上で、 ○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催し、検討を進めてきたところ。 ○具体的には、検討会を開催し作成組織の在り方について令和元年5月に「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する中間とりまとめ」として、論点を整理。 ○また、作成組織の事業採算性等についても、有識者WGにおいて検討した。結果、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいえないことや、地方公共団体とのデータ受渡し等による調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされた。 ○さらに、個人情報保護委員会に対して外部から官民を通じた個人情報の取扱いに関する指摘が多数なされたことを受け、12月より同委員会において条例の法による一元化を含めた地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について懇談会が設置されたことを踏まえ、作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切であるとされたところ。今後は、個人情報保護委員会の検討に協力する方針。 【個人情報保護委員会】 (d)について ○非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、改正行政機関個人情報保護法等に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を平成29年5月30日に開設し、国の行政機関及び民間事業者等からの問合せに対応している。 | - | 未措置 | 継続F | 措置状況について、引き続きフォローしていく。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 6 | 医学系研究における個人情報の取扱い | 平成27年に改正を行った個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないように対処する。 また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。 | 改正個人情報保護法の施行に伴う指針等の見直しは措置済み、制度改善の検討は令和2年度を目途に検討・結論 | 個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等について、個人情報の取扱いを含めた制度改善に向け、平成30年度から文部科学省、厚生労働省及び経済産業省による合同会議にて審議を行い、令和2年1月24日に「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しに関する取りまどめを公表した。 | 取りまどめを踏まえ、令和2年度以降、改正を実施。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 8 | 不動産登記のデータ整備(相続登記の促進) | a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者との離れ状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。 b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。 | a:平成29年度上期措置 b:平成29年度措置 c:平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置 | 法務省 | a 平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。 b 法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けた不動産登記法の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が平成30年通常国会で成立、同年11月15日から施行され、同法第40条に基づく長期相続登記未了土地解消作業を実施している。 | c 引き続き、長期相続登記未了土地の解消作業を実施し、法定相続人情報の整備を行う。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況を要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 9 | 不動産登記情報の公開の在り方 | 不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。 | 平成29年度検討開始、平成30年度結論 | 法務省 | 土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体で一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を継続して進めている。 登記情報の公開の在り方全般の見直しについては、住所情報の公開を制限すべきではないかとの要望が存在することも踏まえ、法制審議会民法・不動産登記法部会において、継続した調査審議が行われている。 | 引き続き、法制審議会民法・不動産登記法部会等の会議体における調査審議を進め、所要の見直しを行う予定。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況を要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 10 | 不動産登記情報等の行政機関連携 | a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。 b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをより的確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。 | 平成29年度検討・結論 | a:法務省 b:内閣官房 | a 登記情報システムの更改を踏まえ、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築することとした。 b 関係省庁が連携して、不動産登記情報等の行政機関間連携等を推進する体制を整備した。 | a 令和2年度からの運用開始を目指す。 b 措置済 | 未措置 | 継続F | aの措置状況について要フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------------|-------|-----|-------------------------------------|--|--|----------------|---|--|------------|--------|-------------------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ④IT時代の遠隔教育 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 13 | 遠隔教育の本格的推進のための施策方針 | 遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。 | 平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置 | 文部科学省 | 平成27年度～29年度に行った、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習導入ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様性ある学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広く学校関係者への周知を行うとともに、病気療養児に対する病院や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病気療養児について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合にも、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。 | 引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」を踏まえ、関係施策を実施することにより、遠隔教育を更に推進。 さらに、「GIGAスクール構想」を推進することにより、遠隔教育の実施等のICT活用の基盤となるICT環境を令和の時代のスタンダードとして実現していく。 | 未措置 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 14 | 免許外教科担任の縮小に向けた方策 | a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。 | a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置 | 文部科学省 | a 「免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の更なる縮小と遠隔システムの活用などにより免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を各都道府県委員会に対し通知を发出。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書を取りまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。また、都道府県教育委員会に引き続き免許外教科担任制度の適切な運用を行うよう平成30年10月5日文部科学省初等中等教育局教育人材課長通知を发出。 | 平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任の縮小、免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組む。 | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 15 | 高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決 | 平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討・結論・措置 | 文部科学省 | 「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあたっての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」、「著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)」が公布された。(著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備は公布の日(平成30年5月25日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行されることとなっている。) | 措置済み | 措置済 | 継続F | 施行状況について要フォロー。 | |
| ⑥電波周波数の調整・共用 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 20 | 公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し | a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。 b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第順次措置 | 総務省 | a 公共業務用無線局の公表項目等については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)において、業務への影響を考慮し、免許人の名称、無線局の種類、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的の5項目について、免許人の業務の特殊性、個別の無線システムの事情等にも配慮した内容をインターネット上で公表するため、システム改修を行うとともに、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部改正を行う。 b 電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、利用状況をより迅速に把握するための調査周期の短縮(3区分・3年周期から2区分・2年周期)、利用状況をより正確に把握する必要があると認める周波数帯に対する重点調査及び発射状況調査の実施等を可能とするため、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成14年総務省令第110号)及び関係告示の改正を行う(令和2年4月1日施行予定)。 | a 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)の一部を改正する省令の施行(令和2年4月15日施行予定)に合わせて公表予定。 b 令和2年度の調査から制度見直しを反映した調査を実施予定。 | 未措置 | フォロー終了 | 規制改革実施計画(平成30年6月閣議決定)に基づき、継続的にフォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 22 | 官官・官民共用の推進 | 周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。 | 平成29年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、令和2年度結論 | 総務省 | 官官・官民共用化の推進に資するため、平成30年度に引き続き、令和元年度当初予算を確保し、技術試験により検討を進めている。 | 平成30年度からの技術試験事務により、令和2年度までに結論を得る予定。 | 検討中 | フォロー終了 | 規制改革実施計画(平成30年6月閣議決定)に基づき、継続的にフォロー。 | |
| ⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 26 | 水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等 | 将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の利用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 国土交通省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 車載容器総括証票の記載事項及びその運用等、事業者の考え方を基に安全性の検討を行い、保安上の課題が解決するのであれば、検討を進める。 | 措置済 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------|-------|-----|---|---|---|--------------|--|---|------------|------|--------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 29 | 保安監督者に関する見直し | a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。 | a:平成29年度検討開始 b:平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置 | 経済産業省 | a 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、リスク評価を踏まえた事業者案を基に保安監督者の兼任に係る前提条件及び必要となる安全対策の方向性を議論。示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を実施。 b 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を行い、水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件について、水素の特性、水素スタンドにおいて必要な保安に関する知見等を習得できる実技を含めた研修を業界が整備し、それを修了することで、水素の製造以外の可燃性ガスの製造経験(天然ガス以外の経験の場合は、甲種・乙種製造保安責任者免状所持者に限る)でも保安監督者に選任できるように措置した(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)等を改正。令和2年2月28日付け公布・施行)。 | a 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 b - | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 30 | 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容 | 水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法(昭和23年法律第186号)上の安全対策について検討を開始する。 | 高圧ガス保安法につき、平成29年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始 | 総務省 経済産業省 | 高圧ガス保安法については、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、水素スタンド設備の無人運転に必要な安全対策の方向性が示された。 消防法については、消防庁において上記検討会に参画しながら、遠隔監視による無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の安全対策について検討を行ったところ、特段変更を要しないことを確認した。 | 高圧ガス保安法については、検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 31 | 水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和 | 水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 32 | 一般家庭等における水素充てんの可能化 | 一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 35 | 貯蔵量が300㎡未満で処理能力が30㎡/日以上の第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し | 貯蔵量が300㎡未満で処理能力が30㎡/日以上の第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討開始、令和元年度上期結論・措置 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。貯蔵能力が300㎡未満である場合について、隣接の敷地外で発生した火災の影響を受ける前に設備を安全に停止し、設備内の水素を安全に放出させることが十分可能であるとの結論が得られたことから、この場合の防火壁の設置等を不要とするように措置した。(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)を改正。令和元年12月20日付け公布・施行)。 | - | 措置済 | 解決 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 38 | 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し | 最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 | 令和元年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-----------|-------|-----|------------------------------|--|-----------------------|----------------|--|---|------------|------|--------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 39 | 水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討 | 水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。 | 新たな判断基準が示され次第速やかに検討 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、水素スタンド設備の使用鋼材に係る新たな水素特性の判断基準の方向性が示された。 | 検討会における議論を踏まえ、法技術的な検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 41 | 3.5よりも低い設計係数 | 水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米国等諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても3.5よりも低い設計係数(例えば2.4)で設計、製造を行う場合に必要の高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。特殊な設計として今まで大臣特認を受けてきた特定設備について、当該認定実績が相当程度あることを踏まえ、当該特殊な設計に係る基準を規定し大臣特認手続きを不要となるように措置した(特定設備検査規則(昭和51年通商産業省令第4号)を改正。令和2年2月28日付け公布・施行)。 | - | 措置済 | 解決 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 42 | 防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用 | EN(European Norm)規格について、国際的に標準化された規格であるIEC(International Electrotechnical Commission)規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討開始、令和元年度結論・措置 | 厚生労働省 | 平成29年度より、学識経験者、事業者団体、検定機関等が参加する技術的な検討の場を設けて検討を開始した。令和元年5月に取りまとめられた提言を踏まえ、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の試験結果報告書の取扱いについて、通達(令和2年3月5日付け基安発0305第1号「防爆構造電気機械器具に係る型式検定の申請の手続きについて」)を发出した。 | - | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 47 | 燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の簡素化 | 高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の簡素化について検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 特別充填許可の手続きの簡素化を図れないか、事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 48 | 車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化 | 車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。開発時の車載用高圧水素容器に係る特別充填許可を付するにあたり、審査すべき安全要件等について、有識者・事業者を交えた検討会を立ち上げ具体的な検討・議論を開始。 | 特別充填許可を付するにあたり、審査すべき安全要件が明確になり、十分な安全性が認められれば、当該要件に係る滞りのない審査のために必要な措置を講じる。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 49 | 燃料電池自動車に関する事務手続の合理化 | 燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 国土交通省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に検討を実施。 | 申請方法の合理化や書類の省略等、事業者の負担の観点から事務手続の在り方について、両省において検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 54 | 会社単位での容器等製造業者登録等の取得 | 会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 56 | 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化 | 製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。 | 平成29年度検討開始、令和元年度までに結論 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討の結果、現行の高圧ガス保安法の体系に鑑み、要望内容の実現は困難であるものと判断し、現時点で直ちに措置は行わないこと及び今後の進め方(右に記載)について、検討会で合意を得た(本件を要望した事業者も含む)。 | 平成29年規制改革実施計画要望No.49及びNo.54を含めた、制度全体の議論において、要望の趣旨を十分に考慮し、引き続き検討を行い、安全性を前提として必要な措置を講じるものとする。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-----------|-------|-----|---|--|-------------------------------------|--------------------------------|--|---|------------|------|--------------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 57 | 燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長 | 15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。 | 平成29年度検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 充てん可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 58 | 充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容 | 充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。 | 平成29年度検討開始、令和元年度結論 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施し、電源ユニットをリユースする場合に安全性を担保するための転載方法及び保管方法等の安全要件について合意を得るとともに、当該要件の遵守を条件にリユースを認めることと結論付けた。 | 検討会において合意を得た安全要件を基準化し、これを遵守することを条件にリユースを認めるための法令改正を行う。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 60 | 燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給 | 燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。 | 必要なデータ等が示された場合には、検討開始 | 経済産業省 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 | 事業者から未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等の必要なデータが提示された場合には、事業者案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 61 | 水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討 | 「⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。 | 平成29年度に公開の場での検討を開始 | 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 | 安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を実施中。 | 措置済み | 措置済 | 継続F | 引き続き公開の場での検討状況について要フォロー。 | |
| ⑧その他 | | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 62 | LNGローリー車への充てん量上限の引上げ | 業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始 | 経済産業省 | 業界団体等が安全性に関する技術的検証を行う方向で検討を行っているところ。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 63 | 遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進 | 業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始 | 経済産業省 | 業界団体等が安全性に関する技術的検証を行っているところ。 | 業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 71 | 優良認定制度の見直し | 「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。 | 平成29年度検討開始、平成30年度結論 | 環境省 | 意見具申を踏まえ、認定要件の見直し、強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について、平成30年度に学識経験者及び自治体担当者等の有識者を含めて見直しに向けた議論を行い、その結論をとりまとめ、令和元年度5月に中央環境審議会循環型社会部会に報告した。とりまとめられた見直しの方針を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の許可の申請に係る手続及び認定の基準の見直しを行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第5号。以下「改正省令」という。)を令和2年2月25日に公布し、その一部は同日より施行した。公布日施行分については「優良産業廃棄物処理業者認定制度の運用について(通知)」(環循規発2002251号)を発出した。また、令和2年10月1日から施行される改正省令についても通知を発出し、優遇措置に係る検討結果を踏まえた対応を関係者に対して依頼する予定。 | 令和2年10月1日から施行される改正省令についての通知を発出し、新しい基準に基づく許可事務の円滑化を図る。 | 未措置 | 継続F | 措置状況を要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------------|-----------|-----|------------------------------------|--|------------------------|-------|---|---|------------|------|-------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 74 | 「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化 | 公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。 | 平成29年度検討・結論 | 国土交通省 | 情報共有システムを活用したオンライン電子納品の設計、構築、テスト システム機能要件の整理 | 本運用環境構築 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー |
| 平成29年6月9日 | 投資等分野 | 78 | 特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求 | 特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。 | 平成30年度検討・結論 | 法務省 | 戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。 | 戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討を行う。 | 検討中 | 継続F | 検討状況を要フォロー。 |
| ①ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | その他重要課題分野 | 3 | 利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現 | 渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。 | 平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置 | 国土交通省 | 2019年3月にルールの整備を図り、同年10月よりサービスを開始した。 | — | 措置済 | 解決 | |
| ③第二種運転免許受験資格 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | その他重要課題分野 | 8 | 第二種運転免許受験資格 | 第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。 | 平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 警察庁 | 警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、本年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる 令和2年3月3日、これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法改正案を、今期通常国会に提出することについて、閣議決定されたところである。 | 道路交通法改正案が成立した場合には、必要な下位法令の整備を行う。 | 検討中 | 継続F | 検討の状況について要フォロー |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------------------|-----------|-----|---|---|--|-------|---|---|------------|--------|---|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| ⑥労働基準監督業務の民間活用等 | | | | | | | | | | | |
| 平成29年6月9日 | その他重要課題分野 | 11 | 労働基準監督業務の民間活用等 | a 労働基準監督業務の民間活用拡大のため、以下の措置を講ずる。 ・民間の受託者(入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け)が、36協定未届事業場(就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場)への自主点検票等(36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等)の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。 ・労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場及び確認の結果問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。 b 労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法(昭和22年法律第49号)違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。 | a:36協定未届事業場であって就業規則作成義務のある事業場については平成30年度開始、令和2年度までに措置、それ以外の事業場については令和3年度以降に計画的に措置、なお、労働基準監督官による監督指導については平成30年度以降継続的に措置 b:平成29年度以降検討 | 厚生労働省 | ・a)について 平成30年度から引き続き、就業規則作成義務のある36協定未届事業場を対象に、自主点検表を送付し、集団的なセミナーの開催、支援指導が必要と思われる事業場や自主点検の回答のない事業場に対して、同意のもと個別訪問による労務関係書類等の確認及び相談支援指導等を実施する民間事業者への委託事業(都道府県労働局毎に実施)を行った。 ・b)について 長時間労働の是正に向け、法規制の執行強化を図るため、月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対する監督指導を強化するとともに、①使用者の労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインに基づく指導の徹底、②違法な長時間労働等を複数の事業場で行った企業等に対する全社的な指導の実施、③是正指導段階での企業名公表の拡大等の取組等を行った。 また、あわせて、労働基準法の内容や相談窓口の徹底を改めて図り、監督指導の強化を効果あるものとするため、必要な人員の確保と体制強化に努めてきた。 平成30年4月から、全ての労働基準監督署において、労働時間に関する法制度の周知及び指導を行うための特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、「労働時間相談・支援班」において、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる中小規模の事業者に対し、長時間労働の削減のための取組を実施することを促すきめ細やかな相談・支援を行うとともに、「調査・指導班」において、労働時間改善特別対策監督官により長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行った。 | ・a)について 令和2年度も引き続き、同事業を実施(本省にて実施)する。 ・b)について 「労働時間改善指導・援助チーム」の「調査・指導班」による監督指導において、引き続き時間外労働の上限規制等に係る遵守徹底を図る。 また、同チームの「労働時間相談・支援班」による相談・支援を引き続き実施する。 | 未措置 | 継続F | 今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。 |
| ①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 農業分野 | 1 | 指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革 | 指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。 このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能の評価・検証し、我が国酪農の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。 | 平成28年秋までに検討、結論 | 農林水産省 | 1)平成28年11月29日、農林水産省の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。また、当該プログラムを踏まえ、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4)平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分。10事業者を指定事業者として指定。加工原料乳について生産者補給金等を交付。 5)令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。 6)令和2年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を令和元年12月12日に決定。 | 引き続き、新制度を適切に運用する。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成28年6月2日 | 農業分野 | 2 | バター等乳製品のモニタリング等の強化① | 国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。 | 平成28年度中の可能な限り速やかに実施 | 農林水産省 | 平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を発出した。 これを受けて、独立行政法人農畜産業振興機構は、平成28年9月に発表したバターの追加輸入分以降、落札者に対し、売り渡しの際に、最終実需者までの流通計画を提出させ、その後、流通計画の実施状況も提出させ、それぞれの内容を確認し、農水省に報告、農水省においてもその内容を確認している。 | 引き続き、バターのモニタリング強化を実施する。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成28年6月2日 | 農業分野 | 3 | バター等乳製品のモニタリング等の強化② | バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。 | 平成28年度中の可能な限り速やかに実施 | 農林水産省 | 平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を発出した。 これを受けて、農林水産省は、 ①実施しているバターの店頭調査について、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加するとともに、実施回数を増やした。 ②実施しているバターの需給調査において、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を公表した。 | 引き続き、調査を実施する。 | 措置済 | フォロー終了 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--|---------|-----|-------------------------------------|---|------------------------------|------------------|--|---|------------|------|--|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係 | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 農業分野 | 6 | 公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施 | 公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的なのは正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じて、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。 | 平成28年度以降措置 | 公正取引委員会 農林水産省 | a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口へ寄せられた情報の件数は、その設置から令和2年3月31日までにおいて、142件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、11件の注意を行った。 | 今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。 | 措置済 | 継続F | 農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。 | |
| ①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 1 | 普通第二種免許の受験資格の緩和①(経験年数要件(3年以上)の見直し) | 普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることに伴い、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。 | 平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論 | 警察庁 | 警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、本年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる などとされた。 令和2年3月3日、これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法改正案を、今期通常国会に提出することについて、閣議決定されたところである。 | 道路交通法改正案が成立した場合には、必要な下位法令の整備を行う。 | 措置済 | 継続F | 検討の状況について要フォロー | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 2 | 普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し) | 少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。 | 平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 | 警察庁 | 警察庁においては、平成29年度に調査研究を実施し、平成30年度には、有識者会議(第二種免許等の在り方に関する有識者会議)を開催するなど、検討を進めてきた。 令和元年度も調査研究を実施し、本年3月の報告書において、 ・ 教習制度により、第二種免許の受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に引き下げることが可能であると考えられる ・ 受験資格要件の引下げに当たっては、教習制度に加え、有識者会議の提言で言及されている第二種免許取得後の安全対策(初心運転者対策に類する制度)の導入や、事業者による一層の安全対策の強化が前提となると考えられる などとされた。 令和2年3月3日、これら検討を踏まえた、第二種免許の受験資格要件の見直し等を内容とする道路交通法改正案を、今期通常国会に提出することについて、閣議決定されたところである。 | 道路交通法改正案が成立した場合には、必要な下位法令の整備を行う。 | 検討中 | 継続F | 検討の状況について要フォロー | |
| ③エネルギー・環境関連の規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 19 | 風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み | 風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。 | 平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置 | 環境省 経済産業省 | 平成30年度に環境省の「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」及び「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において、風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な検討を行った。 令和2年2月に経済産業省の新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WGにて風力発電所の参考項目の絞り込みについて議論を行ったところであり、引き続き検討を行っていくところである。 | データの収集及び分析を国と事業者が連携・協力して行い、引き続き議論を継続する。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー | |
| ④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 30 | 商品先物取引法における外務員登録に関する申請事項の見直し | 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。 | 次期法改正までに検討・結論 | 農林水産省 経済産業省 | 現在、内容の検討を行っているところ。なお、登録実施機関である日本商品先物取引協会において、登録申請書の添付書類の柔軟化など登録手続の簡素化に取り組んでいる。 | 次期法改正までに検討・結論を得る。 | 検討中 | 継続F | 次期法改正に向けた外務員登録申請書の記載事項の絞り込みの検討状況を要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---------------------|---------|-----|--------------------------------------|---|-------------------------|-------|--|---|------------|------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成28年6月2日 | 投資促進等分野 | 36 | 特殊車両通行許可の迅速化 | 特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。 | 平成28年度以降順次措置 | 国土交通省 | ○電子データ(道路情報便覧)が直ちに整備できない自治体管理道路について、特車申請件数の多い地方道について、国が道路構造の電子データを作成した。 ○「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知することで、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効率的、迅速な審査を可能とした。 ○直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。 ○特車通行許可の迅速化を図るため、当面の対策として以下を実施した。 ・車両型センシング技術等を活用した道路構造の電子データ化により、地方管理道路分も含めた国による一括審査を推進 ・優良事業者に限り特車通行許可期間の延長 ○重要物流道路制度の導入により、当該道路に指定され、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない道路について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置を令和元年7月31日から実施した。 ○デジタル化の推進により、あらかじめ登録を受けた特殊車両が、即時にウェブ上で確認した通行可能経路を通行できる制度を創設する等のため道路法改正案を令和2年2月4日に閣議決定した。 | ○デジタル化の推進により、あらかじめ登録を受けた特殊車両が、即時にウェブ上で確認した通行可能経路を通行できる制度の施行に向けて準備を進める。 | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 |
| ③建築物・土地利用関連規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 地域活性化分野 | 8 | 検査済証のない建築物の流通促進 | 検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引(購入、ファイナンス等)ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。 | 平成28年度以降継続的に検討・結論・措置 | 国土交通省 | ①検査済証のない建築物について、増築等を行わない場合にあつては、既存ストックの流通促進を図り、事業者が安心して取引できるよう、既存住宅の建物の売買において、検査済証等の代替として建築確認や完了検査を受けたことを証明できるものとして、建物が特定行政庁が保存する台帳に記載されている旨を証明する「台帳記載事項証明書」を申請に応じて発行すること及びこの一層の周知を行うことの依頼を、各特定行政庁に対して通知した。(平成29年3月31日付け国住指第4546号) ②検査済証のない建築物について、増築等を行う場合にあつては、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向けた特定行政庁との検討を踏まえ、技術的助言において、増築等に係る計画において、当該計画が最新の建築基準関係規定に適合するものであれば、確認済証を交付する旨を、各特定行政庁に対して通知することにより対応。(令和元年6月24日付け国住指第654号) | 措置済 | 解決 | | |
| ④その他地域活性化に資する規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成28年6月2日 | 地域活性化分野 | 14 | 地域におけるサービス事業者主体に係る制度整備 | 地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業者主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。 | 平成28年度以降随時措置 | 経済産業省 | 平成28年4月に「地域を支えるサービス事業者主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業者主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ、対象事業者の実態や実例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」を実施した。 | 事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、必要な施策について引き続き検討していく。 | 検討中 | 継続F | 平成29年度、平成30年度に実施された取組の記載がない。実施すべき施策についての検討状況について要フォロー。 |
| ①医薬分業推進の下での規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 健康・医療分野 | 6 | 政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し | 政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。 | 平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置 | 厚生労働省 | 平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)の定義及び数値の把握方法を検討した。その検討を踏まえ、平成29年度にKPIを設定し、その進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項(薬局機能情報提供制度)の改正省令を平成29年10月6日に公布し、同省令は平成31年1月1日(令和元年12月31日まで経過措置)に施行された。 | 各都道府県で運用されている薬局機能情報提供制度に係るシステムを活用し、進捗状況を把握する予定。当該情報が得られ次第、診療報酬改定の議論に活用する予定。 | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|---------------------------|---------|-----|-------------------------------------|--|--|----------------------------|---|---|------------|--------|---------------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| ②円滑な労働移動を支えるシステムの整備 | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 雇用分野 | 4 | 労使双方が納得する雇用終了の在り方 | 現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。 b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。 c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。 | a及びb 平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始 | a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省 | a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」に基づき各都道府県労働局における実施状況の確認や全国会議等での指示を行ってきた。 加えて「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、被申請人に対し、あっせんへの参加のメリット等を含めて引き続き丁寧な説明を行うよう都道府県労働局に対して指示を徹底するとともに、勧奨のためのリーフレットの改訂や被申請人あてあっせん開始通知書の様式改正(平成30年3月29日)を行い、都道府県労働局に対してその活用を指示。 b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を実施。 ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 c 閣議決定の記載を踏まえて平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、20回にわたり、既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働関係紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策及び解雇無効時における金銭救済制度の在り方について議論し、平成29年5月に報告書を取りまとめた。本報告書については、平成29年12月の労働政策審議会労働条件分科会に報告し、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場として「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を平成30年6月に設置し、検討を行った。 | a あっせんの参加勧奨について、あっせんのメリットを記載したリーフレットや様式改正をしたあっせん開始通知書を活用し、引き続き丁寧な説明を徹底していくとともに、あっせん制度の更なる周知を図るなど参加率向上のための取組を実施していくこととしている。 b 「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告を踏まえ、労働委員会の活用促進等に向け、都道府県労働委員会の認知度の向上のための取組等を実施していく。 c 透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方については、成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)に基づき、議論を進める。平成30年6月に、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場として「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を設置し、今後も引き続き検討を行う。 ※成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定・抜粋) 解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。 | 措置済 | 解決 | |
| ①農地中間管理機構の機能強化 | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 農業分野 | 7 | 農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化 | 農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。 | 平成27年度以降順次措置 | 農林水産省 | 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。 | 「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。 | 措置済 | フォロー終了 | |
| ③農業協同組合改革の確実な実施 | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 農業分野 | 9 | 農業協同組合改革の確実な実施 | 連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。 | 平成28年度以降措置 | 農林水産省 | 連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役職員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)、平成28年4月1日施行。 ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における農協改革の進捗状況を公表。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年2月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表) 等により自己改革を促している。 農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計126回開催。 | — | 措置済 | フォロー終了 | |
| ③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 投資促進等分野 | 21 | 理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認) | ①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。 | ①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始 | 厚生労働省 | 「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日食発1209第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)によって、「理容師法の運用に関する件」(昭和23年12月8日衛発第382号厚生省公衆衛生局長通知)を改正し、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。 また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。 | 衛生行政報告例において報告される重複開設件数等により制度改正の効果を見極めつつ、令和3年度を目途に、見直しについて検討を行う。 | 検討中 | 継続F | 制度改正後5年後目途(令和3年度)の見直しについて要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|-------------------|---------|-----|--|--|--|---------------|---|--|------------|------|-----------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ⑤ロボット利活用の促進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 投資促進等分野 | 44 | インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ) | 「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。 | 現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置 | 国土交通省 | 水中維持管理分野及びトンネル維持管理分野、橋梁維持管理分野のいずれにおいても、点検現場にてロボットの活用が可能となり、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」を通じて効果検証や開発支援を行ってきたロボット技術(24技術)が、実現現場にて活用されるに至った。 | — | 措置済 | 解決 | | |
| 平成27年6月30日 | 投資促進等分野 | 49 | 消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備 | 消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。 | 市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置 | 経済産業省 消費者庁 | 消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、令和2年3月1日時点で0件であった。 | 引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー | |
| ①空きキャパシティの再生・利用 | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 地域活性化分野 | 4 | 建築物の用途変更等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善) | ①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。 | ①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置 | 国土交通省 | ①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。進捗状況については、平成28年1月26日及び3月29日に地域活性化ワーキングにて報告済み。改訂に向けた特定行政庁との検討を踏まえ、技術的助言において、検査済証のない建築物について増築等を行う場合にあっては、増築等に係る計画において、当該計画が最新の建築基準関係規定に適合するものであれば、確認済証を交付する旨を、各特定行政庁に対して通知することにより対応(令和元年6月24日付け国住指第654号) ②当該ガイドラインに関する国土交通省ホームページの修正及び講習会等を実施した。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html | ①措置済 ②措置済 | 措置済 | 解決 | | |
| ④その他地域活性化に資する規制改革 | | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 地域活性化分野 | 29 | 建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し) | 建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。 | 平成27年度検討開始 | 国土交通省 | 令和元年に成立した建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律により許可基準の条項が改正され、これまで「5年以上の経営業務の管理責任者等の経験を有する者を役員等に配置する」とされていた基準が「建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること」とされた。 | 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の許可基準に係る部分は令和2年10月1日に施行されるため、施行に向けた準備を進める。 | 未措置 | 継続F | 法施行に向けた検討状況について要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|--------------------------|---------|-----|--------------------------------------|--|---|-------|---|---|------------|---|---------------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| ⑤「地方版規制改革会議」の設置 | | | | | | | | | | | |
| 平成27年6月30日 | 地域活性化分野 | 38 | 「地方版規制改革会議」の設置 | 規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を把握し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。 | — | 内閣府 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケートを実施。 同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を発出。 平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇談会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 (鳥取県)平成29年5月22日、平成29年度第1回鳥取県規制改革会議開催 (兵庫県)平成30年5月18日、第1回兵庫県規制改革推進会議開催 | — | 継続F | 地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。 | |
| ④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 医療・健康分野 | 42 | プライマリ・ケア体制の確立 | <p>プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、</p> <p>①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。</p> <p>②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。</p> <p>③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。</p> | <p>①平成26年度措置</p> <p>②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置</p> <p>③平成26年度検討開始、平成27年度結論</p> | 厚生労働省 | <p>①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。</p> <p>②総合診療専門医を含む新専門医制度については、日本専門医機構において、更新制度を含む研修制度の検討を行い、平成29年度から養成を開始することとされていたが、医師偏在の懸念が地域医療関係者から示されたことから、養成開始が1年延期され、地域医療への一定の配慮を行った上で平成30年度から養成が開始されている。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。</p> <p>③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療等に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施。</p> | <p>①令和2年度予算において、日本専門医機構に対する情報データベース作成等の支援事業を計上。</p> <p>②日本専門医機構における準備状況等を踏まえ、新たな専門医の仕組みの運用方針について関係者の合意が得られ次第、「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」等において、総合診療専門医を含む新たな専門医の広告について検討を行い、その結果に基づき所要の手続きを行う。</p> <p>③都道府県の実施状況を踏まえ、引き続き事業実施を支援。</p> | 検討中 | 継続F | 具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。 |
| ②ITによる経営効率化 | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 33 | 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進 | 公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。 | 平成26年度検討 | 国土交通省 | 平成29年度に「CIM導入ガイドライン(案)」を制定するとともに、「土木工事数量算出要領(案)」に3次元モデルを用いた数量算出手法を位置づけ、「CIM成果品作成の手引き(案)」として納品に当たった規定を定めた。平成30年度以後、それら基準・要領等の改定を毎年度実施するとともに、基準・要領等の拡充を図っている。令和元年度は、新たに「発注者におけるBIM/CIM実施要領(案)」及び「BIM/CIM活用ガイドライン(案)」を制定し、BIM/CIM活用に当たった規定を定めたほか、「BIM/CIM監督検査マニュアル(案)」等の一連の基準・要領等を整備し、建設生産・管理システムにおいてBIM/CIMが活用される環境が整備されたところ。 | BIM/CIM活用業務及びBIM/CIM活用工事において3次元モデルの利活用を図るとともにその活用における課題等を整理し必要に応じて基準・要領等の見直しを行う予定。 | 措置済 | 解決 | |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 38 | 金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化) | 地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。 | 平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置) | 総務省 | <p>(照会文書様式の統一化)</p> <p>地方税に係る照会文書の様式統一については、毎年度、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請している。</p> <p>(照会手続の電子化)</p> <p>行政機関から金融機関に対して行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び金融庁において関係府省や地方公共団体、金融機関(銀行等、証券、保険)による検討会を今年度開催し、令和元年11月に「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を策定した。とりまとめでは、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを目指すとされた。また、令和元年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)においても、上記とりまとめを踏まえ、検討することとされた。</p> | <p>(照会手続の電子化)</p> <p>引き続き、預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けた対応策を検討し、順次、省力化・迅速化への取組を推進していく。</p> | 検討中 | 継続F | 統一様式の普及状況および電子化の推進の取組について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|-------------------------|---------|-----|--|--|---|-------|---|---|------------|------|-----------------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 39 | 金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化) | 捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。 | 金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置 | 警察庁 | 一部の金融機関への預貯金等の取引状況等の照会は既にオンライン化されているところ、令和元年度中、新たに希望のあった金融機関をオンライン化の対象に追加した。また、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月14日閣議決定)等に基づき、預貯金等の取引状況に係る調査についてオンライン・ワンストップ化を推進することを目的として「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)に参画し、関係省庁や金融機関等との検討を行った。 | 「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた情報連携検討会」が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、関係省庁や金融機関等との検討を重ねる。 | 検討中 | 継続F | オンライン化の実現に向けた検討状況について要フォロー。 |
| ⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革 | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 63 | 金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化) | 捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。 | 平成27年度措置 | 警察庁 | 「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた情報連携検討会」(内閣官房、金融庁、警察庁、(一社)全国銀行協会等が構成員)が策定した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)において、金融機関側の「照会文書の様式や内容がバラバラであるため業務が煩雑化」しているといった課題認識が盛り込まれたことから、デジタル化に向けた行政機関の課題として「デジタル化を前提とした照会・回答内容や業務フロー等の見直し」のための対応策の検討等を行うこととした。 | 「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」(令和元年11月)を踏まえ、関係省庁や金融機関等との検討を重ねる。 | — | 継続F | 事業者ニーズの把握の状況等について要フォロー。 |
| 平成26年6月24日 | 創業・IT分野 | 85 | 貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③ | 引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで | 平成26年度検討・結論・措置 | 国土交通省 | 要望元において改めてニーズ調査を行ったが、明確なニーズが示されなかった。 | 今後、業界団体や事業者等から明確なニーズが示された場合には、検討を再開する。 | 措置済 | 解決 | |
| ③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 13 | 事業拡大への対応等 | 更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。 | 原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置 | 農林水産省 | 役員のグループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人について役員の農業常時従事要件を特定の緩和する仕組みを設ける等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出し、令和元年5月に成立。同年11月に施行。 | 「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。制度の周知に努める。 | 措置済 | 継続F | 実際の運用状況について要フォロー。 |
| ④農業協同組合の見直し | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 14 | 中央会制度から新たな制度への移行 | 農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に進める組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。 | 平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す | 農林水産省 | 農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・全中は、令和元年9月30日に一般社団法人へ移行済み。 ・都道府県中央会は、8県で平成31年4月1日に、39都道府県で令和元年9月30日に農協連合会へ移行済み。 | — | 措置済 | 解決 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | |
|------------|------|-----|---------------|---|---|--------------|--|------------------------|------------|--------|--------------------|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 15 | 全農等の事業・組織の見直し | 全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。 | 平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なもの、次期通常国会に関連法案の提出を目指す | 農林水産省 | 全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 | - | 措置済 | 解決 | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 16 | 単協の活性化・健全化の推進 | 単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置か、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用を推進を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。 | 平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なもの、次期通常国会に関連法案の提出を目指す | 農林水産省 金融庁 | <ul style="list-style-type: none"> ・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配分に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農協連合会等の業務の代理を行うことができるものとする 等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月、農協改革集中推進期間における自己改革の実施状況を公表 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月、平成30年6月及び令和元年9月に結果を公表) ・平成30年2月から令和2年2月にかけて、全都道府県において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで53事例を公表)等により自己改革を促している。 | - | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 17 | 理事会の見直し | 農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。 併せて次世代へのパトタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。 | 平成26年度検討・結論 | 農林水産省 | 理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に着しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 <ul style="list-style-type: none"> ・理事の構成要件については、令和元年度時点で608農協(608農協の100%)が充足済み。 ・総合農協の理事等に占める女性の割合は年々増加し、令和2年3月31日度時点で9.4% ・総合農協の理事等に占める青年(45歳以下)の割合は横ばいとなっており、令和2年3月31日度時点で1.7% | - | 措置済 | フォロー終了 | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 18 | 組織形態の弾力化 | 単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。 | 平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なもの、次期通常国会に関連法案の提出を目指す ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始 | 農林水産省 金融庁 | <ul style="list-style-type: none"> 農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・15専門農協と1専門連が株式会社へ組織変更済み。 ・9専門農協と1専門連が一般社団法人へ組織変更済み。 <p>農林中金・信連・全共連については、「農協改革の法制度の骨格」(平成27年2月13日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。</p> | - | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|------------|----------|-----|---|---|--------------------------------|--------------|---|---|------------|------|--------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 19 | 組合員の在り方 | 農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。 | 平成26年度検討開始 | 農林水産省 | 改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・准組合員の事業利用について、改正法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始し、1回目の調査結果を令和元年9月に公表した。 | — | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 | |
| 平成26年6月24日 | 農業分野 | 20 | 他団体とのイコールフットイング | 農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。 | 平成26年度検討・結論 | 農林水産省 | 「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付で「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。 | — | 措置済 | 継続F | 引き続き運用状況について要フォロー。 | |
| ①対日投資促進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 貿易・投資等分野 | 6 | 社会保障協定の締結に向けた取組の推進 | 日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。 | 平成26年度以降継続実施 | 外務省 厚生労働省 | 社会保障協定の締結については、これまでに20カ国との間で協定が発効している。また、現在トルコとの間で政府間交渉を、オーストリア及びベトナムとの間で予備協議等を実施している。 | 相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。 | 措置済 | 解決 | | |
| ②空港規制の緩和 | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 貿易・投資等分野 | 8 | 首都圏空港の更なる機能強化 | 平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。 | 平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置 | 国土交通省 | 増加する訪日外国人旅行者への対応、我が国の国際競争力の強化等の観点から、首都圏空港(羽田空港・成田空港)について、それぞれ年間発着容量を約4万回拡大した。 羽田空港については、騒音・落下物対策、丁寧な情報提供を行い、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線の年間発着枠を約4万回拡大した。成田空港については、令和元年10月よりA滑走路の夜間飛行制限緩和を実施するとともに、令和元年12月に高速離脱誘導路の供用を開始し、令和2年3月29日から空港処理能力を約4万回拡大した。 また、成田空港の年間発着容量を50万回に拡大する更なる機能強化について、成田空港の基本計画を改定するとともに、施設変更の許可を行った。 これらの機能強化が実現すれば、首都圏空港の年間発着容量は約100万回となる。 | 成田空港の機能強化については、更なる機能強化として、平成30年3月の国、千葉県、周辺市町、空港会社からなる四者協議会の合意に基づき、B滑走路延伸・C滑走路新設及び夜間飛行制限の緩和により、年間発着容量を50万回に拡大する取組を進める。 | 未措置 | 継続F | 引き続き取組状況について要フォロー。 | |
| ④相互認証の推進 | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 貿易・投資等分野 | 23 | 電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進) | 今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。 | 平成26年度以降継続実施 | 経済産業省 | これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを15回開催し、計177規格について最新のIEC規格との整合化を図った。 | 引き続き電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催し、IEC規格の改定等があったJIS規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定であり、J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。 | 未措置 | 継続F | 引き続き取組状況について要フォロー。 | |
| ⑥入管政策の改定 | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年6月24日 | 貿易・投資等分野 | 47 | トランジット・ビザ発給方法の見直し | トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。 | 平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置 | 外務省 | トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が低価格であり、申請時の提出書類も簡素化されている。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が十分図られている。したがって、他国の手続きと比較しても特段の差異はないため、更なる簡素化等の必要性はないと考えられる。 | トランジット・ビザに関しては、既に観光目的等の他の短期滞在ビザに比べて、ビザ手数料が安く設定されており、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化が既に行われている。したがって、現時点において見直しの必要性は認められないが、ハブ空港化の動きなど新たな需要の動向も引き続き注視しながら、必要に応じて検討していく。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |

| 閣議決定 | 分野 | No. | 事項名 | 規制改革の内容 | 実施時期 | 所管府省 | これまでの実施状況 (令和2年3月31日時点) | 今後の予定 (令和2年3月31日時点) | 規制改革推進会議評価 | | | |
|--------------------------|------------|-----|---|---|--|-----------------------|---|---|------------|------|--------------------|--|
| | | | | | | | | | 措置状況 | 評価区分 | 指摘事項 | |
| ①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消 | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年6月14日 | エネルギー・環境分野 | 2 | 電力システム改革 | 電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。 | (1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～令和2年までを目途に実施 | 経済産業省 | 改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。自由化に先立ち、平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性及び高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している)。 さらに、(3)については、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した(令和2年4月1日に施行予定)。なお、需要家保護のために、経過措置として規制料金を存続することとした(令和2年4月以降)。 | 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号、平成27年6月成立)が令和2年4月1日に施行される。また、経過措置(規制料金)の解除判断について検討していく。その他、改革の目的である「安定供給の確保」「電気料金の最大限の抑制」「需要家の選択肢及び事業機会の拡大」に向けて、不断に必要な措置を講じていく。 | 未措置 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| ②次世代自動車の世界最速普及 | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年6月14日 | エネルギー・環境分野 | 57 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。 | 圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。 | HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置 | 経済産業省 | HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。 | HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。 | 検討中 | 継続F | 引き続き検討状況について要フォロー。 | |
| ①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出 | | | | | | | | | | | | |
| 平成25年6月14日 | 創業等分野 | 9 | 総合取引所の実現に向けた取組の促進 | 昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。 | 平成25年度検討・結論 | 金融庁 農林水産省 経済産業省 | ・総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。 ・平成30年10月23日、日本取引所グループ(JPX)と東京商品取引所(TOCOM)との間で秘密保持契約を締結した上で、総合取引所化に向けた検討・研究の推進に関する協議を開始。 ・平成31年3月28日、JPXとTOCOMは、経営統合に関し、以下の(1)～(3)を内容とする基本合意書を締結。 (1) JPXは、TOCOMを完全子会社とすることを目的として、TOCOMの発行済み株式を対象とした公開買付け(TOB)を実施。 (2) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMから大阪取引所に以下を内容とする商品移管 ① 貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品をTOCOMから大阪取引所に移管すること。 ② 石油市場、中京石油市場の上場商品は当面移管しないこと。大阪取引所への石油商品の上場については、両社間で協議すること。 ③ 電力・LNGは、TOCOMにおいて上場を目指すこと。 ④ 立会休止中の上場商品、新たな上場商品等については、両社間で協議すること。 (3) 2020年度の可能な限り早期に、TOCOMの子会社である日本商品清算機構(JCCH)を、JPXの子会社である日本証券クリアリング機構(JSCC)に統合。 ・JPXは、TOCOMの発行済み株式を対象とするTOBを実施した結果、議決権の97.15%を取得し、令和元年10月1日付けでTOCOMを連結子会社とした。また、JPXは、株式等売渡請求その他会社法に基づく一連の手続により、TOBに応募しなかったTOCOM株主から残りの株式を取得し、同年11月1日付けでTOCOMを完全子会社とした。 ・令和元年6月28日、金融庁は、農林水産省及び経済産業省と協議のうえ、金融商品取引法上の商品関連市場デリバティブ取引の対象となる商品(金、銀、白金、パラジウム、原油、くん煙シート、技術的格付けゴム、大豆、小豆、とうもろこし)を指定する金融庁長官告示「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品定める件」を発出した。 | 投資家の利便性の向上、デリバティブ取引市場の拡大、国際競争力の強化のため、2020年度の上期に総合取引所が実現できるよう、引き続き必要な環境整備に積極的に取り組む。 | 措置済 | 継続F | 措置済 | |